令和7年度

藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

設計：荒井建築計画事務所　１級建築士事務所

建築図

No.	Title		Scale
A-01	建築工事改修特記仕様書1	(R6.1)	
A-02	建築工事改修特記仕様書2	(R6.1)	
A-03	建築工事改修特記仕様書3	(R6.1)	
A-04	建築工事改修特記仕様書4	(R6.1)	
A-05	建築工事改修特記仕様書5	(R6.1)	
A-06	建築工事改修特記仕様書6	(R6.1)	
A-07	建築工事改修特記仕様書7	(R6.1)	
A-08	建築工事改修特記仕様書8	(R6.1)	
A-09	建築工事改修特記仕様書9	(R6.1)	
A-10	施工条件特記仕様書		
A-11	位置図・配置図		1/500　1/2500
A-12	仮設計画平面図		1/200
A-13	平面詳細図	(現況・改修)	1/50
A-14	天井伏図	(現況・改修)	1/50
A-15	解体図		1/50
A-16	各部詳細図	(現況・改修)	1/5　1/10　1/20
A-17	展開図1	(現況・改修)	1/50
A-18	展開図2	(改修)	1/50
A-19	展開図3	(現況・改修)	1/50
A-20	展開図4	(改修)	1/50
A-21	建具表1	(現況・改修)	1/50
A-22	建具表2	(現況・改修)	1/50

機械設備図

No.	Title		Scale
M-01	機械設備工事特記仕様書1	(R6.4)	
M-02	機械設備工事特記仕様書2	(R6.4)	
M-03	衛生設備　器具リスト	(現況・改修)	
M-04	衛生設備　1階平面詳細図	(現況・改修)	1/50
M-05	衛生設備　2階平面詳細図	(現況・改修)	1/50
M-06	衛生設備　3階平面詳細図	(現況・改修)	1/50
M-07	換気設備 機器表	(現況・改修)	
M-08	換気設備　1階平面詳細図	(現況・改修)	1/50
M-09	換気設備　2階平面詳細図	(現況・改修)	1/50
M-10	換気設備　3階平面詳細図	(現況・改修)	1/50

電気設備図

No.	Title		Scale
E-01	電気設備工事特記仕様書1	(R6.4)	
E-02	電気設備工事特記仕様書2	(R6.4)	
E-03	電気設備　1階平面詳細図	(現況・改修)	1/50
E-04	電気設備　2-3階平面詳細図	(現況・改修)	1/50

建築改修工事特記仕様書

第１　工事概要

1 工事名称　令和7年度 藤枝中学校トイレ洋式化等 改修工事
2 工事場所　藤枝市 音羽町一丁目 地内
3 敷地面積　46,806㎡
4 都市計画　○ 都市計画区域内　・準都市計画区域内　・都市計画区域外
　・線引（・市街化区域　・市街化調整区域）　・非線引
5 用途地域　○ 第一種中高層住居専用地域
6 防火地域　・防火地域　・準防火地域　○ 指定なし
7 その他の地域・地区　○ 風力係数算定のための地表面粗度区分（・Ⅱ　○ Ⅲ）
　○ 風圧力算定のための基準速度　Vo＝　32　m/s
　・積雪荷重　H12建設省告示1455号における区域　別表（※24　・　）
　○ 騒音規制法に基づく指定区域（・１種　○ ２種　・３種　・４種）

8 建物概要

建物名称	構造・階数	工事種別	建築面積㎡	延べ面積㎡	建設年度	備考
藤枝中学校	RC造・3階	改修	1799.65	4190.48		

9 工事内容

藤枝中学校のトイレ洋式化等に伴う改修工事

○ 第２　仕様

○ 1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)によるほか、下記仕様書のうち、○印の付いたものを適用する。
・土木工事共通仕様書
○ 建築工事標準図(令和４年版)（以下「標準詳細図」という。）
○ 建築物解体工事共通仕様書(令和４年版)
○ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和４年版(以下「標準仕様書」という。)
・営繕工事写真撮影要領(令和３年版)、工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版)

○ 2 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　）図による。

○ 3 設計図の内容に明記がない場合、又は相違ある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1)質問回答書((2)から(5)までに対するもの)　(2)現場説明書　(3)特記仕様書
(4)別冊の図面　(5)標準仕様書・改修標準仕様書

○ 4 本特記仕様書の表記
(1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。
　○印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。
　○印と※印の付いた場合は、共に適用とし、適用範囲は図示とする。
(3)特記事項に記載の(　.　.　)及び[　.　.　]内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」の　当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4)受注者は南海トラフ地震に関連する情報（地震）が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
　上記事実が発生した場合は、静岡県建設工事請負契約約款第26条(臨機の措置)の規定による。
(5)[G] 印は「静岡県環境物品等の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の公共工事に関わる特定調達品目を示す。
(6)標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令(条例を含む)の改正等により抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)の規定を優先する。

○ 第３　電子納品等

1 納品の仕様等は「静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」による。
2 貸与する設計図CADﾃﾞｰﾀの有無　※有り　・無し
3 貸与するCADﾃﾞｰﾀの使用範囲
　当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

○ １章　各章共通事項

○ 1 工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）への登録　(1.1.4)

受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。

○ 2 工事の一時中止　(1.1.9)

藤枝市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

○ 3 総合施工計画書　(1.2.2)

総合施工計画書(総合仮設計画を含む)を提出すること

○ 4 各工事の施工計画

○ 仮設工事　○ 防水改修工事　・外壁改修工事　○ 建具改修工事
○ 内装改修工事　・塗装改修工事　・耐震改修工事
・吹付ｱｽﾍﾞｽﾄの除去及び封じ込め工事　○ 解体工事

○ 5 施工条件　(1.3.5)

工事用車両の駐車場所　・図示
資機材置場　・図示

6 ｼｰﾘﾝｸﾞ材の調査及び撤去

・第一次判定(ｼｰﾘﾝｸﾞ材種の判定)
　日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞを送付し、材種の判定を行う。
　判定結果については、監督職員に速やかに報告する。
　ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所　※監督職員との協議による　・図示
　採取箇所数　※監督職員との協議による　・　箇所
　採取方法は「PCB含有判定ｼｰﾘﾝｸﾞ材ｻﾝﾌﾟﾙ採取ﾏﾆｭｱﾙ(日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会)」を参考にすること。

・第二次判定　（・PCB含有量の判定　・ｱｽﾍﾞｽﾄ含有量判定　）
　専門分析機関に次のｼｰﾘﾝｸﾞ材のｻﾝﾌﾟﾙを送付し、含有量の分析を行う。なお、分析ｻﾝﾌﾟﾙの四周は除去し、採取部の内部(大気にさらされていない部分)を取り出して分析する。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。
　ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ採取箇所　(　　)　採取箇所数　(　　)

撤去方法
・「標準施工要領書(日本ｼｰﾘﾝｸﾞ工事業協同組合連合会/日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会)」による。
・石綿含有成形板の除去に準じる
撤去範囲　※図示　・

○ 7 発生材の処理等　(1.3.12)

次の物品は、PCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。
・昭和47年以前の建築物：ﾎﾟﾘｻﾙﾌｧｲﾄﾞ系ｼｰﾘﾝｸﾞ

・引渡しを要するもの　（・金属類　・PCB含有物　・　・　）
・特別管理産業廃棄物　（・廃石綿　・鉛含有物　・　・　）
・現場において再利用を図るもの　（・　・　）
・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ
　ⅰ）廃せっこうﾎﾞｰﾄﾞの裏面の表示を確認し、石綿、ヒ素、ｶﾄﾞﾐｳﾑを含有するか又は、含有していないことが確認できない場合は、各製造工場に問合せの上、適切に処理する。
　ⅱ）石綿含有せっこうﾎﾞｰﾄﾞ　9章による
・その他の含有物質　（　　）　搬出先　（　　）
・特殊な建設副産物　・ﾌﾛﾝ　・ﾊﾛﾝ　・六ﾌｯ化硫黄(SF6)ｶﾞｽ　・PFOS(ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛ)　・ｲｵﾝ化式感知器
　位置　（※図示　・　）

○ 8 産業廃棄物管理票

(財)日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ（http://www.jwnet.or.jp）が運営する「情報処理ｾﾝﾀｰの登録（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）により行うこと。これにより難い場合は監督職員と協議する。

○ 9 建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ

本工事の情報を「建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ（COBRIS）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにﾃﾞｰﾀ入力を行う。また、同ｼｽﾃﾑにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。

10 特定建設資材の再資源化等

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。
ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議する。
また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。

○ 分別解体の方法

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
新営、増築、改修工事	(1)造成等、基礎ぐい	左記の工事	※手作業　・手作業・機械作業の併用
	(2)基礎		※手作業　・手作業・機械作業の併用
	(3)上部構造部分・外装		※手作業　・手作業・機械作業の併用
	(4)屋根		※手作業　・手作業・機械作業の併用
	(5)建築設備・内装等		※手作業　・手作業・機械作業の併用
	(6)その他(　　)		※手作業　・手作業・機械作業の併用

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
解体工事	(1)建築設備、内装材等	左記の取り外し	手作業
	(2)屋根ふき材		手作業
	(3)外装材、上部構造部分	左記の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	(4)基礎、基礎ぐい		手作業・機械作業の併用
	(5)その他(　　)		手作業・機械作業の併用

・特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
・ｺﾝｸﾘｰﾄ		
・鉄及びｺﾝｸﾘｰﾄから成る建設資材		
・ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ		
・建設発生木材		

通知に係る事項の説明時に上記と異なる施設(同種の再資源化等を行う施設に限る)を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

○ 11 環境への配慮　(1.4.1)

(1)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に所要の品質及び性能を有すると共に、次のアからｴを満たすものとする。
ｱ　合板、木質系ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層材、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、その他の木質建材、ﾕﾘｱ樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、ﾌｫﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する『ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量』の区分に応じた材料を使用する。
ｲ　接着剤及び塗料は、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ及びｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝの含有量が少ない材料を使用する。
ｳ　接着剤は、可塑性(ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｰｎ-ﾌﾞﾁﾙ及びﾌﾀﾙ酸ｼﾞｰ2-ｴﾁﾙﾍｷｼ等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
ｴ　ｱの材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
(2)設計図書に規定する『ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量』の区分において、「規制対象外」とは次のｱ又はｲに該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次のｳ又はｴに該当する材料を指す。
ｱ　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料以外の材料
ｲ　建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
ｳ　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料
ｴ　建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○ 12 材料の品質等　(1.4.2)

(1)　本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
(2)　備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
(3)　標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
(4)　本工事に使用する材料のうち(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し等)を監督職員に提出して承諾を受ける、ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
(5)　製造業者等に関する資料の提出を求める材料
・鉄骨柱下無収縮ﾓﾙﾀﾙ　・無収縮ｸﾞﾗｳﾄ材　・乾式保護材(防水立上り部)
・既調合ﾓﾙﾀﾙ(ﾀｲﾙ工事用)　・既調合目地材　・ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ　・吸水調整材
・錠前類　・ｸﾛｰｻﾞｰ類　・自動扉機構　・自閉式上吊り引き戸機構(手動開き式)
・重量ｼｬｯﾀｰ　・軽量ｼｬｯﾀｰ　・ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ　・防水剤
・現場発泡断熱材(特定ﾌﾛﾝによるものを除く)　・ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ　・可動間仕切り
・移動間仕切り　・ﾄﾚﾍﾞｰｽ　・煙突用成形ﾗｲﾆﾝｸﾞ材　・天井点検口　・床点検口
・ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　・屋上緑化用ｼｽﾃﾑ　・ﾄｯﾌﾟﾗｲﾄ　・ｴﾎﾟｷｼ樹脂
・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ　・鋳鉄製ふた

○ 13 材料の検査等

現場に搬入したすべての材料について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。ただし、下表に掲げ材料については監督職員の検査を受ける。
なお、監督職員の検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は以後原則として抽出検査とする。
また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。

材料名称

仮設工事
・
・
・
土工事
※埋め戻し、盛土材
・
・
・
地業工事
・砕石
※杭
・杭施工混和材
・溶接材料
・杭頭補強筋
・地盤改良材
・
・
鉄筋工事
※鉄筋
・溶接金網
・ｽﾘｰﾌﾞ補強筋(既製品)
・
・
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
・型枠
・特殊型枠(ﾌﾗｯﾄﾃﾞｯｷ他)
※ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ｾﾒﾝﾄ
・骨材
・水
・混和材
・
・
鉄骨工事
※鋼材
・高力ﾎﾞﾙﾄ、普通ﾎﾞﾙﾄ
・ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
・ｽﾀｯﾄﾞ
・ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄ
・溶接材料
・耐火被覆材
・溶融亜鉛めっき
・
・
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ他工事
・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ
・ALCﾊﾟﾈﾙ
・押出成形ｾﾒﾝﾄ板
・
・
・

防水工事
・防水材
・断熱材、接着剤
○ ｼｰﾘﾝｸﾞ材
・
・
石、ﾀｲﾙ工事
・石材
・取付金物
・ﾀｲﾙ
・ﾀｲﾙ張付け用材料
・
・
木工事
・木材
・集成材
・
・
屋根、とい工事
・長尺金属板
・折板
・粘土瓦
・とい
・
・
金属工事
・金属製品
○ 軽量鉄骨天井下地
○ 軽量鉄骨壁下地
・あと施工ｱﾝｶｰ
・
・
左官工事
・ﾓﾙﾀﾙ
・ｾﾙﾌﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ材
・仕上塗材
・ﾛｯｸｳｰﾙ
・
・
建具工事
○ ｱﾙﾐ製、鋼製建具
○ 木製建具
・建具用金物
・ｶﾞﾗｽ
・ｼｬｯﾀｰ
・
・
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事
・
・

塗装工事
○ 塗料
・
・
内装工事
・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ
・ｶｰﾍﾟｯﾄ
・合成樹脂塗床材
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
・畳
・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ
・壁紙
・断熱、防露材
○ ﾒﾗﾐﾝ化粧板t3
○ 乾式二重床工法
ﾕﾆｯﾄ、その他工事
・ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ
・可動間仕切
○ ﾄﾚﾍﾞｰｽ
・
・
排水工事
・排水管
・排水桝
・
・
舗装工事
・路床
・路盤材
・ｱｽﾌｧﾙﾄ
・ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ﾌﾞﾛｯｸ系舗装材
・
・
植栽工事
・樹木
・芝、吹付けは種、地被類
・支柱材
・肥料、土壌改良剤
・
・

監督職員の検査を受けて使用すべきとされた材料であっても、設計図書に定めるJISｴｽはJASのﾏｰｸ表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督職員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

14 調査のための破壊部分の補修

補修方法　※現状復旧　・図示

15 石綿含有建材の調査　(1.5.1)

受注者は石綿含有建材の事前調査を行う。なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるもの及び建築物の解体工事で解体部分の床面積が80㎡以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告ｼｽﾃﾑ」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。
※石綿事前調査結果報告ｼｽﾃﾑには「gBizID(https://gbiz-id.go.jp)」への登録が必要となる。

調査範囲　※図示　・
既存の設計図書　・有　・無
石綿含有建材の調査報告書の貸与　・有　・無
調査方法　・定性分析　・定量分析
分析による石綿含有建材の調査
　分析対象：ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ、ｱﾓｻｲﾄ、ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ、ｸﾘｿﾀｲﾙ、ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ、ﾄﾚﾓﾗｲﾄ
　分析方法(ｻﾝﾌﾟﾙ数：3ﾎﾟﾝﾌﾟﾙ/箇所)

材料名	定性分析(JISA1481-2)	定量分析(JISA1481-3)
	・(　箇所数　：　)	・(　箇所数　：　)
	・(　箇所数　：　)	・(　箇所数　：　)
	・(　箇所数　：　)	・(　箇所数　：　)
	・(　箇所数　：　)	・(　箇所数　：　)

採取箇所　・図示　・

16 地場産品

静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき地場産品の使用促進を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的とする。受注者は工事に使用する建設資材等について契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。
「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。
「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。
「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。

○ 17 技能士　(1.7.2)

一級技能士又は単一等級の資格者を有する者の配置を適用する作業種別

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	型枠施工	・型枠工事作業
	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・構造物鉄工作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ、ALCﾊﾟﾈﾙ、押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ﾌﾞﾛｯｸ建築	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業
	ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工	・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	防水施工	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業
		・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
		・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
		・合成ｺﾞﾑ系シート防水工事作業
		・塩化ﾋﾞﾆﾙ系シート防水工事作業
		・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業
		・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業
		・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰﾁ工法防水工事作業
		・FRP防水工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
ﾀｲﾙ工事	ﾀｲﾙ張り	・ﾀｲﾙ張り作業
木工事	建築大工	○ 大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業
	ｽﾚｰﾄ施工	・ｽﾚｰﾄ工事作業
金属工事	内装仕上施工	○ 鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
左官工事	左官	○ 左官作業
建具工事	ｻｯｼ施工	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	・ｶﾞﾗｽ工事作業
	自動ﾄﾞｱ施工	・自動ﾄﾞｱ施工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業
	ｻｯｼ施工	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業
	ｶﾞﾗｽ施工	・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	塗装	○ 建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	○ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業
		・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業
		○ ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業
	表装	○ 壁装作業
排水工事	配管	・建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・溶解ｱｽﾌｧﾙﾄﾏｰｶｰ工事作業
		・加熱ｱｽﾌｧﾙﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

なお、県内に一級技能士が少ない作業職種は、予め監督職員と協議することができる。

18 室内空気中の化学物質の濃度測定　(1.7.9)

測定対象室及び測定箇所数
測定対象室　※全ての居室、常時換気しない書庫、倉庫　・図示
測定箇所数　(　　)　箇所

室の床面積A(m2)	A≦50	50＜A≦200	200＜A≦500	500＜A
測定箇所数	1	2	3	4

使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており、同様の測定結果となることが予想される複数の室については、監督職員と協議の上、そのうちの１室以上を測定する。
測定方法　※ﾊﾟｯｼﾞ採取による蒸気拡散式分析法
　・厚生労働省の標準法
測定物質　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ

対象物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08ppm（　100μg/m3）
ﾄﾙｴﾝ	0.07ppm（　260μg/m3）
ｷｼﾚﾝ	0.05ppm（　200μg/m3）
ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.88ppm(3、800μg/m3)
ｽﾁﾚﾝ	0.05ppm（　220μg/m3）

社会福祉施設においては、ﾊﾟﾗﾀﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの測定要否を監督職員と協議すること。
測定者　専門測定機関による測定　※現場作業員による測定　・
測定前準備　測定対象室を30分換気し、その後5時間閉鎖する。
測定時　測定前準備・測定時は換気設備又は空気調和設備を稼動させたまま行う。ただし、局所的な換気扇で常時稼動させないものは停止させたままとする。測定時間は、原則として24時間とする。ただし、24時間測定が行えない場合は8時間測定(10時30分～18時30分)とする。
　測定位置は、室中央付近の床から1.2m～1.5mの高さとする。
測定後　測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記載すること。

○ 19 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

○ 20 設備工事との取合い

施工範囲　※工事区分表による　・
施工図　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

○ 21 検査

中間検査　※対象工事　(実施は中間検査実施基準による)　○ 対象外工事

○ 22 完成時の提出図書　(1.9.1～1.9.3)(表1.9.1)

※現場説明書による。

○ 23 重機類

※低騒音型　(　　)　・低振動型　(　　)　・指定無し

24 設計GL

設計GL　※図示

○ 25 既存部の汚損等

工事施工に際し、既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造、仕上げ共、既存にならい補修する。

○ 26 事故報告

工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。また建設工事事故報告ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽに登録すること。

○ 27 異常気象時の報告

異常気象時（大雨警報、暴風警報、大雪警報）及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督職員に報告する。

○ 28　公共事業労務費調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1)調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2)調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3)正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

(4)対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○ 29　建設発生土の処理　[3.2.5]

・場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。

搬出場所　（　　）

受入条件　（　　）

仮置き場　（　　）

土壌汚染のおそれ　・無　・有

分析調査　・無　・有　該当有害物質　（　　）

調査対象　※ 静岡県盛土等の規則に関する条例施行規則 別表第1の29物質

・場内指定場所に敷き均し　（・図示　・　　）

・場内指定場所に堆積　（・図示　・　　）

なお、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。

静岡県建設発生土マッチングシステム等により他工事現場との調整を行うこと

○ 2章　仮設工事

○ 1　足場その他　(2.1.3)(2.2.1)(表2.2.1)

内部足場の種別　※ 脚立、足場板等　○ 解体用棚足場

外部足場の種別　・枠組足場　○ くさび緊結式足場　・単管本足場

・仮設ｺﾝﾄﾞｺﾞ　・移動式足場　・

手すり先行足場の設置　※ 行う　・行わない

工事で設置する足場については、標準仕様書2.2.4(2)によるほか、「手すり先行工法等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」（厚生労働省平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立てや解体等の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式、又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台や墜落防護さく等を設置する。

○ 外部足場の防護ｼｰﾄによる養生

○ 養生ﾈｯﾄ　・養生ｼｰﾄ　（・Ⅰ類　・Ⅱ類　）　・ｳｨﾝﾄﾞ状養生ｼｰﾄ　（・Ⅰ類　・Ⅱ類　）

騒音・粉じん等の対策　・防音ｼｰﾄ　・防音ﾊﾟﾈﾙ　・

設置範囲　・図示　・

2　材料、搬去材等の運搬　(2.2.1)(表2.2.1)

種別　・A種　・B種　・C種　・D種　・E種

C種　利用可能なエレベーター　（・図示による　・　　）

D種　利用可能な階段　（・図示による　・　　）

○ 3　既存部分の養生　(2.3.1)

○ 既存部分の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ、合板等　・

・既存家具、既存設備等の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・

○ 工事用通路の養生方法　※ ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等　・

・固定された備品、机、ﾛｯｶｰ等の移動　※ 図示

・既存ﾌﾟﾗｲﾄﾞﾙ、ｶｰﾃﾝ等の養生　※ 図示

既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

○ 4　仮設間仕切り　(2.3.2)

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示　・

仮設間仕切りの種別と材質等

種別	仕上げ(厚さ㎜)	塗装	充填
○ A種	○ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ 種類 ・ 厚さ ・　※ 9.5mm	○ 無し ・片面	・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ32K厚さ50mm以上
・B種	・合板 種類 ・ 厚さ ・　※ 9mm		
・C種	防炎ｼｰﾄ		

仮設間仕切りに設ける扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所
※ 木製	※ 合板張り程度　・	・無し ・片面	・　箇所 ・図示
・	・		

5　監督職員事務所　(2.4.1)

規模、仕様　・10㎡程度　・既存建物利用　・

備品等(標準仕様書によるほか下記による)

・机　・椅子　・ｺﾞﾑ長靴　・雨がっぱ　・保安帽　・墜落制止用器具　・更衣ﾛｯｶｰ

以上は監督職員　人分

・書籍　・白板　・掛時計　・寒暖計　・懐中電灯　・受注者加入電話の子機　・消火器

・冷暖房機器　・ﾊﾟｿｺﾝ　（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続：　）

以上は各１ヶ

6　監理事務所

規模、仕様　・10㎡程度　・既存建物利用　・

備品等

・机　・椅子　・ｺﾞﾑ長靴　・雨がっぱ　・保安帽　・墜落制止用器具　・更衣ﾛｯｶｰ

以上は　人分

・書籍　・白板　・掛時計　・寒暖計　・懐中電灯　・受注者加入電話の子機　・消火器

・冷暖房機器　・ﾊﾟｿｺﾝ　（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続：　）

以上は各１ヶ

○ 7　工事用水

構内既存の施設　・利用できない

○ 利用できる（ ※ 有償 ・無償　※利用可能口径　φ　本）

○ 8　工事用電力

構内既存の施設　・利用できない

○ 利用できる（ ※ 有償 ・無償　※利用可能電力　W　回路）

3章　防水改修工事

1　施工数量調査　(1.6.2、3)

調査範囲　・図示　・防水改修範囲

調査方法　・図示

既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・

調査報告書　提出部数　・2部　・

2　降雨等に対する養生方法(とい共)　(3.1.3)

※ 改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による　・

3　既存防水の処理　(3.1.4)(3.2.3、4、6)

・既存保護層の撤去　範囲　・図示　・

・既存防水層の撤去　範囲　・図示　・

・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去　（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X　）

4　既存下地の処理　(3.2.6)

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示　・

P0S工法及びP0SI工法(機械的固定方法)の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理

※ 改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)③～③による

設備機器架台、配管受部、ﾊﾞﾗﾍﾞｯﾄ、貫通ﾊﾟｲﾌﾟ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理

・図示　※ 監督職員と協議する

5　試験

・施工完了後の満水試験

(ｱｽﾌｧﾙﾄ防水、改質ｱｽﾌｧﾙﾄ防水、合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水、塗膜防水の場合)

6　アスファルト防水　(3.3.2～5)

改修工法	種別	施工箇所	断熱材[G]	絶縁用ｼｰﾄ
・P2A	・A-1 ・A-2 ・A-3	図示		※ ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70kg/㎡程度 ・
・P1B	・B-1 ・B-2 ・B-3			
・P2A1	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3		(種類) JISA9521に基づく押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き) (厚さ)	※ ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/m2程度 ・
・P1B1	・BI-1 ・BI-2		・ ・ ・	

改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ

※ 標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　・露出単層防水用　・露出複層防水用

・非露出単層防水用　・非露出複層防水用

材料による区分　※ R種

厚さ　（　　）㎜以上

部分粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ

※ 標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　・露出単層防水用　・露出複層防水用

・非露出単層防水用　・非露出複層防水用

材料による区分　※ R種

厚さ　（　　）㎜以上

平場の保護ｺﾝｸﾘｰﾄの厚さ　こて仕上げ　※ 水下80mm以上　・

床ﾀｲﾙ張り　※ 水下60mm以上　・

立上り部の保護工法

・乾式保護材（品質、性能、試験方法)建築材料等品質性能表による

窯業系ﾊﾟﾈﾙⅠ類　（厚さ　(mm)　幅　(mm)）

・れんが押え　（※ JIS R 1250　・　）

・コンクリート押え

・モルタル押え(屋内)

屋根露出防水

工法	種別	施工箇所	断熱材[G]	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用[G]	備考
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4	図示		・ ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様による	・ ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様による	・	
・M3D ・P0D	・D-1 ・D-2			・ ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様による	・ ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0DI ・N3DI ・N4DI	・DI-1 ・DI-2		改修標準仕様書3.3.2(9) (種類) (厚さ) ・	・ ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様による	・ ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ

※ 改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　・露出単層防水用　・露出複層防水用

・非露出単層防水用　・非露出複層防水用

材料による区分　※ R種

厚さ　（　　）㎜以上

部分粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ

※ 標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　・露出単層防水用　・露出複層防水用

・非露出単層防水用　・非露出複層防水用

材料による区分　※ R種

厚さ　（　　）㎜以上

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量

種類　※ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の指定

設置数量　※ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の指定　・　個

屋根露出防水

工法	種別	施工箇所	断熱材[G]	保護層
・P1E ・P2E	・E-1 ・E-2			・設ける　（※ 図示　・　） ・設けない

E-1の工程3を行う部位　※ 貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・

押え金物の材質、形状及び寸法　※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 L-30×15×2.0mm程度　・

屋上排水溝　※ 図示　・

7　改質アスファルトシート防水　(3.4.2、3)

屋根露出防水(既存)

新設防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材[G]	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用[G]	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・ ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様による	・ ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様による	・	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1			・ ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様による	・ ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・ ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様による	・ ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・M3ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		改修標準仕様書3.4.2(3)(ｳ) (種類) (厚さ) ・	・ ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様による	・ ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ

※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　・露出単層防水用　・露出複層防水用

・非露出単層防水用　・非露出複層防水用

材料による区分　※ R種

厚さ　（　　）㎜以上

粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの種類及び厚さ

※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　・露出単層防水用　・露出複層防水用

・非露出単層防水用　・非露出複層防水用

材料による区分　※ R種

厚さ　（　　）㎜以上

部分粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ

※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　・露出単層防水用　・露出複層防水用

・非露出単層防水用　・非露出複層防水用

材料による区分　※ R種

厚さ　（　　）㎜以上

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法

※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 L-30×15×2.0mm程度

・

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量

種類　※ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の指定

設置数量　※ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ製造所の指定　・　個

・絶縁断熱工法の防湿用シートの設置

8　合成高分子ルーフィング防水　(3.5.2～4)(表3.5.1～3)

新設防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材[G]	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用[G]	備考
・P0S	・S-F1	図示		・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・S4S	・S-F2					・適用する	
	・S-M1			・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・適用する	
	・S-M2					・適用する	
・S3S	・S-F1			・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2					・適用する	
・M4S	・S-M1			・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-M2					・適用する	
・S3SI	・SI-F1		改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(b) (種類) ・ (厚さ) ・25mm　・50mm ・	・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・SI-F2					・適用する	
	・SI-M1		改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a) (種類) ・ (厚さ) ・25mm　・50mm	・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様による	・適用する	
	・SI-M2					・適用する	

・S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　※ 非歩行仕様　・歩行仕様

・S-M1及びSI-M2の場合の防湿用ﾌｨﾙﾑの設置

屋内防水

種別	施工箇所	保護層 平場のﾓﾙﾀﾙ塗厚	保護層 立上がり部の保護ﾓﾙﾀﾙ塗厚
・S-C1			※ 7mm以下
・P1S			

床塗りの場合の床の目地

目地割り　（・　※ 2㎡程度（最大目地間隔3m程度）　）

目地の種類　（・　※ 押し目地　）

ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ

※ 改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による

・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ

種類　・

厚さ　・　㎜以上

絶縁用ｼｰﾄ　※ 発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ　・

固定金具の材質及び寸法形状

※ 厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ｽﾃﾝﾚｽ鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの

・

接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量

種類　※ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様による

設置数量　※ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様による　・　個

・接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理

・図示による　・

・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ部材の入隅部の増張り(種別S-F1、SI-F1の場合)

・行う　（・図示　・　）　・行わない

機械的固定工法の場合の一般部のﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの張付け

1章 適用区分による風圧力の　（※ 1　・1.15　・1.3　）倍の風圧力に対応した工法

9　塗膜防水　(3.6.2、3)

新設防水層の種別

工法	種別	施工箇所	仕上げ塗料 種類	仕上げ塗料 使用量	高日射反射率防水の適用[G]	備考
・P0X	※ X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H	図示	・ ・製造所の仕様による	・ ・製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・L4X	・X-1 ※ X-2 ・X-1H ・X-2H		・ ・製造所の仕様による	・ ・製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない

ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水X-1(絶縁工法)の脱気装置の種類及び設置数量

種類　・　※ 主材料の製造所の仕様による

設置数量　・　個　※ 主材料の製造所の仕様による

工法	種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
・P1Y	※ Y-2 ・		・ ※ 主材料の製造所の仕様による	・設ける ・設けない
・P2Y	※ Y-2 ・		・ ※ 主材料の製造所の仕様による	・設ける ・設けない

10 シーリング (3.1.4)(3.7.2～8)

ｼｰﾘﾝｸﾞ改修工法の種類
- ・ ｼｰﾘﾝｸﾞ充填工法
- ・ ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法
- ・ 拡幅ｼｰﾘﾝｸﾞ再充填工法
- ・ ﾌﾞﾗｯｼﾞ工法　・ ﾎﾞﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶｰ張り
- ・ ｴｯｼﾞﾝｸﾞ材張り

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類、施工箇所
下記以外は(表3.7.1)による

施工箇所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類(記号)

仕上げを行わない施工箇所　・ 図示による
シーリング材の目地寸法　※ 改修標準仕様書3.7.3(1)による
・ 図示による

目地寸法
打継ぎ目地　・ 幅　mm × 深さ　mm 以上 ・
ひび割れ誘発目地　・ 幅　mm × 深さ　mm 以上 ・
ｶﾞﾗｽ回り目地　・ 幅　mm × 深さ　mm 以上 ・
その他の箇所　・ 幅　mm × 深さ　mm 以上 ・
目地位置　※ 図示

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の試験
※ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験

11 とい (3.8.2、3)(表3.8.1)

といその他の材種
- ・ 配管用鋼管　・ 硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管　・ ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ
- ・ 表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類　・　）

とい受金物
材種
- ※ 改修標準仕様書3.8.2による(溶融亜鉛めっきを行ったもの)
- ・

形状
- ※ 市販品(とい径100以下)
- ※ 25㎟以上(とい径100を超えるもの)

取付け間隔
- ※ 改修標準仕様書3.8.2による
- ・

足金物
材種
- ※ 改修標準仕様書3.8.2による(溶融亜鉛めっきを行ったもの)
- ・

形状
- ※ 市販品
- ・

取付け間隔
- ※ 改修標準仕様書3.8.2による
- ・

・ 多雪地域の適用
防露材のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　・ 図示による
鋼管製といの防露巻き　※ 改修標準仕様書表3.8.4による

ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝの種類及び呼び

種類		呼び				施工箇所
・ ろく屋根用たて形Ⅰ型	※ ねじ込み式	・ 80	・ 100	・ 125	・ 150	
・ ろく屋根用横形Ⅰ型	※ ねじ込み式	・ 80	・ 100	・ 125	・ 150	
・ ﾊﾞﾙｺﾆｰ中継用	※ ねじ込み式	・ 50	・ 80	・ 100		
	・ 差し込み式	・ 50	・ 75	・ 100		
・ ﾊﾞﾙｺﾆｰ用	※ ねじ込み式	・ 50	・ 80	・ 100		
	・ 差し込み式	・ 50	・ 75	・ 100		

たてどい受金物の取付け　※ 図示による
ルーフドレンの取付け　※ 水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する

12 アルミニウム製笠木 (3.9.2、3)

種類　・ ｵｰﾌﾞﾝ形式　(・ 押出250形　・ 押出300形　・ 押出350形　・ 図示)
・ 板材折曲げ形　(・ ｵｰﾌﾞﾝ形式　・ ｼｰﾙ形式)
本体幅　(　) mm　板厚　(※ 2.0mm　・　mm)
表面処理　種別　(・　)
色合等　・ 標準色　(　)　・ 特注色　(　)
・ 既存笠木等の撤去　範囲　※ 図示
下地補修の工法　※ 図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※ 図示　・
笠木の固定金具の工法等
1章 適用区分による風圧力の　(※ 1　・ 1.15　・ 1.3)　倍の風圧力に対応した工法

4章 外壁改修工事（共通事項・材料）

1 施工数量調査 (1.6.2、3)

調査範囲　・外壁改修範囲　・図示の範囲
調査内容（調査内容は壁面へ表示する）

ひび割れ	ひび割れの幅(0.2mm未満、0.2～0.3mm未満、0.3～0.5mm未満、0.5～1.0mm未満、1.0mm以上)及び長さ、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無、及び錆汁の流出の有無を調査する。
浮き	ﾓﾙﾀﾙ塗仕上げ及びﾀｲﾙ張り仕上げについては浮き部分、欠損部の形状、寸法等を調査する。
剥離・剥落	ｺﾝｸﾘｰﾄ表面のはがれ及びはく落部を調査する。
塗り仕上げ	ｺﾝｸﾘｰﾄまたはﾓﾙﾀﾙ表面のはがれ及びはく落部を調査する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・ 図示　・
調査報告書の部数　※ 1部　・
報告書の内容　調査者(氏名、資格等)、調査日、調査結果一覧表、図面、写真等

4-1章 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁改修）

1 ひび割れ部改修工法 (4.1.4)(4.2.4～8)

・ 樹脂注入工法(ひび割れ幅0.2以上～1.0mm以下の場合に適用)

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※ 自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※ 200～300	・ 130
・ 手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・ 50～100	・ 40　・
・ 機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	・ 100～200	・ 70
	0.5以上～1.0以下	・ 150～250	・ 130　・

注入状況の確認方法　※ ｺｱ抜取を行う　・
抜取り個数　※ 長さ500mごと及びその端数につき１個　・
抜取り部の補修方法　※ 図示

・ ﾘｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法(ひび割れ幅1.0mm超の場合に適用)
・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材　充填材料の種類　※ 1成分形又は2成分形ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系　・
・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材のうえにﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの充填
・ 可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂
・ ｼｰﾙ工法(ひび割れ幅0.2mm未満の場合に適用)
・ ﾊﾟﾃ状ｴﾎﾟｷｼ樹脂　・ 可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂

2 欠損部改修工法 (4.1.4)(4.2.4、7)

・ 鉄筋等の防錆処理　処理方法　※ 図示
※ 充填工法　(・ ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ)

4-2章 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）

1 既存モルタル塗りの撤去 (4.1.4)(4.3.5～8)

・ 行う　(※ 全面　・ 図示の範囲　)　・ 行わない
撤去後の処置　「4-1.1ひび割れ部改修工法」の後、「4-3.3欠損部改修」を行う。

2 ひび割れ部改修工法 (4.1.4)(4.3.5～8)

・ 既存モルタル塗りの撤去　範囲　※ 図示

・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※ 自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※ 200～300	・ 130
・ 手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・ 50～100	・ 40　・
・ 機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	・ 100～200	・ 70
	0.5以上～1.0以下	・ 150～250	・ 130　・

注入状況の確認方法　※ ｺｱ抜取を行う　・
抜取り個数　※ 長さ500mごと及びその端数につき１個　・
抜取り部の補修方法　※ 図示

・ ﾘｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法(ひび割れ幅1.0mm超の場合に適用)
・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材　充填材料の種類　※ 1成分形又は2成分形ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系　・
・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材のうえにﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙの充填
・ 可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂
・ ｼｰﾙ工法(ひび割れ幅0.2mm未満の場合に適用)
・ ﾊﾟﾃ状ｴﾎﾟｷｼ樹脂　・ 可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂

3 欠損部改修工法 (4.1.4)(4.2.9、10)

・ 鉄筋等の防錆処理　処理方法　※ 図示
・ 充填工法　(・ ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ　・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ)
・ ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法
・ 現場調合材料(セメントは改修特記仕様書8-2 コンクリート工事による)
・ 既調合材料　(　)
既製目地材　・ 使用する　(形状　※ 図示)
仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　※ 図示　・

4 浮き部改修工法 (4.1.4)(4.3.11～16)

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数（本/m2） 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数（本/m2） 指定部	注入口の箇所数(箇所/m2) 一般部	注入口の箇所数(箇所/m2) 指定部	注入量(ml/箇所)
・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・			※ 25 ・
・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 25 ・
・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 50 ・
・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・			※ 25 ・
・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 25 ・
・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 50 ・
・ 充填工法					
・ ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法					

ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの材質
※ ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの　・
注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの材質
※ ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度　・

注入工法用材料
・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ

広がり速度 (cm/s)	長さ変化量 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢28日) (N/mm²)	曲げ性能 (材齢28日) (N/mm²)	吸水性 (72時間) (%)	耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm²)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

充填工法用材料
・ ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙ
・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法用材料
・ 現場調合材料(セメントは改修標準仕様書8-2 コンクリート工事による)
・ 既調合材料　(　)
既製目地材　・ 使用する　(形状　※ 図示)
仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　※ 図示　・

4-3章 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁改修）

1 既存タイル張りの撤去

・ 行う　(※ 外壁ﾀｲﾙ張り全面　・ 図示の範囲　)　・ 行わない
撤去範囲　※ 下地ﾓﾙﾀﾙまで　・ 張付けﾓﾙﾀﾙまで　・ ﾀｲﾙのみ

撤去後の処置
・ 「4-1.1ひび割れ部改修工法」の後、「4-3.3欠損部改修」を行う。
・ 「4-2.2ひび割れ部改修工法」の後、「4-3.3欠損部改修」を行う。

ﾀｲﾙの形状、寸法

施工 箇所	種類	形状/ 寸法 (mm)	再生材の適用 [6]	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 有	無	色 無	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
				・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
				・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
・ 見本焼き　(　施工箇所　)
・ 試験張り　(　範囲、仕様等は図示による　)

2 ひび割れ部改修工法 (4.1.4)(4.4.5、6)

・ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※ 自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※ 200～300	・ 130
・ 手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・ 50～100	・ 40　・
・ 機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	・ 100～200	・ 70
	0.5以上～1.0以下	・ 150～250	・ 130　・

注入状況の確認方法　※ ｺｱ抜取を行う　・
抜取り個数　※ 長さ500mごと及びその端数につき１個　・
抜取り部の補修方法　※ 図示

3 欠損部改修工法 (4.1.4)(4.4.5、7、8)

1ヵ所当たりの張替え面積が0.25㎡を超える場合の工法　・ 図示による

・ ﾀｲﾙ部分張替え工法
接着剤の種類
・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
・ JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂系
・ ﾀｲﾙ張替え工法
張替え用材料
・ 接着剤：JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂系
・ 張付けﾓﾙﾀﾙ　(・ 現場調合材料　・ 既調合ﾓﾙﾀﾙ)

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
※ 改修標準仕様書表4.4.2による　・ 図示

・ 外装ﾀｲﾙ張り下地等の下地ﾓﾙﾀﾙ及び下地調整材塗りの接着力試験

・ ｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙによるﾀｲﾙ（ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ）張り
下地ﾓﾙﾀﾙ塗りを行うｺﾝｸﾘｰﾄ素地面の処理
・ 目荒らし工法（改修標準仕様書4.3.10による　・

ﾀｲﾙ張りの工法
外装ﾀｲﾙ　・ 密着張り　・ 改良圧着張り
ﾕﾆｯﾄﾀｲﾙ　・ ﾏｽｸ張り　・ ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ張り
ｼｰﾘﾝｸﾞ　改修特記仕様書３章　防水改修工事による

・ 有機系接着剤によるﾀｲﾙ（ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ）張り
下地ﾓﾙﾀﾙ塗りを行うｺﾝｸﾘｰﾄ素地面の処理
・ 目荒らし工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による　・

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系　・
伸縮調整目地その他の目地　※ 変成ｼﾘｺｰﾝ系　・
ｼｰﾘﾝｸﾞのその他事項は、改修特記仕様書３章　防水改修工事による

4 浮き部改修工法 (4.1.4)(4.4.5)(4.5.9～15)

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数 (本/m2) 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数 (本/m2) 指定部	注入口の箇所数 (箇所/m2) 一般部	注入口の箇所数 (箇所/m2) 指定部	注入量 (ml/箇所)
・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・			※ 25 ・
・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 25 ・
・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 50 ・
・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ部分ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・			※ 25 ・
・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 25 ・
・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 50 ・
・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞｴﾎﾟｷｼ樹脂注入ﾀｲﾙ固定方法					※ 25 ・
・ ﾀｲﾙ部分張替え工法					
・ ﾀｲﾙ張替え工法					

ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの材質
※ ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの　・
注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの材質
※ ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度　・

・ ﾀｲﾙ部分張替え工法
接着剤の種類
・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ
・ JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂系

・ ﾀｲﾙ張替え工法
張替え用材料
・ 接着剤：JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂系
・ 張付けﾓﾙﾀﾙ　(・ 現場調合材料　・ 既調合ﾓﾙﾀﾙ)

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置　※ 改修標準仕様書表4.5.1による　・ 図示

・ 外装ﾀｲﾙ張り下地等の下地ﾓﾙﾀﾙ及び下地調整材塗りの接着力試験

・ ｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙによるﾀｲﾙ（ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ）張り
下地ﾓﾙﾀﾙ塗りを行うｺﾝｸﾘｰﾄ素地面の処理　・ 目荒し工法(改修標準仕様書4.3.10(3)による)　・
ﾀｲﾙ張りの工法
外装ﾀｲﾙ　・ 密着張り　・ 改良圧着張り　・ 改良積上げ張り
ﾕﾆｯﾄﾀｲﾙ　・ ﾏｽｸ張り　・ ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ張り
ｼｰﾘﾝｸﾞ　改修特記仕様書３章　防水改修工事による

・ 有機系接着剤によるﾀｲﾙ（ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ）張り
ﾓﾙﾀﾙ塗りを行うｺﾝｸﾘｰﾄ素地面の処理　・ 目荒し工法(改修標準仕様書4.4.9(3)による)　・
ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系　・
伸縮調整目地その他の目地　※ 変成ｼﾘｺｰﾝ系　・
ｼｰﾘﾝｸﾞのその他事項は、改修特記仕様書３章　防水改修工事による

5 目地改修工法

・ 目地ひび割れ部改修工法 (4.1.4)(4.4.16)
・ 伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法　・ 図示による
ｼｰﾘﾝｸﾞは、改修特記仕様書３章　防水改修工事による

4-4章 外壁改修工事（塗り仕上げ外壁改修）

1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整 (4.5.4)

工法	処理範囲	下地面の補修
・ ｻﾝﾀﾞｰ工法 ・ 高圧水洗工法 ・ 塗膜はく離剤工法 ・ 水洗い工法	・ 既存仕上面全体　・ 図示 ・ 既存仕上面全体　・ 図示 ・ 既存仕上面全体　・ 図示 ・ ｻﾝﾀﾞｰ工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上面全面 ・ 図示	・ ひび割れ部改修工法 ・ 浮き部改修工法 ・ 欠損部改修工法

2 下地調整塗材 (4.5.2)

下地調整　※ 下地調整塗材　・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ

3 仕上塗材仕上げ (4.1.5)(4.5.2)(表4.5.1)

新規仕上塗材の種類

・ 薄付け仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	防火材料
・			・
・			・

・ 厚付け仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗り	防火材料
・			・ 適用する	・
・			・ 適用する	・

・ 複層仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・	・	・	樹脂 ※ ｱｸﾘﾙ ・ 外観 ※ つやあり ・ ﾒﾀﾘｯｸ ・ 溶媒 ※ 水系 ・	※ 耐候性3種	・

・ 可とう形改修用仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・	・	・	樹脂 ・ 外観 ・ 溶媒 ・	・ 耐候性1種 ・ 耐候性2種 ・ 耐候性3種	・

4 マスチック塗材塗り (4.1.5)(4.6.2)(表4.6.1)

種別　・ A種　・ B種

5 外壁用塗膜防水塗り (4.1.5)(4.7.2、3)(表4.7.1)

仕上げの形状　・
工法　・
仕上塗材の耐候性　・
下地挙動緩衝材の適用　・ 適用する　・ 適用しない
ｺﾝｸﾘｰﾄ面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書４章　外壁改修工事（ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち放し仕上げ外壁改修）による
ﾓﾙﾀﾙ面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書４章　外壁改修工事（ﾓﾙﾀﾙ塗り仕上げ外壁改修）による
吹付け工法の模様材の種類　・　(　所要量　(kg/m²))
外壁用仕上塗料の種類　・　(　所要量　(kg/m²))
既存塗膜の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書４章　外壁改修工事（塗り仕上げ外壁等改修）による

○ 5章　建具改修工事

○ 1　改修工法 (5.1.3)

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
○ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具	・	・	・ 建具表による　・
・ 樹脂製建具		・	・ 建具表による　・
・ 鋼製建具　・ 外部	・	・	・ 建具表による　・
・ 内部	・	・	・ 建具表による　・
○ 鋼製軽量建具	・	・	○ 建具表による　・
・ ｽﾃﾝﾚｽ製建具	・	・	・ 建具表による　・
○ 木製建具	・	・	○ 建具表による　・

新規に建具を設ける場合
　壁部分の開口の開け方　※ 図示　・
　新規建具周囲の補修工法及び範囲　※ 図示　・
建具周囲のｼｰﾘﾝｸﾞは、改修特記仕様書3章防水改修工事による

2　防火戸 (5.1.4)

・ 指定する　適用箇所　（ ・ 建具表による　・　　）
・ 指定しない
防火戸の自動閉鎖機構及びﾋｭｰｽﾞ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
　・ 連動させる　（ ・ 建具表による　・　　）
　・ 連動させない

3　見本の製作等 (5.1.5)

・ 建具見本の製作　建具符号：
・ 建具見本の目的等
　・ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
　・ 納まり等が分かる程度のもの
・ 特殊な建具の仮組　建具符号：

4　防犯建物部品 (5.1.7)

・ 適用する　（ ※ 建具表による　・　　）　・ 適用しない

5　アルミニウム製建具 (5.2.2～5)(表5.2.2)

性能値等
　耐風圧性の等級　（ ・　　）
　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　気密性の等級　（ ・　　）
　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　水密性の等級　（ ・　　）
　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　外部に面する建具の種別
　　・ A種　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　　・ B種　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　　・ C種　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　枠の見込み寸法
　（ ・ 建具表による　・
　防音ドア・防音サッシ
　　遮音性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　断熱ドア・断熱サッシ[G]
　　断熱性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　材料
　　ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
　　ｽﾃﾝﾚｽ製のくつずりの仕上げ　※ HL
　形状及び仕上げ
　　表面処理
　　外部に面する建具
　　種別　・ BB-1　・ BB-2(改修標準仕様書表5.2.2)
　　着色　・ 標準色　・ 特注色
　　屋内の建具
　　種別　・ BC-1　・ BC-2(改修標準仕様書表5.2.2)
　　着色　・ 標準色　・ 特注色
　結露水の処理方法
　　・ 水貯め式　・ 排水式
　工法
　　水切り板、ぜん板　※ 図示による

網戸等 (5.2.3)(5.3.3)

種類	材種	線径	網目
・ 防虫網	※ 合成樹脂製 ・ ｶﾞﾗｽ繊維入り合成樹脂製 ・ ｽﾃﾝﾚｽ（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18ﾒｯｼｭ ・
・ 防鳥網	ｽﾃﾝﾚｽ（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法　15mm

6　樹脂製建具 (5.2.2)(5.3.2～5)

性能値等
　耐風圧性の等級　（　　）
　気密性の等級　（　　）
　水密性の等級　（　　）
　外部に面する建具の種別
　　・ A種　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　　・ B種　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　　・ C種　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　防音ﾄﾞｱ・防音ｻｯｼ
　　遮音性の等級　（ ・ T-1　・ T-2　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　断熱ﾄﾞｱ・断熱ｻｯｼ[G]
　　断熱性の等級　（ ・ H-4　・ H-5　・ H-6　・ H-7　・ H-8　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　外部に面する建具の日射熱取得性の等級
　　・
　枠の見込み寸法
　　・ 建具表による
　　・
材料
　ガラス　※ 複層ガラス　・
　ｽﾃﾝﾚｽ製のくつずりの仕上げ　※ HL　・
形状及び仕上げ
　表面色　・ 標準色　・ 特注色
工法
　水切り板、ぜん板　※ 図示による

7　鋼製建具 (5.2.2)(5.4.2～4)(表5.4.2)

性能値等
　簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄ　・ 適用する　（ 建具符号　・ 建具表による　）
　　・ 適用しない
　外部に面する鋼製建具の耐風圧性　耐風圧性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　防音ﾄﾞｱ・防音ｻｯｼ　遮音性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　断熱ﾄﾞｱ・断熱ｻｯｼ[G]　断熱性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　耐震性能
　　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料
　ｽﾃﾝﾚｽ製くつずりの仕上　※ HL
　ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・
形状及び仕上げ
　鋼板の厚さ　※ 改修標準仕様書5.4.2による　・　　mm
標準型鋼製建具の形式及び寸法
　※ 建具表による

○ 8　鋼製軽量建具 (5.2.2)(5.5.2～4)

性能値等
　簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄ　○ 適用する　（ 建具符号　・ 建具表による　）
　　・ 適用しない
　防音ﾄﾞｱ・防音ｻｯｼ　遮音性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　断熱ﾄﾞｱ・断熱ｻｯｼ[G]　断熱性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　耐震性能
　　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料
　鋼板の種類　○ 亜鉛めっき鋼板　・ ﾋﾞﾆﾙ被覆鋼板　・ ｶﾗｰ鋼板　・ ｽﾃﾝﾚｽ鋼板
　ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・
　召合せ、縦小口包み板の材質　※ 鋼板　・
　ｽﾃﾝﾚｽ製のくつずりの仕上げ　※ HL　・
形状及び仕上げ
　鋼板の厚さ(mm)
　　○ 改修標準仕様書表5.5.1による
　　・　　mm　使用箇所　（　　）
標準型鋼製軽量建具の形式及び寸法
　○ 建具表による
　・

9　ステンレス製建具 (5.2.2)(5.4.2)(5.6.2～5)

性能値等
　簡易気密型ﾄﾞｱｾｯﾄ　・ 適用する　（適用箇所　※ 図示　）
　　・ 適用しない
　外部に面する建具の耐風圧性　耐風圧性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　防音ﾄﾞｱ・防音ｻｯｼ　遮音性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　断熱ﾄﾞｱ・断熱ｻｯｼ[G]　断熱性の等級　（ ・　　）
　　（ 建具符号　・ 建具表による　・　　）
　耐震性能
　　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料
　ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・
　ｽﾃﾝﾚｽ製のくつずりの仕上げ　※ HL　・
形状及び仕上げ
　表面仕上げ　※ HL　・ 鏡面仕上げ　・
工法
　ｽﾃﾝﾚｽ鋼板の曲げ加工　※ 普通曲げ　・ 角出し曲げ

○ 10　木製製建具 (5.7.2～4)

建具材の加工、組立時の含水率　※ A種　・
建物内部の木製建具に使用する接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆

○ ﾌﾗｯｼｭ戸
　表面材のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量等　※ 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)による

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・ 普通合板[G]	表面の樹種　・ 板面の品質（ ※ 広葉樹1等　・　　） 接着の程度（ ・ 1種　・ 2種　）	
・ 天然木化粧合板[G]	樹種名　（　　） 接着の程度（ ・ 1種　・ 2種　）	
○ 特殊加工化粧合板[G]	化粧加工の方法 ※ プリント ○ ポリエステル化粧合板 ・ メラミン化粧合板 ・ 接着の程度（ ・ 1種　・ 2種　）	
・ MDF[G]		

表面板の厚さ　○ 改修標準仕様書表5.7.6による
・ 引戸の召合わせかまちのいんろう付きの適用

・ かまち戸　樹種　（　　）　鏡板樹種　（　　）
　見込み寸法　※ 36mm　・ 建具表による
・ ふすま　張りの種別（ ・ I形　・ II型　）
　上張り（押入等の裏側以外）　・ 鳥の子　・ 新鳥の子又はﾋﾞﾆﾙ紙程度
　縁仕上　・ 塗り縁　・ 生地縁（素地）　・ 生地縁（ｳﾚﾀﾝｸﾘｱｰ塗装）
　見込み寸法　※ 19.5mm　・ 建具表による
・ 戸ぶすま　表面板の仕上　・ 建具表による
　見込み寸法　※ 30mm　・ 建具表による
・ 紙張り障子　見込み寸法　※ 30mm　・ 建具表による

枠、くつずりの材料　・ 建具表による

○ 11　建具用金物 (5.8.2、3)

金物の種類・見え掛り部の材質等　※ 改修標準仕様書表5.8.1による
金属製建具用丁番の枚数及び大きさ　※ 改修標準仕様書5.8.2による　・ 建具表による
樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ　※ 改修標準仕様書表5.8.3による　・ 建具表による
○ 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※ 改修標準仕様書表5.8.4による　○ 建具表による
木製建具に使用する戸車及びﾚｰﾙ　※ 改修標準仕様書表5.8.5による　・ 建具表による
握り玉、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、押板類、ｸﾚｾﾝﾄの取付位置　建具表による
　・ 錠前類【ｼﾘﾝﾀﾞ箱錠及びｼﾘﾝﾀﾞ本締り錠】　別表による
　・ ｸﾛｰｻﾞ類　別表による

12　鍵 (5.8.4)

ﾏｽﾀｰｷｰ　・ 製作する　・ 既存のﾏｽﾀｰｷｰに合わせる　・ 製作しない
その他の鍵の製作本数　※ 3本1組　・
鍵箱　・ 有　・ 無

13　自動ドア開閉装置 (5.9.2、3)

戸の開閉方式
　・ 建具表による
・ 引き戸用駆動装置
　性能値
　　※ 改修標準仕様書表5.9.1による　（ ・ 防錆の適用　）
　　・ 以下による
　　種類・開閉方式　（　　）
　　耐電圧　（　　）
　　温度上昇　（　　）
　　耐久性(ｻｲｸﾙ)　（　　）
　　防錆　（　　）
　　電源　（　　）
・ 多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置
　性能値
　　※ 改修標準仕様書表5.9.2による　（ ・ 防錆の適用　）
　　・ 以下による
　　耐電圧　（　　）
　　温度上昇　（　　）
　　耐久性(ｻｲｸﾙ)　（　　）
　　防錆　（　　）
　　電源　（　　）
・ 引き戸用検出装置
　性能値
　　※ 改修標準仕様書表5.9.3による　（ ・ 防錆の適用　）
　　・ 以下による
　　耐電圧　（　　）
　　温度上昇　（　　）
　　防錆　（　　）
　　電源　（　　）
　引き戸用検出装置の種類
　　・ 建具表による
　　・
　タッチスイッチの種類
　　・ 無線式タッチスイッチ
　　・ 光線式タッチスイッチ
　車椅子使用者用便房スイッチの種類
　　・ 大形押しボタンスイッチ
　　・ 非接触スイッチ
凍結防止措置　・ 行う　・ 行わない

○ 14　自閉式上吊り引戸装置 (5.10.3)

性能値等
　※ 改修標準仕様書表 5.10.1 による
　・ 以下による　（　　）
　　手動開き力　（　　）
　　手動閉じ力　（　　）
　　閉じ速度の調整　（　　）
　　制動区間　（　　）
　　開閉繰返し　（　　）
　　耐衝撃性　（　　）

15　重量シャッター (5.11.2、3)

ｼｬｯﾀｰの種類　・ 管理用ｼｬｯﾀｰ
　・ 外壁用防火ｼｬｯﾀｰ
　・ 屋内用防火ｼｬｯﾀｰ
　・ 防煙ｼｬｯﾀｰ
外壁開口部に設ける重量ｼｬｯﾀｰの耐風圧強度　（　　）Pa
開閉方式の種類　※ 上部電動式(手動併用)　・ 手動式
安全装置
　電動ｼｬｯﾀｰの急降下停止装置、急降下制動装置　（ 設置個所　・ 建具表による　・　　）
　電動ｼｬｯﾀｰの障害物感知装置
　　※ 設ける　（ 設置個所　・ 建具表による　・　　）
　　・ 設けない　（ 設置個所　・ 建具表による　・　　）
　屋内用防火ｼｬｯﾀｰ若しくは防煙ｼｬｯﾀｰの危害防止機構
　　※ 設ける　（ 設置個所　・ 建具表による　・　　）
　　・ 設けない　（ 設置個所　・ 建具表による　・　　）
管理用ｼｬｯﾀｰのｼｬｯﾀｰｹｰｽ
　・ 設ける　・ 設けない
ｽﾗｯﾄ及びｼｬｯﾀｰｹｰｽ用鋼板
　鋼板の種類
　　・ JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
　　・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板鋼帯)
　めっきの付着量
　　※ Z12またはF12
　　・
ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ類のふたの材質
　ｽﾃﾝﾚｽ鋼板
　　※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1
　　・

16　軽量シャッター (5.12.2～4)

開閉方式の種類　※ 手動式　・ 電動式(手動併用)
耐風圧強度(　　) Pa
安全装置
　電動ｼｬｯﾀｰの障害物感知装置　（ 設置個所　・ 建具表による　・　　）
ｽﾗｯﾄの材質の種類　・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
　　めっきの付着量(　※ Z06またはF06　・　　)
　　・ JIS G 3322(塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)
　　めっきの付着量(　※ AZ90　・　　)
ｽﾗｯﾄの形状　・ ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ形　・ ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ形

17　オーバーヘッドドア (5.13.2、3)

ｾｸｼｮﾝ材料による区分	耐風圧性能の区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙの材料
※ ｽﾀｰﾙﾀｲﾌﾟ ・ ｱﾙﾐﾆｳﾑﾀｲﾌﾟ ・ ﾌｧｲﾊﾞｰｸﾞﾗｽﾀｲﾌﾟ	・ 50 ・ 75 ・ 100 ・ 125	※ ﾍﾞﾗﾝｽ式 ・ ﾁｪｰﾝ式 ・ 電動式	・ ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ形 ・ ﾛｰﾍｯﾄﾞ形 ・ ﾊｲﾘﾌﾄ形 ・ ﾊﾞｰﾁｶﾙ形	※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ｽﾃﾝﾚｽ鋼板

障害物感知装置を設けた電動式ｼｬｯﾀｰの設置箇所　・ 図示　・

○ 18　ガラス (5.14.2～4)

・ ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽの品種及び厚さの呼びによる種類　※ 建具表による
・ 型板ｶﾞﾗｽの厚さによる種類　※ 建具表による
○ 網入板ｶﾞﾗｽ及び線入板ｶﾞﾗｽの網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類
　○ 展開図または建具表による

・ 合わせｶﾞﾗｽ
　材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さの組合せ並びにｶﾞﾗｽの合計厚さによる種類　※ 建具表による　・
　落球衝撃はく離特性並びにｼｮｯﾄﾍﾞｯｸ衝撃特性による種類
　　・ I類　・ II-1類　・ II-2類　・ III類
・ 強化ｶﾞﾗｽ
　形状による種類、材料板ｶﾞﾗｽの種類による名称　※ 建具表による
　破片の状態及びｼｮｯﾄﾍﾞｯｸ衝撃特性による種類　・ I類　・ III類
・ 熱線吸収板ｶﾞﾗｽ
　板ｶﾞﾗｽによる種類、厚さによる種類　※ 建具表による
　性能による種類　・ I類　・ II類　・
・ 複層ｶﾞﾗｽ
　材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さの組合せ並びに複層ｶﾞﾗｽの厚さ　※ 建具表による　・
　断熱性による区分　・ T1　・ T2　・ T3　・ T4　・ T5　・ T6
　日射取得性、日射遮蔽性による区分　・ G　・ S
　乾燥気体の種類　・ 空気　・ ｱﾙｺﾞﾝ
・ 熱線反射ｶﾞﾗｽ
　材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さによる種類　※ 建具表による　・
　日射遮蔽性による区分　・ 1種　・ 2種　・ 3種
　耐久性による区分（日射遮蔽性による区分が2種の場合）　・ A類　・ B類
・ 倍強化ｶﾞﾗｽ
　材料板ｶﾞﾗｽの種類及び厚さによる種類　※ 建具表による　・

ｶﾞﾗｽの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ｶﾞﾗｽ留め材	ｶﾞﾗｽ溝の大きさ(mm)
ｱﾙﾐﾆｳﾑ製	○ ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・ ｸﾞﾚｲｼﾞﾝｸﾞﾁｬﾝﾈﾙ	・ 図示 ○ 建具の製造所の仕様による ・
鋼製及び鋼製軽量	・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	・ 図示 ・ 建具の製造所の仕様による ・
ｽﾃﾝﾚｽ製	・ ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	・ 図示 ・ 建具の製造所の仕様による
樹脂製	・ ｸﾞﾚｲｼﾞﾝｸﾞｶﾞｽｹｯﾄ ・	・ 図示 ・ **建具の製造所の仕様による**

19　ガラスブロック (5.14.5)

呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	目地幅(mm)	伸縮調整目地位置(mm)	防火性能
・ 160×160	・ 95 ・				
・ 200×200	・ 95 ・				

壁用金属枠及び補強材　※ 図示
力骨　材質　※ ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304)　・
　　寸法　※ 5.5mm　・
　　形状　※ はしご形状複筋及び単筋
化粧目地ﾓﾙﾀﾙの色　（ ・ 白　・ グレー　）
シーリングの種類　・ SR-1　・ PS-1
金属製化粧ｶﾊﾞｰ　材質　・ ｽﾃﾝﾚｽ製　・ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製
　　寸法　※ 図示　・
　　形状　※ 図示　・
目地部の横力骨の納まり　※ ｶﾞﾗｽﾌﾞﾛｯｸ製造所の仕様による
　・ 図示　・
工法　適用区分による風圧力の　（ ※ 1　・ 1.15　・ 1.3　）倍の風圧力に対応した工法

○ 20　ガラス用フィルム

種類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	性能等
・ 日射調整ﾌｨﾙﾑ[G]	・ SC-1	・ SC-2	
・ 低放射ﾌｨﾙﾑ	・ LE		
○ 衝撃破壊対応ｶﾞﾗｽ飛散防止ﾌｨﾙﾑ	○ GI-1	・ GI-2	
・ 相関変位破壊対応ｶﾞﾗｽ飛散防止ﾌｨﾙﾑ	・ GD-1	・ GD-1	
・ ｶﾞﾗｽ貫通防止ﾌｨﾙﾑ	・ SF		

品質　JIS A 5759による。

○ 6章　内装改修工事

○ 1　改修範囲 (6.1.3)

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※ 既存のまま　・ 図示

○ 2　既存床の撤去及び下地補修 (6.2.2)

ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ等の除去　・ 仕上材のみ(接着剤とも)　・ 下地ﾓﾙﾀﾙとも　（ ・ 図示　・ 除去範囲全て　）
合成樹脂塗床材の除去　・ 機械的除去工法　・ 目荒し工法
既存のｺﾝｸﾘｰﾄ又はﾓﾙﾀﾙ面の下地処理に用いるﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ及びｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾓﾙﾀﾙは、４章外壁改修工事による
改修後の床の清掃
※ 図示

○ 3　既存壁の撤去及び下地補修 (6.3.2)

間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修
・
※ 改修標準仕様書4.3.10によるﾓﾙﾀﾙ塗り　（塗り厚25mmを超える場合の処置　※ 図示　）

○ 4　施工一般 (6.5.2)

材料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による

5　製材[G] (6.5.2)

県内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で県内産木材の・ 市販品
報告：静岡県産材証明制度の「県産材販売管理票」により報告すること
・ 合法的に生産された木材を使用すること。
報告：木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(平成18年2月15日林野庁作成)
に準拠した証明書により報告すること
造作材の材面の品質の基準　※ A種　・ B種

・ JAS 1083-5 製材-第5部に基づく下地用製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※ 2級 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
			※ 2級 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
			※ 2級 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・ JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見掛面			※ 上小節 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
見掛面以外			※ 小節以上 ・		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
			※ 2級		※ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・ JAS 1083-6 製材-第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※ 1等 ・		※ 10%以下 ・ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無
			※ 1等 ・		※ 10%以下 ・ A種 ・ B種 ・		・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・ JAS 1083(製材)以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		(　　) 造作材の場合 ※ A種 ・ B種	・ 適用する ・ 適用しない	※ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無
		(　　) 造作材の場合 ※ A種 ・ B種	・ 適用する ・ 適用しない	※ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無
		(　　) 造作材の場合 ※ A種 ・ B種	・ 適用する ・ 適用しない	※ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　○ 適用しない

○ 6　造作用集成材[G]

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用
建具枠・見切		タモ、栂			※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無
窓台・膳板		桧			※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無
					※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無
		化粧薄板： 芯材：				※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無
		化粧薄板： 芯材：				※ 1等 ・ 2等	・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面 の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				・ 有 ・ 無
		化粧薄板： 芯材：				・ 有 ・ 無
		化粧薄板： 芯材：				・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※ 15%以下 ・	・ 有 ・ 無
				※ 15%以下 ・	・ 有 ・ 無
				※ 15%以下 ・	・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※ 15%以下 ・	・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級	防虫処理	間伐材等の適用
	※ 2級以上 ・ 1級		※ 1類 ・ 特類	※ C-D以上 ・	※ 12 ・	・ 有 ・ 無	・ 有 (　　) ・ 無	・ 適用する ・ 適用しない	・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			・ 1類 ・ 特類	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
			・ 1類 ・ 特類	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
			・ 1類 ・ 特類	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無

県産木材の適用　・ 適用する　・ 適用しない

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板[G]

施工 箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・ 1類 ・ 2類	・ 有 ・ 無
			・ 1類 ・ 2類	・ 有 ・ 無
			・ 1類 ・ 2類	・ 有 ・ 無

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板[G]

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理
		・ 1類 ・ 2類			・ 有 ・ 無
		・ 1類 ・ 2類			・ 有 ・ 無
		・ 1類 ・ 2類			・ 有 ・ 無

・ ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ[G]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※ 13ﾀｲﾌﾟ ・	※ P又はM ・		※ 15 ・
		※ 13ﾀｲﾌﾟ ・	※ P又はM ・		※ 15 ・

・ JAS 0360に基づく構造用ﾊﾟﾈﾙ

施工箇所	寸法(mm)

・ MDF[G]

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

9　接合具等 (6.5.3)

造作材の化粧面の釘打ち　※ 隠し釘打ち
・ 釘頭埋め木
・ つぶし頭釘打ち
・ 釘頭現し
諸金物　※ かすがい、座金、箱金物、短冊金物
(改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度)
・　(　形状：　寸法：　材質：　)

10　接着剤 (6.5.3、4)

接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆　・

11　防腐・防蟻処理 (6.5.5)

・ 防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材
適用部位：(　　)
・ 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分		
	・ K2	・ K3	・ K4
	・ K2	・ K3	・ K4
	・ K2	・ K3	・ K4

・ 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※ 薬剤の製造所の仕様による ・	※ JIS K 1571に適合又は同等品
	・	

・ 薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位：(　　)
・ 合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位：(　　)

12　内部間仕切軸組及び床組み (6.5.6)

間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）　※ 杉又は松　・
床組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）　※ 杉又は松　・

13　窓、出入り口その他 (6.5.7)

窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※ 吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉　・

○ 14　軽量鉄骨天井下地 (6.6.2～4)

特定天井　・ 有（ 仕様、位置は図示による　）　・ 適用しない
野縁等の種類　屋外　（ ※ 25形　○ 19形　）
屋内　（ ※ 19形　・ 25形　）
屋外の形式及び寸法
野縁受、吊りﾎﾞﾙﾄ及びｲﾝｻｰﾄの間隔　・ 図示　・
周辺部の端からの間隔　・ 図示　・
野縁の間隔　・ 図示　・

既存の埋込みｲﾝｻｰﾄ　・ 使用する　・ 使用しない

・ あと施工ｱﾝｶｰの引抜き試験
（　試験箇所数：　箇所）　※ 屋内の場合、当該階において3箇所
引張試験にて確認する強度　※ つりボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
・（　N　）
・ 吊りﾎﾞﾙﾄの間隔が900mmを超える場合の補強方法　※ 図示　・
・ 天井のふところが3.0mを超える場合の補強方法　※ 図示　・
・ 天井下地材における耐震性を考慮した補強　補強箇所　※ 図示　・
補強方法　※ 図示　・

○ 15　軽量鉄骨壁下地 (6.7.3、4)(表6.7.1)

ｽﾀｯﾄﾞ、ﾗﾝﾅｰの種類
※ 改修標準仕様書表6.7.1によるｽﾀｯﾄﾞの高さによる区分に応じた酒類
・
ｽﾀｯﾄﾞの高さが5mを超える場合　※ 図示　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　※ 改修標準仕様書6.7.4(5)による　・ 図示

16　ビニル床シート[G] (6.8.2、3)

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※ FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ○ 複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ (ｻﾝｼｰﾙ「ｻﾞｾﾗﾘｳﾑ」同等品)	・ 無地 ○ ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ・ 柄物	※ 2.0 ・	

接合部の処理　※ 熱溶接工法　・

17　ビニル床タイル張り[G] (6.8.2)

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
※ KT(ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 450×450 ・	・ 2.0	
・ TT(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 450×450 ・	・ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	
・ FT(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 450×450 ・	※ 2.0 ・ 3.0	
・ FOA(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・ 無地 ・ 柄物	・ 500×500 ・	・ 4.0 ・	
・ FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・ 無地 ・ 柄物	・	・	

18　特殊機能床 (6.8.2)

・ 帯電防止床ｼｰﾄ
種類　(　　)　性能　(　　)
厚さ　(　　mm)
・ 帯電防止床ﾀｲﾙ
種類　(　　)　性能　(　　)
寸法　(　　×　　)　厚さ　(　　mm)
・ 視覚障害者用床ﾀｲﾙ
視覚障害者誘導用ﾌﾞﾛｯｸ等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による
種類　(　　)　形状　(　　)
・ 耐動荷重性床ｼｰﾄ
種類　(　　)　厚さ　(　　mm)
・ 防滑性床ｼｰﾄ
種類　(　　)　厚さ　(　　mm)
・ 防滑性床ﾀｲﾙ
種類　(　　)　寸法　(　　×　　)
厚さ　(　　mm)

○ 19　ビニル幅木 (6.8.2)

材質　・ 硬質　○ 軟質
高さ(mm)　※ 60　・ 75　○ 100
厚さ　※ 1.5mm以上　・

20　ゴム床タイル (6.8.2)

種類　・ 単層品　・ 積層品
色柄　(　　)
厚さ(mm)　・ 3.0　・ 4.5　・ 6.0　・ 9.0
寸法(mm)　(　　)

21　カーペット敷き (6.9.2、3)(表6.9.1)

・ 織じゅうたん

織り方	ﾊﾟｲﾙ形状
・ ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ ・ ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ ・ ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・ ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用

色柄　※ 模様の無い無地　・
ﾊﾟｲﾙ糸の種類等　※ 無地の織りじゅうたんの種別　（ ・ A種　・ B種　・ C種　）
帯電性　・ 適用する　・ 適用しない
織りじゅうたんの接合方法　※ ﾋｰﾄｼｰﾙﾄﾞ工法　・
下敷き材　※ 反毛ﾌｪﾙﾄ(JIS L 3204)の第2種1号　呼び厚さ 8mm　・

・ ﾀｯﾌﾃｯﾄﾞｶｰﾍﾟｯﾄ

ﾊﾟｲﾙ形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・ ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・ 5～7　・ ・ 4～6　・ ・	※ 全面接着工法 ・ ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	・ 適用する ・ 適用しない	

ﾀｯﾌﾃｯﾄﾞｶｰﾍﾟｯﾄ用接着剤のﾎﾙﾑ放散量　※ F☆☆☆☆
下敷き材(ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法の場合)　※ 反毛ﾌｪﾙﾄ(JIS L 3204)の第212号　呼び厚さ8mm　・

・ ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ

ﾊﾟｲﾙの形状	種類	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
※ ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	

ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ用接着剤のﾎﾙﾑﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆
ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄの敷き方　平場　※ 市松敷き　・ 模様流し　・
階段部分　※ 模様流し　・ 市松敷き　・
見切り、押え金物　材質　(　　)　種類　(　　)
形状等　※ 図示

22　合成樹脂塗床 (6.10.2、3)

種別	施工箇所	工法	仕上の種類
・ 厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・ 厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		・ 薄膜流しのべ 工法 ・ 厚膜流しのべ工法 ・ 樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ
・ 薄膜型塗床材			※ 平滑仕上げ

塗料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆

23　フローリング張り (6.11.2～6)

ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞのﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量　※ 改修標準仕様書6.11.2(2)による
各工法に使用する接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量　※ F☆☆☆☆

・ 単層ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ（ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ１等）
工法　・ 釘留め工法　（ ・ 根太張り　・ 直張り　）　・ 接着工法
樹種　※ なら　・
・ 間伐材の適用
・ 単層ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ（ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ１等）
樹種　※ なら　・
厚さ　・　大きさ　・
・ 間伐材の適用
・ 複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
工法　・ 釘留め工法　（ ・ 根太張り　・ 直張り　）　・ 接着工法
樹種　※ なら　・
種別　・ A種　・ B種　・ C種
・ 間伐材の適用

接着工法の場合の裏面緩衝材　※ 合成樹脂発泡ｼｰﾄ　・
現場塗装仕上げ　※ ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜｽﾆ塗り　・ ｵｲﾙｽﾃｲﾝの上、ﾜｯｸｽ塗り　・ 生地のままﾜｯｸｽ塗り

24　畳敷き (6.12.2)

種別　・ A種　・ B種　・ C種　・ D種(畳床KT-　・ I　・ II　・ III　・ K　・ N　)
下地の種類　・ 標準仕様書表12.6.1による床組み
・ ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ床下地(ﾉﾝﾌﾛﾝ[G])
・
畳表及び畳床はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しないか、発散がきわめて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳　表畳：　・ C1　・ C2

○ 25　せっこうボード、その他ボード及び合板張り　(6.13.2、3)

MDF及びﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆　・
合板のホルムアルデヒド放散量　※ 改修標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか

種類等	厚さ(mm)、規格等
・ 木毛セメント板　・ 硬質(HW)　・ 中質(MW)　・ 普通(NW)	※ 図示による　・ 15　・ 20　・ 25
・ 木片セメント板　・ 硬質(HF)　・ 普通(NF)	※ 図示による　・ 12　・ 15　・ 18　・ 21　・ 30
・ けい酸カルシウム板(ﾀｲﾌﾟ 2) 普通ボード 0.8FK	※ 図示による　・ 6　・ 8
・ 火山性ガラス質複層板 種類　※ 図示による	※ 図示による
繊維板 ・ ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ(MDF)	※ 図示による　・ 3　・ 7　・ 9　・ 12
・ ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ ・ ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(無処理) ・ 素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ ・ 未研磨板(RN) ・ 研磨板(RS) ・ 内装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DI) ・ ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(処理) ・ 素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ ・ 未研磨板(RN) ・ 研磨板(RS) ・ 外装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DE)	※ 図示による　・ 2.5　・ 3.5　・ 5　・ 7
・ ｲﾝｼｭﾚｰｼｮﾝﾎﾞｰﾄﾞ ・ A級ｲﾝｼｭﾚｰｼｮﾝﾎﾞｰﾄﾞ(A-IB) ・ 天井仕上げ材 ・ 内装仕上げ材	※ 図示による　・ 9　・ 12　・ 15　・ 18
パーティクルボード ・ 単板張りﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ ・ 無研磨板(VN) ・ 研磨板(VS)	※ 図示による　・ 10　・ 12　・ 15　・ 18
・ 化粧ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ ・ 単板オーバーレイ(DV) ・ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DO) ・ 塗装(DC)	※ 図示による　・ 10(難燃)　・ 12(難燃)
吸音材料 ○ ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板(DR) ○ ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ ・ 凹凸ﾀｲﾌﾟ	○ 9 (不燃)　・ 12(不燃) ・ 12(不燃)　・ 15(不燃)
・ ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ(1号)	※ 図示による　・ 25
・ ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ(32K)	・ 25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包み)
こうボ ・ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-R)	※ 12.5(不燃)　・ 15(不燃)
○ ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)	○ 12.5 (・ 不燃　・ 準不燃　)
○ 強化せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-F)	○ 12.5(不燃)　・ 15(不燃)
○ 化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-D)	・ 木目 12.5(不燃) 幅 440mm程度 模様 (・ 柾目　・ 板目)　専用下地有 ○ ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様 9.5(準不燃)
・ せっこうﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ(GB-L)	・ 9.5
・ 不燃積層せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-NC) ・ 化粧無(下地張り用) ・ 化粧有(ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様)	・ 9.5

合板類

種類等	厚さ(mm)、規格等
・ 普通合板 表板の樹種名 (　　) 板面品質 (　　) 防虫処理　・ 行う ・ 行わない	※ 図示による ・
・ 天然木化粧合板 化粧板の樹種名 (　　) 防虫処理　・ 行う ・ 行わない	※ 図示による ・
・ 特殊加工化粧合板 化粧加工の方法　・ ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ ﾌﾟﾘﾝﾄ ・ 塗装 表面性能　・ 防虫処理　・ 行う ・ 行わない	※ 図示による ・

天井のﾎﾞｰﾄﾞ類(ﾛｯｸｳｰﾙ吸音板を除く)の重ね張りを行う場合　※ 図示による
合板類の張付け　・ A種　※ B種
せっこうﾎﾞｰﾄﾞの目地工法等
目地工法の種類　※ 改修仕上表による
突付け工法及び目透し工法のエッジの種類　・ ベベルエッジ　・ スクエアエッジ

26　壁紙張り　(6.14.2、3)

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆

施工箇所	壁紙の種類						防火種別			備考
	紙	繊維	塩化ﾋﾞﾆﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他				
	・	・	・	・	・	・	・ 不燃	・ 準不燃	・ 難燃	
	・	・	・	・	・	・	・ 不燃	・ 準不燃	・ 難燃	
	・	・	・	・	・	・	・ 不燃	・ 準不燃	・ 難燃	
	・	・	・	・	・	・	・ 不燃	・ 準不燃	・ 難燃	

ﾓﾙﾀﾙ、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面の素地ごしらえ　※ B種　・ A種
ｺﾝｸﾘｰﾄ、ALC面の素地ごしらえ　※ B種　・ A種
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面の素地ごしらえ　※ B種　・ A種

27　モルタル塗り　(6.15.3、5、6)

モルタル　・ 現場調合材料
・ 既調合材料
・ 既製目地材　(施工箇所　:　　)
(形状　:　※ 図示による　)
・ 床目地　(目地の種類　:　※ 押し目地　・　)
(目地割り　:　※ 2m程度　・　)
(最大目地間隔　:　※ 3m程度　・　)
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理　※ 図示による

28　タイル張り　(6.16.2～4)

伸縮目地の位置
床ﾀｲﾙ　(※ 縦、横とも4m以内ごと　・ 図示　・　　)
床ﾀｲﾙ以外　(・ 図示　・　　)
伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書第3章による
・ 見本焼き　(施工箇所:　　)
・ 試験張り　(範囲、仕様等は図示による)

・ ｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙによるﾀｲﾙ (ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ) 張り

ﾀｲﾙの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	再生材の適用[G]	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施釉	無釉	有	無	標	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
既製調合ﾓﾙﾀﾙは別表による
ﾓﾙﾀﾙ下地としたﾀｲﾙ工事に使用する張付け用ﾓﾙﾀﾙとして、ｾﾒﾝﾄ、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
既製調合目地材は別表による

壁ﾀｲﾙ張りの工法
内装ﾀｲﾙ
・ 密着張り
・ 改良圧着張り
内装ﾀｲﾙ以外のﾕﾆｯﾄﾀｲﾙ
・ ﾏｽｸ張り
・ ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ張り
・ 有機系接着剤によるﾀｲﾙ (ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ) 張り
ﾀｲﾙの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	再生材の適用[G]	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施釉	無釉	有	無	標	特注	有	無	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆　・

29　セルフレベリング材塗り　(6.17.2、3)

塗厚　(　　)　mm

○ 7章　塗装改修工事

1　材料　(7.1.3)

屋内で使用する塗料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆
防火材料　※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・ 次の箇所を除き防火材料とする　(　箇所　:　　)

2　下地調整　(7.2.1～7)

RB種の場合の既存塗膜の除去範囲　※ 劣化部分は除去し、活膜部分は残す
・ 図示
・ 既存錆止め塗料の除去　鉛含有分析　分析方法　:　(　　)
箇所　:　(　　箇所)
除去方法：鉛作業主任者を選任し、届式により除去すること。

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※ 不透明塗料塗りの場合はRB種	
鉄鋼面	・ RA種　※ RB種　・ RC種	
亜鉛めっき鋼面	・ RA種　※ RB種　・ RC種	
亜鉛めっき鋼面(鋼製建具等)	・ RA種　※ RB種　・ RC種	
ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面	・ RA種　※ RB種　・ RC種　・ 行う　・ 行わない	
ｺﾝｸﾘｰﾄ面(DP以外)、ALCﾊﾟﾈﾙ面	・ RA種　※ RB種　・ RC種　・ 行う　・ 行わない	
押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・ RA種　・ RB種　・ RC種　・ 行う　・ 行わない	
ｺﾝｸﾘｰﾄ面(DP)	・ RA種　・ RB種　・ RC種　・ 行う　・ 行わない	
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	・ RA種　※ RB種　・ RC種	

3　素地ごしらえ　(7.3.2～7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※ A種　・ B種
	透明塗料塗りの場合	・ A種　※ B種
鉄鋼面(DP以外)		・ A種　・ B種　※ C種
鉄鋼面(DP)		・ A種　※ B種　・ C種
亜鉛めっき鋼面		・ A種　・ B種
モルタル面及びプラスター面		・ A種　※ B種
コンクリート面(DP以外)及びALCパネル面		・ A種　※ B種
押出成形セメント板面及びコンクリート面(DP)		・ A種　・ B種
コンクリート面(DPのみ)		・ A種　※ B種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	※ A種　・ B種
	目地：継目処理工法以外	・ A種　※ B種

4　錆止め塗料塗り　(7.4.2、3)

錆止め塗料塗りの種別

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP (工程の種別は表7.4.3)	塗替え	※ A種	※ C種
		新規見え掛り	※ A種	※ A種
		新規見え隠れ	※ A種	※ B種
	EP-G (工程の種別は表7.4.3)	塗替え	・ A種　※ B種	※ C種
		新規見え掛り	・ A種　※ B種	※ A種
		新規見え隠れ	・ A種　※ B種	※ B種
	DP (工程の種別は表7.4.4)	塗替え	7.4.2(1)(ｲ)(b)による	・ A種(下地調整RA種) ・ B種(下地調整RB種) ・ C種(下地調整RC種)
		新規	7.4.2(1)(ｲ)(a)による	・ A種
亜鉛めっき鋼面	SOP (工程の種別は表7.4.5)	塗替え	※ A種　・ B種	※ C種
		新規 鋼製建具等	※ A種　・ B種	※ A種
		新規 その他	※ B種	※ B種
	EP-G (工程の種別は表7.4.5)	塗替え	※ C種	※ C種
		下塗 鋼製建具等	※ C種	※ A種
		下塗 その他	※ C種	※ B種
	DP (工程の種別は表7.4.6)	塗替え	※ B種	－
		新規	※ B種	－

○ 5　塗装　(7.5.2～7.13.2)

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・ 合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り(SOP) 塗料の種類 ※ 1種　・ 2種	木部(外部)	※ B種　・	※ A種　・
	木部(内部)	※ B種　○ SOP	※ B種　・
	鉄鋼面	※ B種　・	・ A種　※ B種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※ A種	※ B種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※ B種　・	※ B種　・
・ ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り(CL)		・ A種　※ B種 (着色塗料の種類:　　)	・ A種　※ B種 (着色塗料の種類:　　)
・ ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		・ A種　※ B種	・ A種　※ B種
・ 耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級 ・ 1級　・ 2級　・ 3級	―	―
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級 ・ 1級　・ 2級　・ 3級	―	―
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・ A-1種　・ A-2種 ・ B-1種　・ B-2種 ・ C-1種　・ C-2種	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種
・ つや有り合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(EP-G)	屋内木部	※ B種　・	※ A種　・
	屋内鉄鋼面	※ B種　・	・ A種　※ B種
	屋内亜鉛めっき鋼面	※ A種　・	※ A種　・ B種
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※ B種　・	・ A種　※ B種
・ 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(EP)		※ B種　・	・ A種　※ B種
・ 合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り(EP-T)		※ B種　・	・ A種　・ B種
・ ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾆｽ塗り(UC)		・ A種　※ B種	・ A種　※ B種
・ ｽﾃｲﾝ塗り		・ ピグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り(OS)	
・ 木材保護塗料塗り(WP)		・ A種　※ B種	・ A種　※ B種

つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面)の塗替えの場合のしみ止め
※ B種又はC種の場合は、改修標準仕様書7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
・
合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗りの塗替えの場合のしみ止め
※ B種又はC種の場合は、改修標準仕様書7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
・

・ 高日射反射率塗料塗り[G]
下地調整(改修標準仕様書表7.2.2)　・ RA種　※ RB種　・ RC種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/m²)
塗料塗り	JISK5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・ 1級　・ 2級　・ 3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
・ 適用する　(　着色剤：　・ 溶剤系着色剤　・ 油性染料着色剤　)
・ 適用しない
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色適用
・ 適用する
・ 適用しない
オイルステン塗りの工程等
・

○ 9章　環境配慮改修工事

1　石綿含有建材の除去工事　(9.1.1、3～6)

・ 石綿粉じん濃度測定
測定室　(　　)
成形板の除去の際は、原則として粉じん濃度測定を実施しない。

ｱｽﾍﾞｽﾄ粉塵濃度測定の測定時期、場所、及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考
・	処理作業前	測定1	処理作業室内	計 (　) 点	(注)1
		測定2	調査対象室外部の付近	計 (　) 点	大気
・	処理作業中	測定3	処理作業室内	計 (　) 点	(注)1
		測定4	ｾｷｭﾘﾃｨｰﾄﾞｱｰ入口	計 (　) 点	―
・		測定5	集じん・排気装置の排出口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置　計 (　) 点	―
・		測定6	処理作業室外 ・ 施工区画周辺 ・ 敷地境界	計 (　) 点	―
・	処理作業後(ｼｰﾄ養生中)	測定7	処理作業室内	計 (　) 点	―
・	処理作業後、ｼｰﾄ撤去後1週間以降	測定8	処理作業室内	計 (　) 点	(注)1
・		測定9	調査対象室外部の付近	計 (　) 点	大気

注1　各施工箇所ごとの室面積が50m2以下までは2点、300m2以下までは3点とする。
300m2を超えるものは、監督職員と協議する。

石綿粉塵濃度測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4 ・ 測定5	粉じん相対濃度計(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計)、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、繊維状粒子自動測定器(ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ) 等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・ 測定4 ・ 測定5	25	5	30
・ 測定 ・	47	10	120
・ 測定 ・	47	10	240
・ 測定 ・			

石綿作業主任者
石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。

○ 石綿含有建材の処理
・ 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲　※ 図示
除去工法　※ 改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による　・
除去した石綿含有吹付け材等飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分　・ 埋立処分(管理型最終処分場)
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・ 石綿含有保温材等(石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む)の除去
除去対象範囲　・ 図示
除去工法　・ 破砕して除去　・ 手ばらし
除去した石綿含有保温材等の飛散防止　※ 湿潤化　・ 固形化
除去した石綿含有保温材等の処分　・ 埋立処分(管理型最終処分場)
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

○ 石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種)の除去
除去対象範囲　○ 図示
隔離養生(負圧不要)方法　・ 図示
足場　・ 図示
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分　○ 埋立処分(安定型最終処分場)
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・ 石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外)の除去
除去対象範囲　○ 図示
除去した石綿含有成形板の処分　・ 石綿含有せっこうボード
※ 埋立処分(管理型最終処分場)
・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・ 埋立処分(安定型最終処分)
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板(下地調整材)の除去
対象仕上塗材　・ 図示による　・
除去対象範囲　・ 全面撤去　・ 外壁補修箇所等作業箇所のみ撤去　・ 図示による
外壁補修等作業は、足場ｱﾝｶｰ設置、ｺｱ抜き、機器及び配管、配線器具類の固定等軽微な作業を示す。

除去工法
・ 集じん装置併用手工具ｹﾚﾝ工法
・ 集じん装置付高圧水洗工法 (15MPa以下、30～50MPa程度)
・ 集じん措置付超高圧水洗工法 (100MPa以上)
・ 超音波ｹﾚﾝ工法 (HEPAﾌｨﾙﾀｰ付き掃除機併用含む)
・ 剥離剤併用手工具ｹﾚﾝ工法
・ 剥離剤併用高圧水洗工法 (30～50MPa 程度)
・ 剥離剤併用超高圧水洗工法 (100MPa 以上)
・ 剥離剤併用超音波ｹﾚﾝ工法
・ 集じん装置付ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰｹﾚﾝ工法
上記工法によらない場合は、監督職員と協議の上、承諾を得ること

養生方法　・
除去工法の試験施工　・ 行う　・ 行わない
除去した石綿含有仕上塗材の処分　・ 埋立処分(安定型最終処分場)
・ 埋立処分(管理型最終処分場)
・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　・ 図示

○ 2　石綿含有建材の除去工事等に係る官公庁等への届出

○ 労働安全衛生法に基づく届出
○ 石綿障害予防規則に基づく届出
○ 大気汚染防止法に基づく届出

3　断熱アスファルト防水改修工事　(9.2.2～3)

改修特記仕様書3章による

4　外断熱改修工事[G]　(9.2.1～4)

断熱材

種類		厚さ(mm)
・ ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材		
・ 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材(ｽｷﾝなし)	・ 保温板(2種b)	
	・ 保温板(3種b)	
	・	
・ A種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材		
・ ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ保温材(3種2号を除く)		
・ ﾛｯｸｳｰﾙ		
・ ｸﾞﾗｽｳｰﾙ		

施工箇所　・ 図示　・
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ F☆☆☆☆　・

外装材

種類	防火性能	備考
・		

鋼材　改修特記仕様書第8章8-3鉄骨工事　・ 鋼材による
笠木　改修特記仕様書第3章　・ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木による

既存外壁の処置
既存外壁仕上げ材の撤去　・ あり　・ なし
下地面の清掃　・ 行う　・ 行わない
欠損部の改修工法　・ 改修特記仕様書第4章外壁改修工事による
工法
1章 適用区分による風圧力の　(　※ 1　・ 1.15　・ 1.3　) 倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整　・
断熱材の施工　※ 断熱材製造所の仕様による　・
外装材の施工　・ 外装材製造所の仕様による　・
通気層の有無　・ あり　(　　mm)　・ なし
外装材の外壁への取付け　・ 図示　・
笠木の施工　・ 改修特記仕様書第3章ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木による

5 断熱・防露改修工事[G] (9.3.2～4)

ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材又は保温材、接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※F☆☆☆☆
開口部等補修のための張付け用の接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ※F☆☆☆☆

工法
- 断熱材打込み工法
  断熱材 JIS A 9521に基づく発砲ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材
  種類 ・
  厚さ(mm) ・
  施工箇所 ・
- 断熱材現場発泡工法
  断熱材の種類 ・A種1 ・A種1H
  吹付け厚さ(mm) ・25 ・30
  施工箇所 ・図示 ・
- 断熱材後張り工法
  断熱材 JIS A 9521に基づく発砲ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材
  種類 ・
  厚さ(mm) ・
  ・断熱材にせっこうﾎﾞｰﾄﾞ等を張り付けたﾊﾟﾈﾙ
  材質 ・
  厚さ ・
- 張り付け工法
  断熱材の張り付け工法
  断熱材へのボードの張り付け工法

6 屋上緑化改修工事[G] (9.4.2～4)

植栽基盤及び材料
- 屋上緑化軽量ｼｽﾃﾑ
  芝及び地被類の種類等 ※図示 ・
  見切り材、舗装材、排水管、ﾏﾙﾁﾝｸﾞ材等 ※図示 ・
  (品質・性能・試験方法)**別表による**

工法 建築基準法に基づき定まる (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法
かん水装置 ・設置する (種類 : ・ ・) ・設置しない
既存保護層の撤去 ・行う ・行わない
新植した芝及び地被類の枯保障の期間 ※引渡しの日から1年 ・

7 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.5.2～5、9)

適用範囲：**歩道**
既存舗装の撤去及び再利用 ※図示 ・
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ[G] ・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下) ・	・図示 ・
・ﾌｨﾙﾀｰ層	・砂 ・	・図示 ・

凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験 ・行う ・行わない

- 路床安定処理 ・適用する ・適用しない
  安定処理の方法 ・置き換え工法 ・安定処理**工法**
  路床安定処理用添加材料
  種類 ・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種 ・高炉ｾﾒﾝﾄB種[G]
  ・生石灰 (・特号 ・1号) ・消石灰 (・特号 ・1号)
  添加量 kg/m3 (目標CBR ・3以上 ・)
  目標CBRを満足する添加量の確認方法
  ・安定処理土のCBR試験 ・
- ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙ
  単位面積質量 ・60g/m2以上 ・
  厚さ(mm) ・0.5～1.0 ・
  引張強さ ・98N/5cm(10kgf/5cm)以上 ・
  透水係数 ・1.5×10^{-3}cm/sec以上 ・

試験
路床土の支持力比(CBR)試験 ・行う ・行わない
現場CBR試験 ・行う ・行わない
路床締固め度の試験 ・行う ・行わない

路盤
厚さ ・図示 ・
材料 ・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ ・粒度調整砕石 ・再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ[G]
・再生粒度調整砕石[G] ・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ鉄鋼ｽﾗｸﾞ[G]
・粒度調整鉄鋼ｽﾗｸﾞ[G] ・水硬性粒度調整鉄鋼ｽﾗｸﾞ[G]

舗装の構成 ・図示 ・
開粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない
舗装の平たん性 ※著しい不陸がないもの ・

10章 ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア (20.2.2)

施工箇所	工法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上材	備考
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500		・1.0G ・0.6G	・3000 ・5000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	

寸法精度
※標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による ・
・以下による
ﾊﾟﾈﾙ長さの寸法精度 :
ﾊﾟﾈﾙの平面形状(角度)の寸法精度 :
ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの高さの寸法精度 :
帯電防止性能 ・評価値(U)≧0.6以上 ・評価値(U)≧1.2以上
感電防止性能 漏えい抵抗(R)≧1×10^{7}6Ω
(品質・性能、試験方法は別表による)

2 可動間仕切 (20.2.3)

構造形式による種類	構成基材の種類 ｽﾀｯﾄﾞ	構成基材の種類 ﾊﾟﾈﾙ	ﾊﾟﾈﾙ表面仕上げ	遮音性(db/500Hz)	防火性能
・ｽﾀｯﾄﾞ式(内臓) ・ｽﾀｯﾄﾞ式(露出) ・ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式 ・ﾊﾟﾈﾙ式			・ﾒﾗﾐﾝ樹脂焼付又は ｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ・壁紙張り	・0 ・12 ・20 ・28 ・36	・不燃

ﾊﾟﾈﾙ内に取付ける建具 ・あり
※図示 ・
・なし
ﾊﾟﾈﾙ内に取り付ける家具のﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、丁番、錠前、上げ落としは、標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上げ材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章による。
ﾊﾟﾈﾙ材料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放出量 ※F☆☆☆☆

3 移動間仕切 (20.2.4)

走行方向	操作方法による種類	ﾊﾟﾈﾙ圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	ﾊﾟﾈﾙ表面材 材質	ﾊﾟﾈﾙ表面材 仕上げ	遮音性(db/500Hz)
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・ﾌﾟｯｼｭ式 ・ﾊﾝﾄﾞﾙ式 ・		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

ﾊﾟﾈﾙ表面仕上げ材の壁紙張りの品質、性能は標準仕様書19章による。
ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙの取付け下地の補強
※取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する
・図示
ﾊﾟﾈﾙをﾗﾝﾅに取り付ける部品
※ﾗﾝﾅに加わる重量の5倍以上の荷重に耐えられるもの
・
ﾊﾝｶﾞｰﾚｰﾙ及びﾗﾝﾅ
※ﾊﾟﾈﾙ重量の5倍の荷重を、ﾊﾟﾈﾙ1枚に使用するﾗﾝﾅ数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの
・
(品質・性能は別表による)

○ 4 トイレブース (20.2.5)

表面材の材料	脚部 種類	ﾄﾞｱｴｯｼﾞ 材質
○ ﾒﾗﾐﾝ樹脂系化粧板 ・ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂系化粧板 ・	○ 幅木ﾀｲﾌﾟ ・	・製造所の仕様による ○ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製

(品質・性能、試験方法は別表による)

5 手すり (20.2.6)

材料の種類及び仕上げ
- SUS304
  表面処理 ※HL程度 ・
- 鋼製 表面処理 溶融亜鉛めっき
  表面処理(標準仕様書表14.2.2による種別) ・
- ｱﾙﾐﾆｳﾑ
  表面処理(標準仕様書表14.2.1による種別) ・
  色合等 ・標準色 : ・特注色 :

手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・集成材 材種 :	・ｸﾘｱﾗｯｶｰ ・	・35程度 ・45程度 ・		
・ﾋﾞﾆﾙ製ﾊﾝﾄﾞﾚｰﾙ		・35程度 ・45程度 ・		

6 階段滑り止め (20.2.7)

材種 ・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・黄銅製押出型材 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製押出型材 ・
形状 ※ﾀｲﾔ型(ﾀｲﾔの材質：ｺﾞﾑ又は合成樹脂) ・ﾀｲﾔﾚｽ型
端部の形状 ・ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞあり ・ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞなし
寸法(幅) ・35mm程度 ・40mm程度 ・50mm程度
取付け工法 ※接着工法 ・埋め込み工法

7 黒板及びホワイトボード (20.2.9)

- 黒板
  区分 ※焼き付け
  種類 ・鋼製黒板 ・ほうろう黒板 ・
  色 ※緑 ・
- ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ

8 鏡 (20.2.10)

取付箇所 :
寸法(mm) ・図示 ・
厚さ(mm) ※5 ・

9 表示 (20.2.11)

衝突防止表示
- 設置する
  設置場所 ※図示 ・
  形状・寸法 ・30φ ・
  材質 ・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・
- 設置しない

誘導標識、非常用進入口等の表示
※消防法に適合する市販品
室名札、ﾋﾟｸﾄｸﾞﾗﾌ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等
(案内用図記号はJIS Z 8210による)
※図示

10 タラップ (20.2.12)

材質及び仕上げ ・SUS304
スリップ止め加工 ※あり ・なし
・鋼製 表面処理 溶融亜鉛めっき
※標準仕様書表14.2.2による種別
※C種 ・

11 煙突ﾗｲﾆﾝｸﾞ (20.2.13)

適用安全使用温度 ・
工法 ※鋼製ﾕﾆｯﾄ煙突(煙突用成形ﾗｲﾆﾝｸﾞ材) ・

12 ブラインド (20.2.14)

形式	操作方法	操作方法の種類	ｽﾗｯﾄの種類	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材種	幅・高さ・取付箇所
・横形	・電動 ・手動	― ※ｷﾞﾔ式 ・ｺｰﾄﾞ式 ・操作棒式	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製[G] ・	※25 ・	※鋼製 ・	※図示 ・
・縦形	・電動 ・手動	― ※1本操作ｺｰﾄﾞ式 ・2本操作ｺｰﾄﾞ式	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	・80 ・100	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・	※図示 ・

縦型ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞのｽﾗｯﾄの材質
・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ 焼けけ塗装仕上げ
・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ 消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は[G]とする。

13 ロールスクリーン (20.2.15)

操作方法	ｽｸﾘｰﾝの材質	その他の材料	幅・高さ、取付箇所	品質
・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式 ・ｺｰﾄﾞ式 ・電動式	・ｶﾞﾗｽ繊維製 ・合成、天然繊維製 ・木製	※製造所の仕様	・図示	・

14 カーテン (20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・ｼﾝｸﾞﾙ ・ﾀﾞﾌﾞﾙ	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・ﾌﾗﾝｽひだ ・箱ひだ、片ひだ ・ﾌﾟﾚｰﾝひだ		・図示	

生地の仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は[G]とする。
暗幕ｶｰﾃﾝの両端、上部及び召合せの重なり ※300mm以上 ・

15 カーテンレール (20.2.16)

材料による区分 ※ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の押出成型材
・ｽﾃﾝﾚｽ製
強さによる区分 ※10-90 ・
仕上げ ※ｱﾙﾏｲﾄ ・
形状 ※角形 ・

16 ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ及びｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ

溝型x深さ(mm) ・90x150 ・120x80 ・120x150 ・150x80 ・図示
材種 ・集成材
仕上げ :
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 押出し型材(市販品)
標準仕様書14.2.1による種別 ・BC-1種 ・BC-2種
色合い ・標準色 : ・特注色 :
・鋼製
仕上げ :

○ 17 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・	○ 450×450 ・600×600	○ 一般形 ・気密形	・屋内外用 ○ 屋内用	○ 額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ	○ 額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ

(品質・性能、試験方法**は別表による**)

○ 18 床点検口

材種	寸法	形式		備考
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ ｽﾃﾝﾚｽ製 ・鋼製	・450×450 ○ 600×600 ○ 800 x 800	○ 一般形 ・密閉形	・屋内外用 ○ 屋内用	・鍵付き

密閉形とはﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄ等ﾒｶﾆｶﾙ構造にﾊﾟｯｷﾝを装着したものとする。
(品質・性能、試験方法**は別表とする**)

19 耐震ｽﾘｯﾄ

方向	幅(mm)	ﾀｲﾌﾟ	耐火性能	防水性能	備考
・垂直	・25 ・	・完全(全貫通型) ・	・耐火型 ・非耐火型	・有り ・無し	
・水平	・25 ・				

目地

目地	内壁	外壁
目地材	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材(見え掛かり部のみ) ・	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材(見え掛かり部のみ) ・ｼｰﾘﾝｸﾞ材(内外共)
目地寸法	・ｽﾘｯﾄ幅×深さ10 ・	・ｽﾘｯﾄ幅×深さ10 ・

目地材の材質は標準仕様書表9.7.1による

20 止水板

形式 ・差込式 ・据置式 ・壁張り式
施工箇所 ・図示

21 エキスパンションジョイント金物

建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による。

22 くつふきマット

材種	受け枠	備考
・塩化ﾋﾞﾆﾙ又はｺﾞﾑ製 ・硬質ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304)製 ・	・ｽﾃﾝﾚｽ鋼(SUS304)製 ・硬質ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金 ・	

23 流し台ユニット

材種	寸法(mm) W	寸法(mm) D	寸法(mm) H	備考
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 ﾄﾗｯﾌﾟ付き 天板ｽﾃﾝﾚｽ製
・ｺﾝﾛ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 ﾊﾞｯｸｶﾞｰﾄﾞ有り 天板ｽﾃﾝﾚｽ
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1200 ・900 ・600	―	―	市販品 ｽﾃﾝﾚｽ製 ・1段式 ・

品質・性能 外観は、JIS A 4420「ｷｯﾁﾝ設備の構成材」の4.1による。
構成材は、JIS A 4420の8により試験を行ったとき、表1の規定による。
形状 ※図示

24 旗竿

材種	形式	高さ(m)	操作方法	固定方法	備考
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・	・ﾃｰﾊﾟｰ式 ・同一断面式		・ﾊﾝﾄﾞﾙ式 ・ﾛｰﾌﾟ式	・埋込式 ・ﾍﾞｰｽ式 ・ﾊﾞﾝﾄﾞ式	

25 旗竿受金物

・ｽﾃﾝﾚｽ製(SUS304) ・

26 車止めさく

形式		材種	柱径、肉厚(mm)	高さ(m)
・上下式鎖内蔵式	・標準品 ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式	・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・	・ ・	・GL＋700 ・
・				

27 フェンス

ﾌｪﾝｽの種類 ・ﾋﾞﾆﾙ被覆ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ ・樹脂塗装ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ ・鋼管ﾌｪﾝｽ ・ｱﾙﾐﾌｪﾝｽ
高さ ・図示

28 プレキャストコンクリート (20.3.3)(20.3.4)

ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度
※水ｾﾒﾝﾄ比55%以下、単位ｾﾒﾝﾄ量の最小値300kg/m3を満足する調合強度
・図示
配筋
※配筋を定めた計算書を監督職員に提出する
・図示
取付け方法
※図示

29 間知石及びｺﾝｸﾘｰﾄ間知ﾌﾞﾛｯｸ積み

	種別	種類	質量区分	備考
・間知石	・花こう岩 ・凝灰岩			
・ｺﾝｸﾘｰﾄ間知ﾌﾞﾛｯｸ			・A ・B	

積み方 ※谷積み ・布積み
目塗り ・図示
伸縮調整目地
材種 ・図示
厚さ ・図示

30 鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	JISによる種類		
・鋼製書架	JIS S 1039の規格による	・1種	・2種	・3種
・鋼製物品棚		・4種	・5種	・6種

31 屋内掲示板

枠の材質 ※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・
表面の材質 ※塩ﾋﾞ発泡ｼｰﾄ張り ・

32 洗面カウンター

材種 ・ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧板張り(芯材：集成材) ・
奥行き(mm) ・約450 ・約600

33 防煙垂れ壁

- 固定式

材質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備考
※網入り磨き板ｶﾞﾗｽ ・線入り磨き板ｶﾞﾗｽ	※6.8 ・	※500 ・	ｱﾙﾐ製枠付き

- 可動式

種類	材質	高さ(mm)	備考
・垂直降下式(巻取り型)	・不燃布(不燃認定品)	・500 ・800 ・	ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ ※固定式(壁埋込型) ・可動式(天井収納型)
・回転降下式	鋼板製又はｱﾙﾐ製	・500 ・800	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構 煙感知器連動及び手動開放装置(埋込型)

34 屋外掲示板

照明器具 ※有り ・無し
施錠 ※有り ・無し
製造所 ・

35 収納家具

合板類、MDF及びﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞのﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量 ※F☆☆☆☆
材質、形状、寸法 ※図示

8章　耐震改修工事

〈共通事項〉

1　適用範囲

- 改修標準仕様書　第8章　耐震改修工事
- 改修標準仕様書において第8章耐震改修工事以外の改修工事で第8章を引用している部分

工事内容
- 現場打ち鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事
- 鉄骨ﾌﾞﾚｰｽの設置工事
- 柱補強工事(溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖ﾌｰﾌﾟ巻き付け工法)
- 柱補強工事(鉄板巻き工法又は帯板巻き付け工法)
- 連続繊維補強工事
- 耐震ｽﾘｯﾄ新設工事
- 免震改修工事
- 制震改修工事
- 土工事及び地業工事

2　既存部分の処理等　(8.21.2、3)(8.22.2、3)(8.23.2、3)(8.24.4)(8.25.2)(8.28.2)

既存構造体の撤去
- 撤去範囲　・図示　・
- はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理　・図示　・

既存構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの目荒しの程度
- 既存柱、梁面　・打継ぎ面の15～30%程度に、平均深さ2～5mm（最大7mm）程度の凹凸を全体にわたってつける
  - ・図示　・
- 既存壁　・打継ぎ面の10～15%程度に、平均深さ2～5mm（最大7mm）程度の凹凸を全体にわたってつける
  - ・図示　・

既存杭の撤去等
- 撤去範囲及び撤去方法　・図示　・
- 杭頭部の処理　・図示　・
- 既存杭の補強　・図示　・
- 既存杭の健全性を確認する試験　・図示　・

8-1　鉄筋工事

1　鉄筋　(8.2.1)

鉄筋の種類等

種類の記号	呼び径（mm）	備考
・SD295	※D16以下	JIS G 3112
・SD345	※D19以上	JIS G 3112

2　溶接金網　(8.2.2)

鉄線の形状等

種類	種類の記号	鉄線の形状、網目、寸法、鉄線の径(mm)	適用箇所
・溶接金網			
・鉄筋格子			

3　鉄筋の継手　(8.3.4、8.4.2、3)

鉄筋の継手の方法等

部位	継手方法			呼び径(mm)
柱、梁の主筋	・ｶﾞｽ圧接	・機械式継手	・溶接継手	
耐力壁の鉄筋	・重ね継手　・			
その他の鉄筋　（　　）	・重ね継手　・			

継手位置　※図示による
柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ　※図示による
耐力壁の重ね継手の長さ　※図示による

4　鉄筋の定着　(8.3.4)

鉄筋の定着長さ　・図示による
- 機械式定着工法
  - 適用箇所　・図示による
  - 種類　・摩擦圧接接合　・鉄合グラウト固定　・螺合グラウト固定　・
  - 工法　※第三者機関の評定等を取得している工法とする
  - 必要定着長さ　※評定等の評価内容による
  - 補強筋形状　※評定等の評価内容による
  - かぶり厚さ　※評定等の評価内容による
  - 品質確認　※評定等の評価内容による
  - 検査　※評定等の評価内容による

5　鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)　(8.3.5)

最小かぶり厚さ　・図示による
- 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄを適用する場合　・有り　適用箇所　（　　）
  - ・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　　）mm
- 耐久性上不利な箇所がある場合(塩害等を受けるおそれのある部分等)
  - ・有り　適用箇所　（　　）
  - ・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　　）mm

6　圧接完了後の試験　(8.3.8)

超音波探傷試験　※行う(全圧接部)

7　機械式継手　(8.3.5)(8.4.2)

適用箇所　※図示による
性能(H12建告第1463号に適合するもの)　・A級　・
種類
- ・ねじ式鉄筋継手
  - 充填方式　・無機グラウト方式　・有機グラウト方式
- ・端部ねじ加工継手
- ・モルタル充填式継手
- ・

工法　※第三者機関の評定等を取得している工法とする
鉄筋相互のあき　※評定等の評価内容による
品質の確認　※評定等の評価内容による
検査　※評定等の評価内容による
施工完了後の継手部の試験
- ・外観試験
  - 試験対象　※全数
  - 試験項目　・評定等の評価内容による　・
  - 試験方法　・評定等の評価内容による　・
- ・超音波測定試験
  - 試験対象　・抜取り
    - ロット　・1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする
    - ・
    - 試験箇所数　・1ロットに対して　（　　）　箇所
    - ・全数
  - 試験項目　※挿入長さ
  - 試験方法　※JIS Z 3064(鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準)による

不合格となった場合の措置　・

8　溶接継手　(8.3.5)(8.4.3)

適用箇所　※図示
性能(H12建告第1463号に適合するもの)　・A級　・
溶接継手の工法　・図示による
施工完了後の継手部の試験
- ・外観試験
  - 試験対象　※全数
  - 試験項目　・評定等の評価内容による
  - 試験方法　・評定等の評価内容による
- ・超音波探傷試験
  - 試験対象　・抜取り
    - ロット　・1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする
    - 試験箇所数　・1ロットに対して　（　　）　箇所
    - ・全数
  - 試験項目　※内部欠陥の検出
  - 試験方法　※JIS Z 3063(鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波測定方法及び判定基準)による

不合格となった場合の措置　・

9　割裂補強筋　(8.21.6)(8.22.7)

形状　・スパイラル筋　・
種類の記号　・SR235またはSWM-P　・
呼び径、曲げ直径、ピッチ　・図示による

8-2　コンクリート工事

1　レディーミクストコンクリート工場

※品質管理監督検査合格工場(○適ﾏｰｸ取得工場)

2　コンクリート種類　(8.1.3)

ｺﾝｸﾘｰﾄの種別
- ※Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたｺﾝｸﾘｰﾄ)
- ・Ⅱ類(JIS A 5308に適合したｺﾝｸﾘｰﾄ)

3　コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度等　(8.1.3、4)(8.2.5)(8.9.2)

普通ｺﾝｸﾘｰﾄ

設計基準強度（N/mm2）	ｽﾗﾝﾌﾟ	気乾単位容積質量(t/m³)	適用箇所
・24	・	2.3程度	
・21	・		
・	・		

★印は構造体強度補正値(S)を適用しない
構造体強度補正値　※改修標準仕様書表8.2.4による　・

軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ

設計基準強度（N/mm2）	ｽﾗﾝﾌﾟ	気乾単位容積質量(t/m³)	種類	適用箇所
・	※21　・		・1種　・2種	
・				
・				

構造体強度補正値　※改修標準仕様書表8.2.4による　・

4　セメント　(8.2.5)

種類
※普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ、高炉ｾﾒﾝﾄA種、ｼﾘｶｾﾒﾝﾄA種又はﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄA種
(普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。)　適用箇所　（　　）
- ・高炉ｾﾒﾝﾄB種[G]　適用箇所　（　　）
- ・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種[G]　適用箇所　（　　）
- ・

5　骨材　(8.2.5)

ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性による区分　※A　・B

6　混和材料　(8.2.5)

- ・混和剤
  - 混和剤の種類　※改修標準仕様書8.2.5(4)(a)による
- ・混和材
  - 混和剤の種類　※改修標準仕様書8.2.5(4)(b)による

7　構造体用ﾓﾙﾀﾙ　(8.2.6)

圧縮強度　（　　）
ﾌﾛｰ値　（　　）

8　暑中コンクリート　(8.10.2)

構造体強度補正値(S)　※6N/mm2

9　マスコンクリート　[6.13.1、2]

適用箇所　※図示による　・
ｾﾒﾝﾄの種類
- ・中庸熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ
- ・低熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・ｼﾘｶｾﾒﾝﾄ
- ・高炉ｾﾒﾝﾄB種[G]　・
- ・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種[G]

- ・混和材
  - 混和材の種類　※標準仕様書6.13.2(2)(ｱ)による　・
- ・混和剤
  - 混和剤の種類　※標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)による　・

ｽﾗﾝﾌﾟ　※15cm　・
構造体強度補正値　※標準仕様書6.13.1による　・

10　無筋コンクリート　(8.11.1)

ｺﾝｸﾘｰﾄの種類　※普通ｺﾝｸﾘｰﾄ　・

設計基準強度（N/mm2）	ｽﾗﾝﾌﾟ	ｾﾒﾝﾄの種類	適用箇所
※18 ・	※15又は18 ・	・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ、高炉ｾﾒﾝﾄA種、ｼﾘｶｾﾒﾝﾄA種又はﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄA種 ・高炉ｾﾒﾝﾄB種[G] ・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種[G]	・図示

11　流動化コンクリート　[6.15.1]

適用箇所　・図示による　・

12　打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地　[6.6.4][6.8.1]

打継ぎの位置　・図示による
目地寸法　・標準仕様書9.7.3(1)(ｱ)による　・図示による
ひび割れ誘発目地の間隔、位置、形状、寸法　※図示による

13　構造体コンクリートの仕上り　(8.1.4)

合板せき板を用いるｺﾝｸﾘｰﾄの打放し仕上げ

種別	適用箇所
・A種	
・B種	
・C種	

ｺﾝｸﾘｰﾄ仕上りの平たんさ

種別	適用箇所
・a種	
・b種	
・c種	

14　打増し厚さ(打放し仕上げ部)　(8.7.8)

- ・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)
  - ・20mm　・
- ・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
  - ・10mm　・20mm　・

15　型枠　[6.8.2](8.2.7)

せき板の材料及び厚さ　・合板[G]　（・12mm　・　）　・
- ・断熱材の兼用　使用箇所（　・図示による　・　）
- ・MCR工法用ｼｰﾄ　使用箇所（　・図示による　・　）
  - 打増し厚さ　・20mm　・
  - 打増し範囲　・図示による　・

ｽﾀｰﾌﾞの材種　※図示　・

16　型枠の加工及び組立　(8.7.8)

ｼﾞｬﾝｶｸﾞをｾﾊﾟﾚｰﾀとして使用　適用箇所　・図示による

17　ｺﾝｸﾘｰﾄの打込み工法等　(8.21.8)(8.23.5～7)

ｺﾝｸﾘｰﾄ打設工法の種類

補強工事	工法の種類	適用箇所
・現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示による
	・流込み工法8.21.8(1)(ｱ)、(2)	・全ての増設壁 ・図示による
	・圧入工法8.21.8(1)(ｲ)、(3)	・全ての増設壁 ・図示による
	・	・図示による ・
・柱補強工事（溶接金網巻き及び溶接閉鎖ﾌｰﾌﾟ巻き工法）	・工法指定なし	・全ての柱補強部分 ・図示による
	・流込み工法8.21.8(1)(ｱ)、(2)	・全ての柱補強部分 ・図示による
	・圧入工法8.21.8(1)(ｲ)、(3)	・全ての柱補強部分 ・図示による
	・	・図示による ・
・	・工法指定なし	・
	・流込み工法8.21.8(1)(ｱ)、(2)	・
	・圧入工法8.21.8(1)(ｲ)、(3)	・

鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等
- 柱頭及び柱脚の隙間の寸法　・図示による
- 柱頭及び柱脚の隙間部間の型枠　・発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ保温材等を埋込む
- 既存柱外周部あと打ちｺﾝｸﾘｰﾄ又は構造用ﾓﾙﾀﾙの厚さ　・図示による

補強後の仕上げ　・図示による

8-3　鉄骨工事

1　鉄骨の製作工場　(8.1.5)

※建築基準法に基づき性能評価を受けた製作工場で、下記ｸﾞﾚｰﾄﾞ以上の認定を受けた製作工場
- ・Sｸﾞﾚｰﾄﾞ　・Hｸﾞﾚｰﾄﾞ　・Mｸﾞﾚｰﾄﾞ　・Rｸﾞﾚｰﾄﾞ　・Jｸﾞﾚｰﾄﾞ
- ・上記のもの以外の製作工場　（・監督職員の承諾する製作工場　・　）

2　鉄骨製作工場における施工管理技術者　(8.1.6)

※配置する　・配置しない

3　鋼材　(8.2.8)

種類等

種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格
		・JIS規格による　・
		・JIS規格による　・

4　高力ボルト　(8.2.9)(8.13.2)(8.14.2)

ﾎﾞﾙﾄの種類　・ﾄﾙｼｱ形高力ﾎﾞﾙﾄ　・JIS形高力ﾎﾞﾙﾄ
ﾎﾞﾙﾄの縁端距離、ﾎﾞﾙﾄの間隔、ｹﾞｰｼﾞ等　・図示による　・
摩擦面の処理方法　・改修標準仕様書8.14.2(1)による　・
すべり試験の実施　・すべり係数試験　・すべり耐力試験
すべり試験を実施する場合、改修標準仕様書8.14.2(1)(ｲ)による摩擦面の確認は、本試験で作成した対比試験片で行うこと。

5　普通ボルト　(8.13.2)[7.2.3]

ボルト及びナットの材料
- ・標準仕様書　表7.2.3(JIS附属書品)又は次による
  - ボルトの規格はJIS B 1180とする。
  - ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。
  - ボルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。ナットの規格はJIS B 1181とする。
  - ナットの種類は六角ナットCとし、材料は鋼とする。
  - ・

座金　※JIS B 1256による　・
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示による　・
母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径　※ねじの呼び径+1.0mm　・

6　溶融亜鉛めっき高力ボルト　(8.13.2)(8.14.2)(8.20.5)

ﾎﾞﾙﾄの縁端距離、ﾎﾞﾙﾄの間隔、ｹﾞｰｼﾞ等　・図示による
摩擦面の処理方法　・ﾌﾞﾗｽﾄ処理（表面粗度50μmRz以上）　・りん酸塩処理　・
- ・すべり試験の実施
  - ・すべり係数試験
  - ・すべり耐力試験
  - すべり試験を実施する場合、改修標準仕様書8.20.5(1)(ｱ)又は(ｲ)による摩擦面の確認は、本試験で作成した対比試験片で行うこと。

7　アンカーボルト　[7.2.4][7.3.2]

- ・構造用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
  - 種類　・図示　・ABR400　・ABR490
- ・建方用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
  - 種類　・SS400
  - ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ及びﾅｯﾄのねじの公差域ｸﾗｽ及び仕上げの程度　※標準仕様書7.2.3による
- ・標準仕様書7.2.4以外のｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
  - 適用箇所　・図示　（　　）
  - 種類　・SS400
  - ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ及びﾅｯﾄのねじの公差域ｸﾗｽ及び仕上げの程度　※標準仕様書7.2.3による

ﾎﾞﾙﾄの縁端距離、ﾎﾞﾙﾄの間隔、ｹﾞｰｼﾞ等　・図示による
(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-1縁端距離及びﾎﾞﾙﾄ間隔)

8　溶接材料　(8.2.10)

溶接材料　・改修標準仕様書8.2.10(1)(2)による。

9　スタッド　(8.2.11)

呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所
・16		
・19		
・22		

10　製作精度　(8.13.3)

鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則6［鉄骨精度検査基準］に加えて、次による
通しﾀﾞｲｱﾌﾗﾑの突合せ継手の食い違いの寸法　※H12建告第1464号第二号イ(2)による　・
ｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄの寸法　※H12建告第1464号第二号イ(3)による　・
食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法
- ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強ﾏﾆｭｱﾙ」による
- ・

11　仮組　(8.13.10)

仮組を行う範囲　・図示による　・

12　溶接作業を行う技能資格者の技量付加試験　(8.15.3)

試験の要領　・図示による

13　溶接施工　(8.15.4、7)

開先の形状　・図示による　・
鋼製ｴﾝﾄﾞﾀﾌﾞを切断する部分
- 切断する箇所　・図示による　・
- 切断範囲　・ｴﾝﾄﾞﾀﾌﾞ、裏当て金等は、梁ﾌﾗﾝｼﾞの端から5mm以下を残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をｱｰﾙ状に加工する
  - ・
- 切断面の仕上げ　・改修標準仕様書8.15.7(1)(ﾎ)(b)②による　・

ｽﾀｯﾌﾟの形状　・図示による　・

14　入熱、パス間温度の溶接条件　(8.15.7)(8.15.10)

鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件　・図示による
適用箇所　・図示による
- ・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部

15　溶接部の試験　(8.15.12)

平12建告第1464号第二号に関する外観試験方法
- ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による
  - ・抜き取り検査①
  - ※抜き取り検査②

JASS 6 付則 6［鉄骨精度検査基準］の付表3「溶接」に関する試験方法等
- ・JASS 6 10.4[受入検査]e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の抜取箇所と同一とする。外観試験の不具合箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
- ・工場溶接の場合
  - ※全数
- ・工場現場溶接の場合
  - ※全数

16　錆止め塗装　[7.3.3](8.17.2、4)

塗料の範囲
- 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲　・図示による　・
- 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲　※改修標準仕様書8.17.2(1)(ｱ)～(ｵ)による
　・図示による

塗料の種別
- ・下記以外の鉄鋼面は、7章[塗装改修工事]による
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別
　※A種　・
- ・耐火被覆材が接着する面の塗料の種別
　・

17　耐火被覆　(8.18.2～8)

種類、材料、工法等

種別	材料、工法	性能(耐火時間)	適用箇所(部位・部分)
・耐火材吹付け	・乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ	・	
	・半乾式吹付けﾛｯｸｳｰﾙ	・	
	・湿式ﾛｯｸｳｰﾙ	・	
	・	・	
・耐火板張り	・繊維混入けい酸ｶﾙｼｳﾑ板	・	
	・	・	
・耐火材巻付け	・高断熱ﾛｯｸｳｰﾙ	・	
	・	・	
・ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り		・	
・耐火塗料	・	・	

18　アンカーボルトの設置等　[7.10.3]

- 構造用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの形状及び寸法　・図示による　・
- 構造用ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑの形状及び寸法　・図示による　・
- 建方用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの形状及び寸法　・図示による　・
- 建方用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの保持及び埋込み工法　種別　・A種　・B種
- 柱底均しﾓﾙﾀﾙの厚さ及び工法の種別　厚さ　・
　種別　※A種　・B種

19　鉄骨ブレース設置後の仕上げ　(8.22.9)

- ・図示による

20　あと施工アンカー　(8.2.4)

材料等
- ・金属系ｱﾝｶｰ
  - ・引張耐力　(　　)kN　・図示による
  - ・せん断耐力　(　　)kN　・図示による
  - ｱﾝｶｰ本体の径及び埋込み長さ
    - ・図示による　(　　)　・
  - セット方式　※本体打込み式改良型　・
  - 接合筋の種類、径、長さ
    - ・図示による　(　　)
  - ・性能確認試験
    - 試験方法及び試験数
      - ・図示による　(　　)
- ・接着系ｱﾝｶｰ
  - ・引張耐力　(　　)kN　・図示による
  - ・せん断耐力　(　　)kN　・図示による
  - ｱﾝｶｰの種類　※ｶﾌﾟｾﾙ方式回転打撃式　・
  - 接着剤の品質　・有機系　・無機系
  - ｱﾝｶｰ筋の径及び埋込み長さ　・図示による
  - ｱﾝｶｰ筋の種類　・
  - ｱﾝｶｰ筋の新設壁内への定着の長さ　・図示による
  - ・性能確認試験
    - 試験方法及び試験数　・図示による

穿孔　(8.12.14)

埋込み配管等の探査方法
- ・鉄筋探知機(金属探知機)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う
- ・はつり出しによる
- ・

施工確認試験　(8.12.7)

試験方法
- ※引張試験機による引張試験
  - 確認強度　・図示による
- ・

21　柱底均しモルタル及びグラウト材　(8.2.12)

柱底均しﾓﾙﾀﾙ　※無収縮ﾓﾙﾀﾙ

ｸﾞﾗｳﾄ材

無収縮ｸﾞﾗｳﾄ材の材質等

混和材	ｾﾒﾝﾄ系(酸化ｶﾙｼｳﾑ及びｶﾙｼｳﾑ・ｻﾙﾌｫ・ｱﾙﾐﾈｰﾄ等によって膨張する性質を利用するもの)とする。
ｾﾒﾝﾄ	JIS R 5210「ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ」に適合した普通または早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄとする。
砂	土木学会ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。ただし、現場調合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。

無収縮ｸﾞﾗｳﾄ材の品質及び試験方法

ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ	Jｰﾛｰﾄによる下流時間 練混ぜ完了から3分以内の値：8±2秒
ﾌﾞﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ	練混ぜ2時間後のﾌﾞﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ率：2.0%以下
凝結時間	凝結開始時間：1時間以上 終結時間：10時間以内
無収縮性	材齢　7日　収縮しない
圧縮強度	材齢　3日　20.0N/mm²以上 材齢　28日　40.0N/mm²以上
塩化物量	0.30kg/m³以下
試験方法	1)　NEXCO試験方法 試験法 312-1999「無収縮ﾓﾙﾀﾙ品質管理試験方法」による。 ﾌﾟﾚﾐｯｸｽ形と現場調合形で混和材が同一の場合の試験はﾌﾟﾚﾐｯｸｽ形のみとする。 2)　塩化物量の試験は、JIS A1144「ﾌﾚｯｼｭｺﾝｸﾘｰﾄ中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。

22　連続繊維シート　(8.2.13)(8.24.6)

連続繊維の材料
- ・炭素繊維
- ・ｱﾗﾐﾄﾞ繊維
- ・

引張強度(含浸硬化後)
- ・(　　)N/mm²　・

ﾔﾝｸﾞ係数(含浸硬化後)
- ・(　　)N/mm²　・

- ・下地処理
  - ・ひび割れ部改修
    - 範囲　・図示による　(　　)　・
    - 工法の種類　・
  - ・柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ
    - ・図示による　(　　)　・

連続繊維補強材の強度試験
- ・引張強度試験
  - ※JIS A 1191(ｺﾝｸﾘｰﾄ用連続繊維ｼｰﾄの引張試験方法)による
  - ・
  - 試験数量
    - ・図示による　(　　)　・
- ・付着強度試験
  - ※JIS A 6909(建築用仕上塗材)による
  - ・
  - 試験数量
    - ・図示による　(　　)　・

23　仕上げ　(8.24.7)

補強工事後の仕上げ
- ・図示による　(　　)　・

24　耐震スリットの方式、幅及び深さ　(8.25.2)

- 方式　・完全　・部分
- 幅及び深さ　・図示による　(　　)　・
- 設置個所　・図示による　(　　)　・

25　耐震スリットの施工前の埋込み配管等の探査　(8.12.4)

部分撤去部の埋込み配管等の探査方法
- ・鉄筋探査機(金属探知機)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う
- ・はつりだしによる

26　耐震スリット充填材の挿入及び周囲補修等　(8.25.2)

- ・耐火材
  - 使用箇所及び仕様　・図示による　(　　)　・
- ・遮音材
  - 使用箇所及び仕様　・図示による　(　　)　・

撤去部の補修
- ※撤去材と同一材で補修
- ・

27　埋戻し及び盛土　(8.28.3)

材料及び工法
- ・材料　(　　)　工法　(　　)
- ※改修標準仕様書表8.28.1による
  - ・A種　適用場所　(　　)
  - ・B種　適用場所　(　　)
  - ・C種　適用場所　(　　)　土質　(　　)　受渡場所　(　　)
  - ・D種　適用場所　(　　)
  - (品質　細粒分(75μm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする)

28　杭地業　(8.2.15)(8.28.4)[4.3.8]

- 支持層の位置及び土質(基礎ぐいの先端位置含む)　・図示による　(　　)　・
- 杭の材料、工法、寸法、施工方法等　・図示による　(　　)　・
- ・試験杭の位置、本数及び寸法並びに施工方法
  - ・図示による　(　　)　・
- ・杭の継手の個所数、材料、工法等
  - ・図示による　(　　)　・
- ・杭の溶接接手
  - 技能資格者の技量　・図示による　(　　)　・
  - 溶接部の確認　・図示による　(　　)　・
- ・杭頭の処理
  - ・処理しない
  - ・処理する
    - 処理方法(切断にともなう補強方法含む)
      - ・図示による　(　　)　・
- ・杭頭の中詰め材料
  - ・基礎のｺﾝｸﾘｰﾄと同調合のもの　・
- 杭の精度
  - 水平方法の位置ずれ
    - ・杭径の1/4かつ100mm以下
    - ・評定等の評価内容による
    - ・
  - 建て込み時の杭の鉛直度
    - ・1/100以内
    - ・評定等の評価内容による
    - ・
- 記録する施工状況等
  - ・図示による　(　　)　・

29　砂利地業　(8.2.15)(8.28.4)

- 材料[G]　・再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ
  - ・切込砂利又は切込砕石
- 砂利厚さ　※60mm
  - ・

30　捨てコンクリート地業　(8.2.15)(8.28.4)

- 捨てコンクリートの厚さ　※50mm　・
- ｺﾝｸﾘｰﾄの種類　※普通ｺﾝｸﾘｰﾄ　・
- 設計基準強度　※18N/mm²　・
- ｽﾗﾝﾌﾟ　※15cm又は18cm　・

施工条件特記仕様書

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督職員に報告し、協議するものとする。

明示項目			適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
1. 工程関係	1	関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分	
					影響を受ける工事内容	
					関連する工事内容	
					関連する工事の開始又は完了の時期	
	2	施工時期、時間の制限	○	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	現場施工は学校運営上、支障がないものを除き、夏季休業中に完成させること。
					制限される施工時期・施工時間	夏季休業中　　※設計書工事概要欄参照
					制限される施工方法	
	3	関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容	
					協議内容	
					協議成立見込時期	
				関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合	影響を受ける部分	
					影響を受ける内容	
	4	地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査	○	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目	建物内外給排水衛生ガス設備配管類
					調査期間	工事着手前
				地下埋設物等の移設が予定されている場合	移設期間	
	5	作業不能日数			休日日数以外の作業不能日数	
	6	指定部分		工事の規模（範囲）及び工期について指定した部分がある場合	当該工事の規模（範囲）	
					当該工事の工期	
	7	設備工事との調整		完成時の各種検査までに、別途設備工事の試運転調整等を完了しなければならない場合	試運転調整等の適正期間の確保	
2. 用地関係	1	仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲	
					時間・時期	
					使用条件	
					復旧方法	
3. 公害関係	1	公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	※使用すべき建設機械の適用については工事特記仕様書による。
	2	騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	事前・事後調査の区分	
					調査時期	
					未然に防止するための必要な調査方法	
					未然に防止するための必要な調査範囲	
	3	電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分	
					調査時期	
					未然に防止するための必要な調査方法	
					未然に防止するための必要な調査範囲	
4. 安全対策関係	1	交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
					指定の期間	
	2	近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
					制限される作業時間帯	
	3	落石、雪崩、土砂崩落の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容	
	4	交通誘導員の配置	○	交通誘導員の配置を指定する場合	延べ人数	交通誘導警備員A　4人　交通誘導警備員B　4人
					配置時間	交通誘導警備員A　8時～17時まで（8時間）　交通誘導警備員B　8時～17時まで（8時間）
	5	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容	
5. 工事用	1	一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路	
					制限される使用期間	
					制限される使用時間帯	
				搬入、搬出路の使用中及び使用後の処置が必要である場合	使用中・使用後の処置内容	

明示項目			適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
道路関係	2	仮道路		仮道路を設置する場合	仮設道路の仕様	
					安全施設等の設置期間	
					工事終了後の措置	
6. 仮設備関係	1	仮設備（仮土留、仮橋、足場等）		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容	
					仮設備の期間	
					仮設備の条件	
				仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設備の種類	工事特記仕様書、図示による。
					仮設備の構造、施工方法、施工範囲	図示による。
				仮設備の設計条件を指定する場合	設計条件の内容	図示による。
7. 建設副産物	1	建設発生土の搬出		建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	工事特記仕様書による。
					処分又は保管条件	工事特記仕様書による。
	2	建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容	
					減量化の内容	
	3	建設副産物及び建設廃棄物の処理		建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。
				再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件	建設廃棄物の種類　数量　処理等施設の名称　片道運搬距離　受入条件等
8. 工事支障物件	1	工事支障物件協議		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	支障物件名、管理者名等	支障物件名　管理者名　支障物件の位置 支障物件の移設時期　工事方法　防護
				地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容	
					工事期間	
9. 排水関係	1	排水処理		排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	排水工法、排水処理の方法等	排水工法　排水処理の方法　放流先 予定される排水量　排水の水質基準　放流費用
	2	水替・流入防止施設		水替・流入防止施設が必要な場合	施設の内容	
					設置期間	
10. 薬液注入関係	1	薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等	設計条件　施工工法　材料種類 施工範囲　削孔数量及び延長　注入量及び注入圧
				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容	
11. その他	1	工事現場発生品		工事現場発生品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無引渡場所	工事特記仕様書による。
	2	支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
					規格又は性能	
					引渡場所・引渡期間	
	3	関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	
	4	架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
					施工条件	
	5	工事用水、電力	○	工事用水を指定する場合	工事用水の内容	工事特記仕様書による。
			○	工事電力を指定する場合	工事電力の内容	工事特記仕様書による。
	6	新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容	
	7	部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所	
					部分使用時期	

【位置図】1/2500

【配置図】1/500

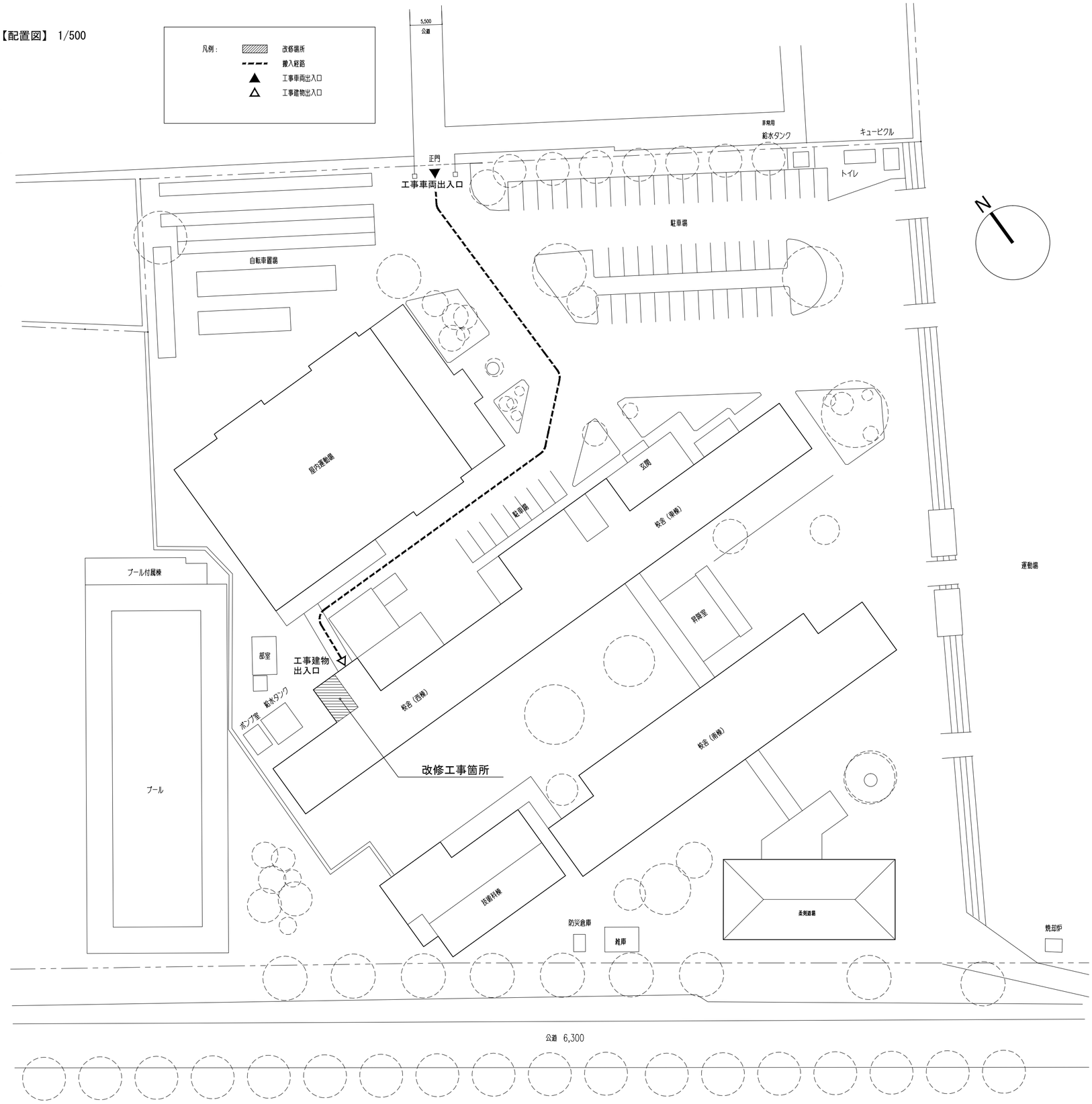

工事概要	工事名称	令和7年度　藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事
	施設名称	藤枝中学校　本校舎西側　1－3階　トイレ
	施設の場所	藤枝市　音羽町一丁目　地内
	改修工期	夏季休業中 ・　現場施工は学校運営上支障がないものを除き、夏季休業中に完成させること。 ・　仮設計画等は工事着手前に施設管理者と協議の上決定すること。 ・　工事車両進入路は生徒および関係者の通路となるため通行には十分注意すること。
	工事内容	・　洋式化便器の改修 ・　小便器の改修 ・　その他の衛生器具の改修 ・　既設配管の改修 ・　床乾式化による改修 ・　その他の内装改修 ・　照明器具他電気設備の改修
	備考	・　ガス埋設管の安全性について －　工事着手前にガス業者への照会を行い、都市ガス取出分岐位置および埋設管の有無を現地にて確認し、必要に応じて安全対策を施すこと。 （参考：宅地引込管あり・低圧・ポリエチレン管・50mm）

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13　TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

位置図・配置図

製図	荒井	
検図	荒井	
日付	R6.10.18	

縮尺 1/500 ,2500

A-11

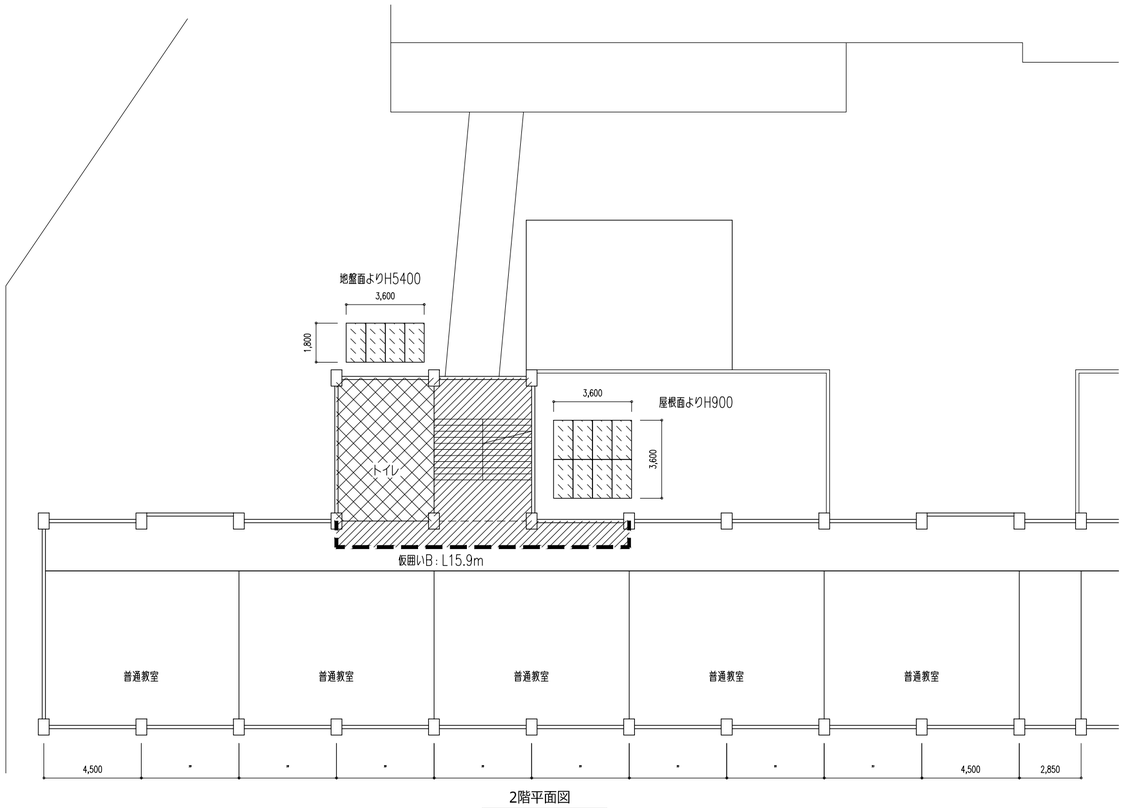

2階平面図

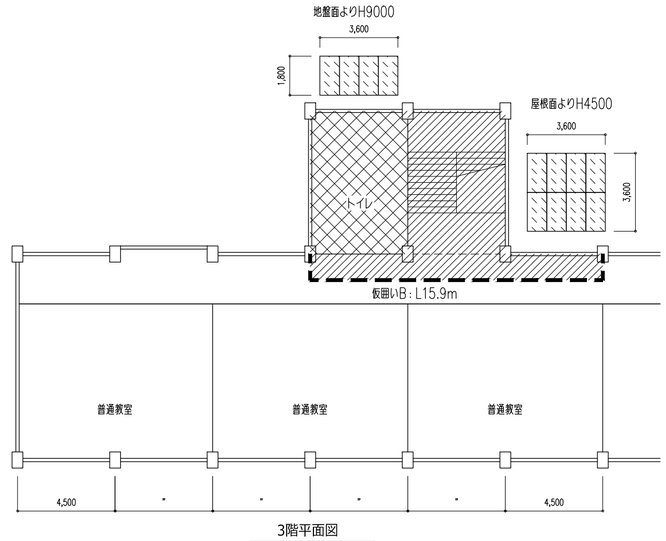

3階平面図

■凡例

：改修工事範囲

：工事期間利用可能範囲

：外部足場（ステージ足場）範囲

：仮囲いA
（ガードフェンスH1800_スチールベース）

：仮囲いB
（LGS65_PB9.5片面張、
CH2700（2400）まで立上、
床シート養生、壁面養生適宜）

■特記事項
- 外部足場はくさび緊結式足場（建地幅900）を使用して設置のこと
- 外部足場には落下物に対する防護シート
（ネット状養生シート2類）を設置のこと
- 工事車両の入退場は敷地北側（正門）を使用する
- 構内の車両運転は生徒・職員の利用もあるため安全に十分配慮すること
- 工事車両の駐車位置は学校担当者の承諾を得ること
- 仮設物設置に際して必要な安全対策（落下防止を含む）を施すこと

■準備工事
- 工事着手前に1階当該工事範囲直下の地下ピット（※）内の清掃を行うこと
地下ピット（※）：6600x4500x1200

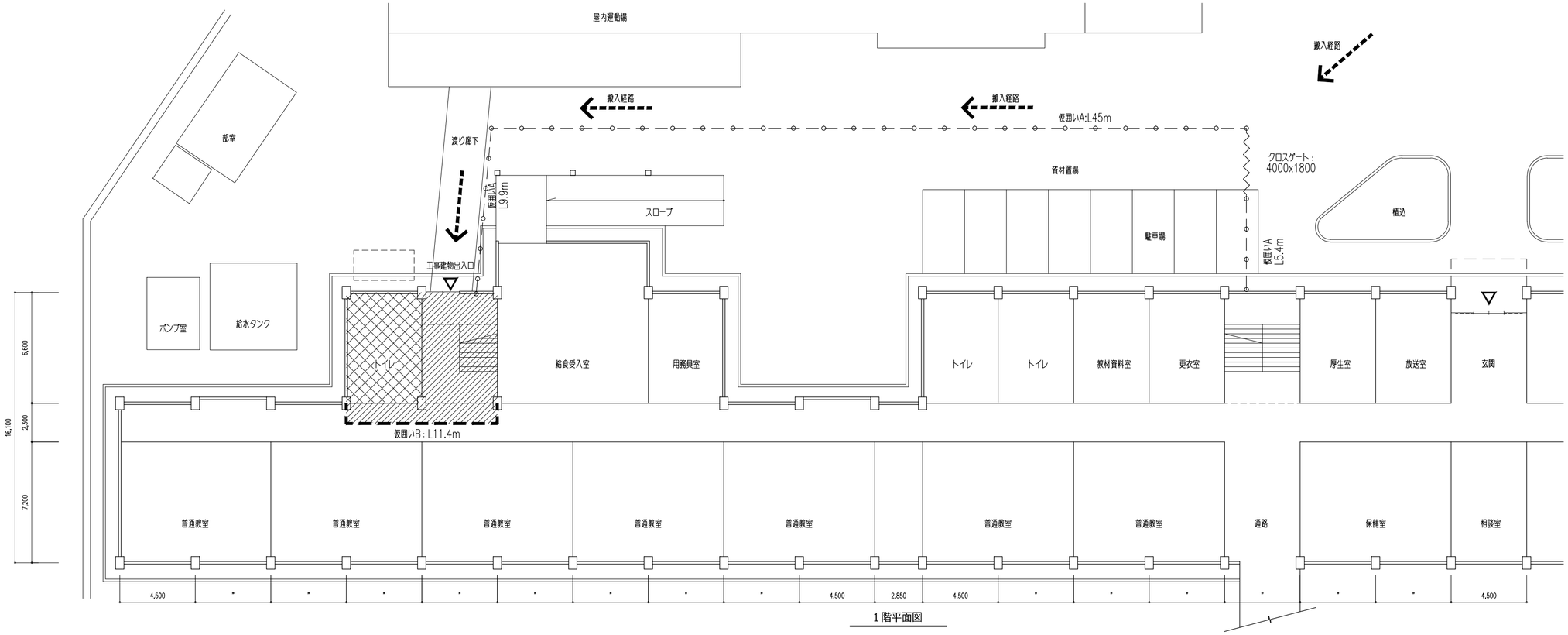

1階平面図

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL：0547-77-2355
一級建築士登録 第 308615 号 荒井恵子
一級建築士事務所登録 第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

仮設計画 平面図

製図	荒井	縮尺 1/200
検図	荒井	
日付	R6.10.18	

A-12

【現況図】

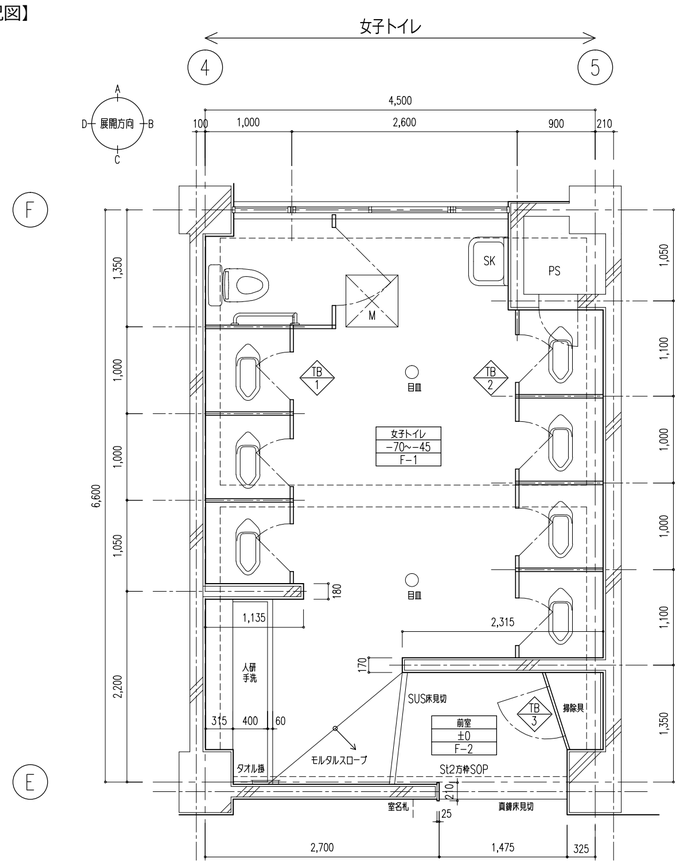

1,2,3階

【改修図】

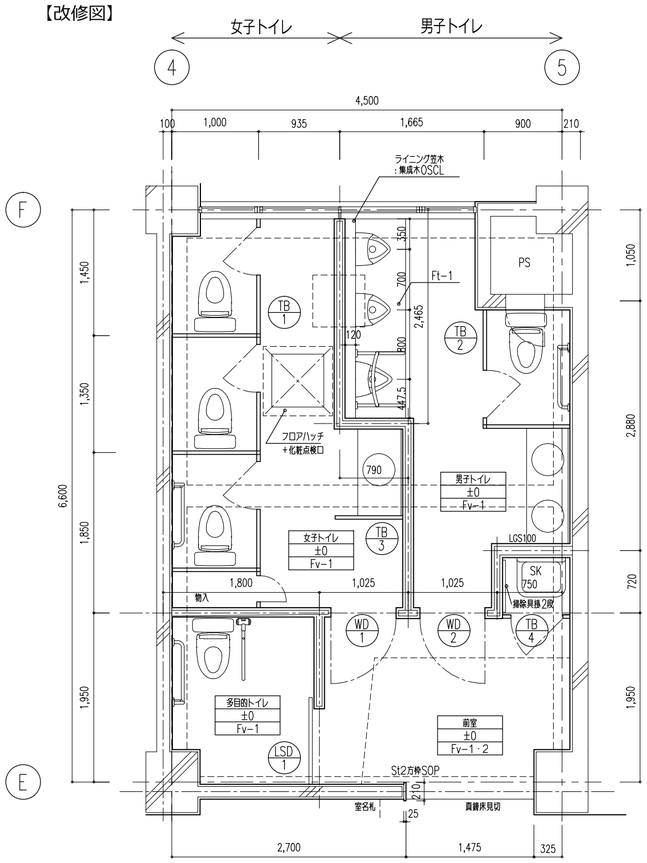

1階

【改修図】

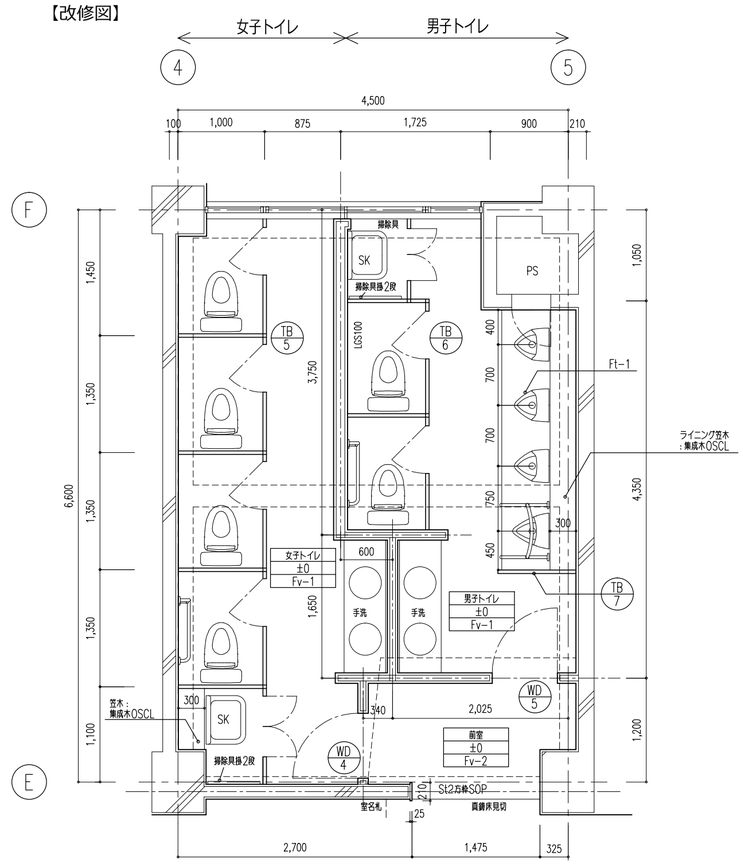

2,3階

【現況・解体・改修　仕上表】			床			巾木		壁　下部：FL+1800ヨリ下　上部：FL+1800ヨリ上				天井					備考
			記号	仕上	下地	記号	仕上	部位	記号	仕上	下地	記号	仕上	下地	廻縁	CH	
1-3F	生徒用トイレ トイレ部	現況	F-1 F-2	磁器質25角モザイクタイル張 塩ビシート張_t2.5	モルタル下地 モルタル金コテ下地	なし		RC壁下部 RC壁上部	W-1 W-2	半磁器質100角タイル張 プラスター塗	RC RC	C-2	パーライトボード張（t6）目透し張AEP塗装	LGS天井下地	木AEP	2,400	
		解体	F-1	存置	存置	なし		RC壁	W-1.2	存置・袖壁解体撤去	存置・袖壁RC	C-2	解体撤去	1-2F:C型鋼M/1ー解体撤去 3F：M/1ーのみ解体撤去 （吊ボルト存置）	解体撤去	-	和便器周囲RCスラブ解体撤去 新設床下点検口用開口（RCスラブ）解体撤去 人研消し解体撤去 モルタルスロープおよびSUS見切解体撤去
		改修	Fv-1 Ft-1	重歩行長尺塩ビシート張_t2 防汚陶板張_t6_D600_首取タイプ	耐水合板t_12/パーティクルボードt_20/鋼製束 耐水合板t_12/パーティクルボードt_20/鋼製束	Bv-1	ビニル巾木H100	RC壁下部 RC壁上部 ライニング部 新設WC壁	Wm-1 Wm-2 Wm-3 Wm-4	メラミン不燃化粧合板張_t3 メラミン不燃化粧合板張_t3 メラミン不燃化粧合板張_t3 メラミン不燃化粧合板張_t3	オンタイル工法 ・下地調整 耐水PBt_12.5/LGS-100@303 強化PBt_12.5x2/LGS-65@455 ＊GW24kg/m3_t100充填	Cb-1	化粧PBt9.5	1-2F:C型鋼M/1ー新設 3F:M/1ー新設	なし	2,400	掃除用具掛、AL天井点検口450角、紙巻棚 床下点検口（乾式床部およびRCスラブ面）新設 ライニング天板：集成材t20-OSCL 窓台：集成材t20*80-SOP 新規区画壁見切枠：集成材ｔ20-SOP
	生徒用トイレ 前室部	現況	F-2	塩ビシート張_t2.5	モルタル金コテ下地	B-1	モルタル金コテH120AEP	RC壁	W-2 W-1	プラスター塗 半磁器質100角タイル張	RC RC		＊トイレ部に同じ		木AEP	2,400	
		解体	F-2	解体撤去	存置（既存モルタルケレン清掃）	B-1	存置	RC壁	W-2 W-1	存置 一部タイル剥げし（下地モルタルケレン清掃）	存置 存置		＊トイレ部に同じ		解体撤去	-	
		改修	Fv-2	重歩行長尺塩ビシート直張_t2	・下地調整	Bv-1 Bp-2	ビニル巾木H100 EP-G・木下地	RC壁下部 RC壁上部 新設WC壁	Wp-1 Wp-2 Wp-3	EP-G EP-G EP-G	*プラスター下地調整 *下地モルタル薄塗 強化PBt_12.5x2/LGS-65,100@455,303		＊トイレ部に同じ		塩ビ	2,400	既存出入口St2方枠：SOP

＜特記事項＞

- 強化PBは「耐水・防カビタイプ」とする。
- EP-G塗装の色味、艶は現場にて監督員の確認を得ること。
- メラミン不燃化粧合板はシーリング目地3mmとする。
- 紙巻棚：ポリ合板ブラッシュ（小口共）、t20、D200
- オンタイル工法：既存タイル面に5mm以上の浮きを確認した場合は下地処理を施すこと。
- 床仕上重歩行長尺塩ビシートは「サニタリウム（ロンシール工業）」同等品とする。
- 清掃用具掛：35x75x600（SOP）ー2段、SUSフック：「ホームフックC型大（スギタ）同等品」各3ケ

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL：0547-77-2355
一級建築士登録 第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録 第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

平面詳細図　（現況・改修）

製図	荒井	
検図	荒井	
日付	R6.10.18	

縮尺 1/50

A-13

【現況図】

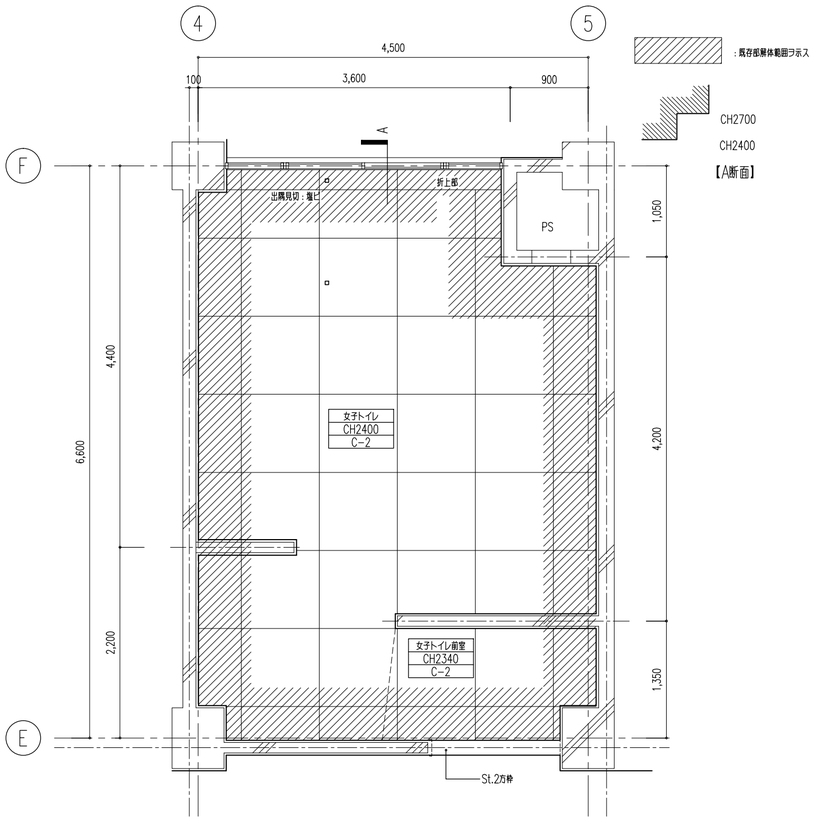

1,2,3階

※全面解体

【改修図】

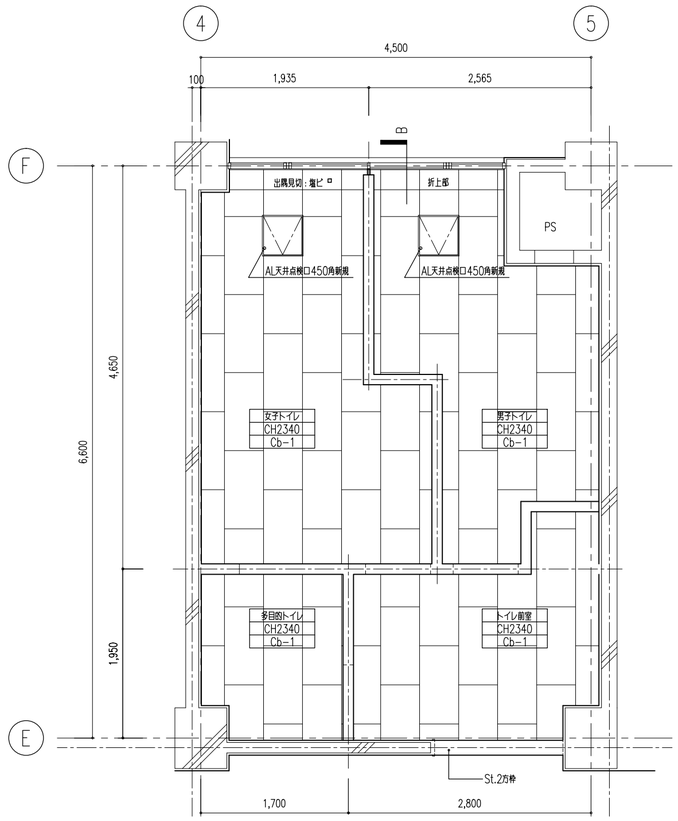

1階

※全面改修

【改修図】

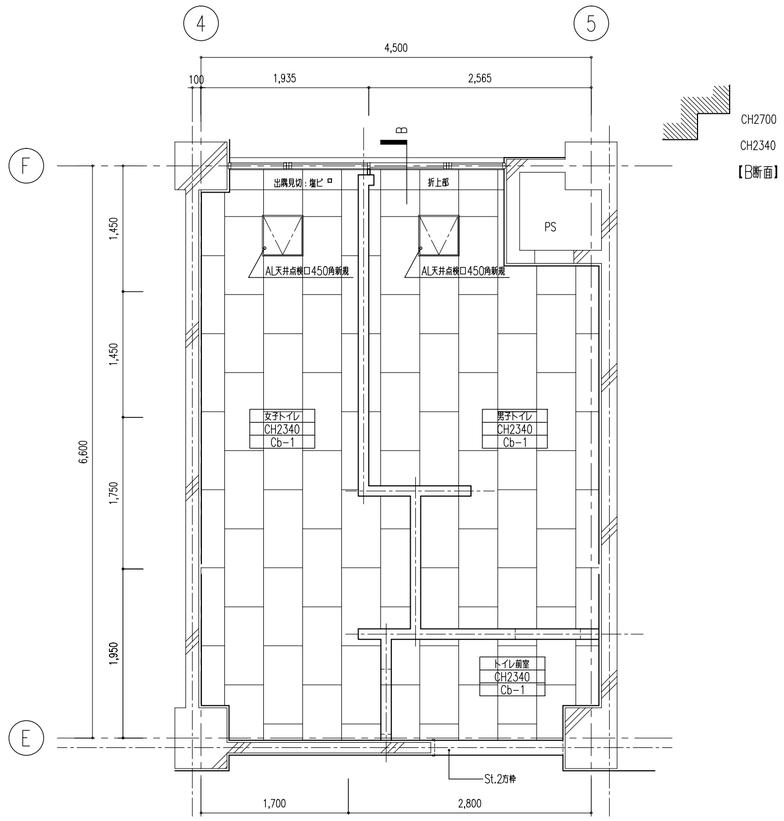

2,3階

※全面改修

【現況・解体・改修　仕上表】			天井					備考
			記号	仕上	下地	廻縁	CH	
1-3F	生徒用トイレ トイレ部	現況	C-2	パーライトボード目透し張（t6）AEP	LGS天井下地	木AEP	2,400	
		解体	C-2	解体撤去	1-2F:C型鋼M/バー解体撤去 3F:M/バーのみ解体撤去 （吊ボルト存置）	解体撤去	-	
		改修	Cb-1	化粧PBt9.5	1-2F:C型鋼M/バー新設 3F:M/バー新設	なし	2,400	
	生徒用トイレ 前室部	現況		※トイレ部に同じ		木AEP	2,400	
		解体		※トイレ部に同じ		解体撤去	-	
		改修		※トイレ部に同じ		塩ビ	2,400	

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

天井伏図　（現況・改修）

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18

縮尺 1/50

A-14

【解体図】

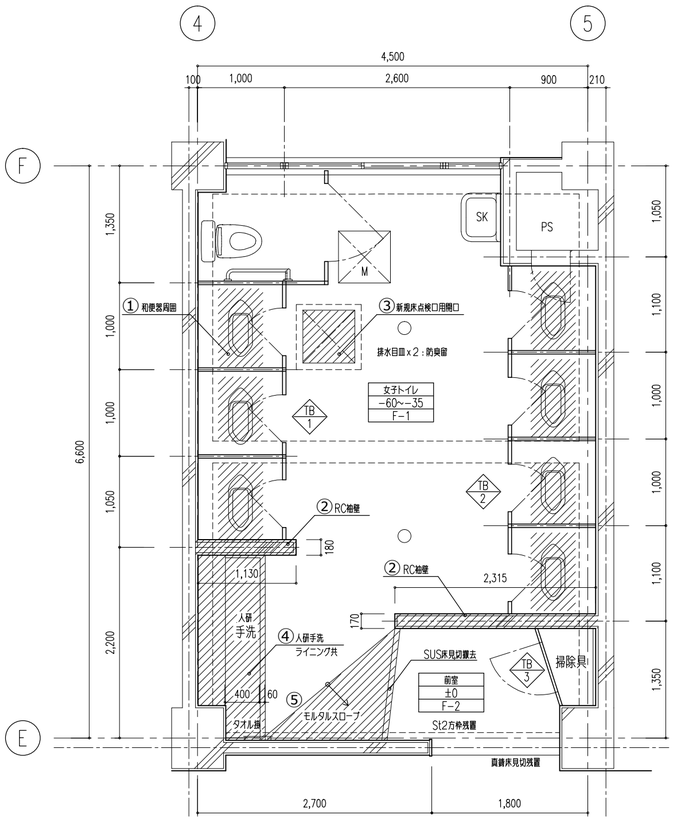

1階

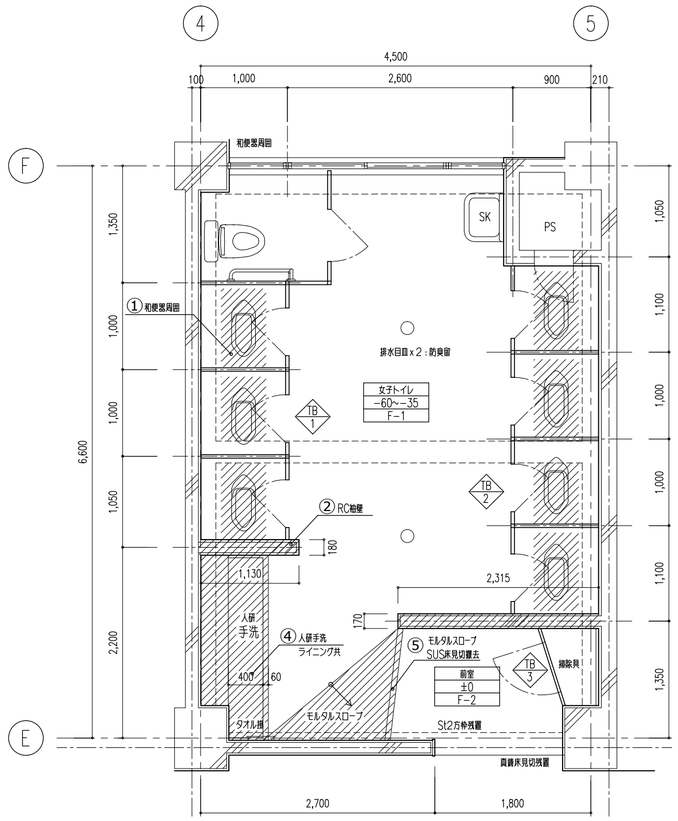

2,3階

：既存部解体範囲ヲ示ス

RC
CB
LGS

※特記事項：造作棚、壁付フック類、置き式カーベットの類はすべて撤去のこと

【解体工事区分表】		部位	記号	工事内容	備考	区分
1-3F	生徒用トイレ トイレ部	床・壁・天井		*平面詳細図、展開図、天井伏図参照		建築
		和式便器周囲RC床スラブ	①	解体撤去	*特記事項参照 カッター入れ	
		一部RC袖壁	②	解体撤去	*特記事項参照 カッター入れ	
		穿設床下点検口用RCスラブ開口	③	解体撤去	*特記事項参照 カッター入れ、既存蓋存置	
		人研ぎ流し	④	解体撤去	*各部詳細図参照	
		モルタルスロープ	⑤	解体撤去		
		建具・トイレブース		*建具表参照		
		照明器具等		*電気設備図参照		電気
		衛生器具等		*機械設備図参照		機械
	生徒用トイレ 前室部	床 天井		*平面詳細図参照 *天井伏図参照		建築

＜特記事項＞

- RC床スラブ、壁、防水立上りの解体はカッター入れの上解体撤去とする。
- RC床スラブ既存仕様：t120、ダブル配筋、短辺方向D13@200,長辺方向D13@250（上下端共）
- RC袖および区画壁既存仕様：t120、シングル配筋、縦筋横筋共D10@150,端部：2-D13
- ライニング既存仕様：CB下地H1200、半磁器質タイル100角張り
- 造作棚、壁付フック類、置き式カーベットの類はすべて撤去のこと

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録 第 308615 号 荒井恵子
一級建築士事務所登録 第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

解体図

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18

縮尺 1/50

A-15

Ⓐ 標準部 （生徒トイレ） 1:5

【現況】

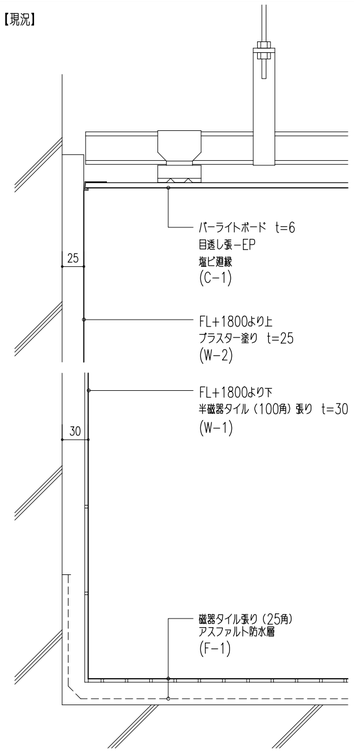

【改修】

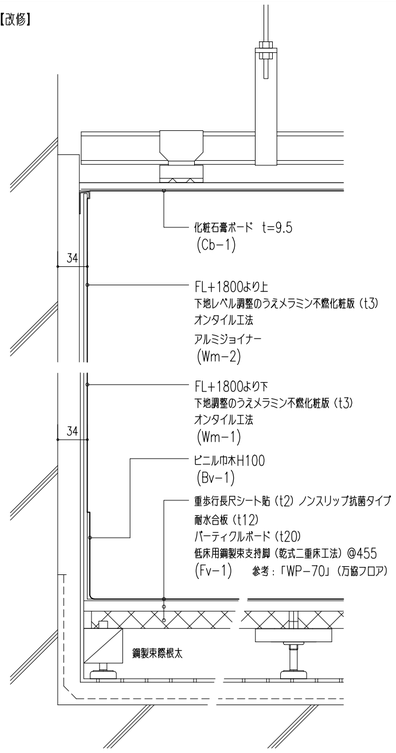

Ⓑ 標準部 （トイレ前室） 1:5

【現況】

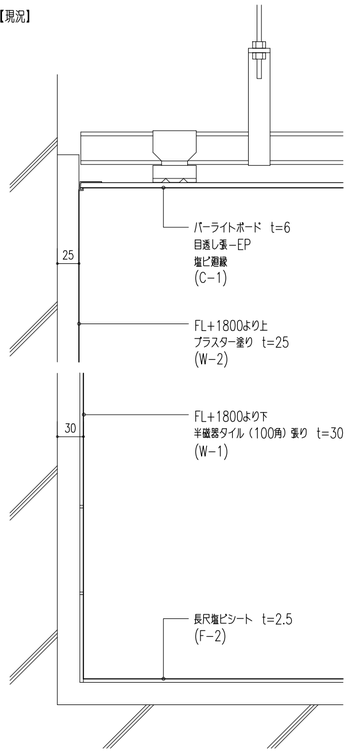

【改修】

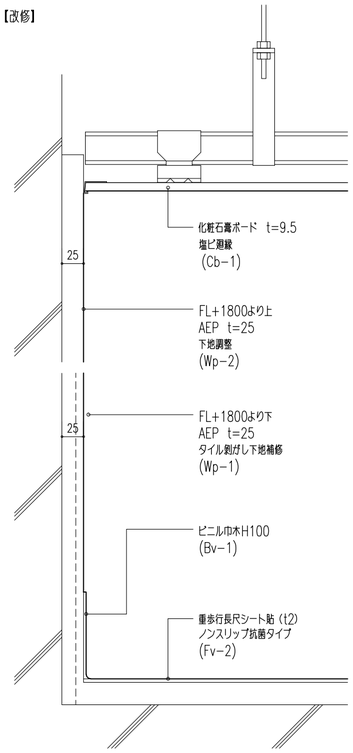

Ⓒ 新設間仕切部 1:5

【改修】

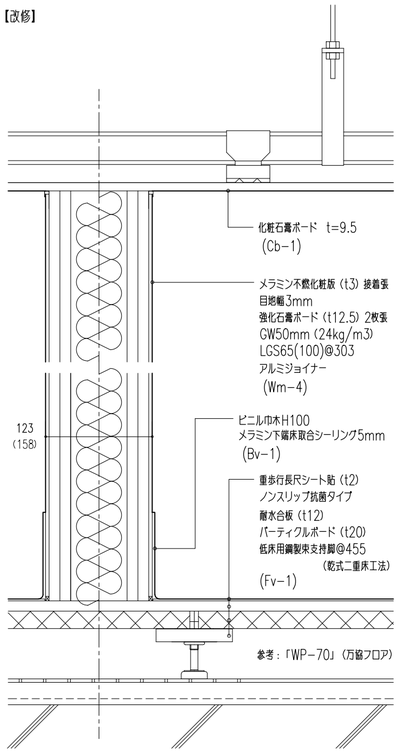

Ⓓ 新設間仕切AW取合部 1:10

【改修】

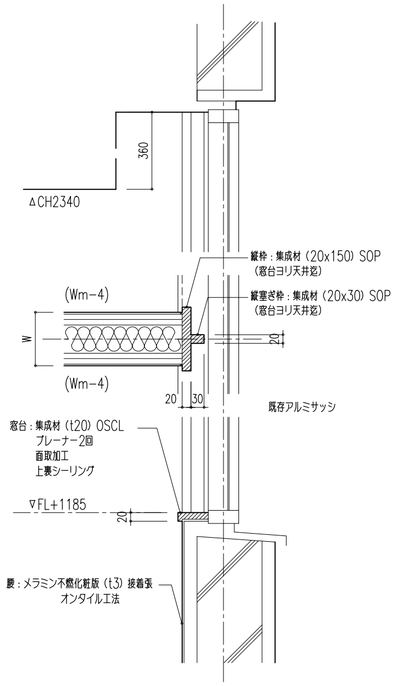

Ⓔ 既存上框部 （生徒トイレ） 1:5

【現況】

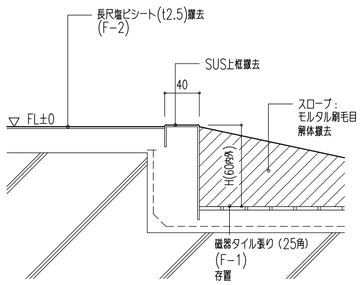

【改修】

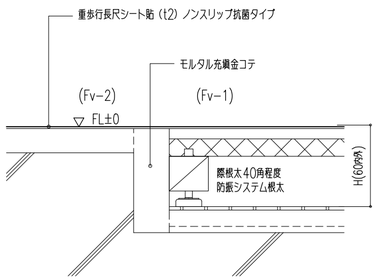

Ⓕ フロアハッチ 1:5

【改修】

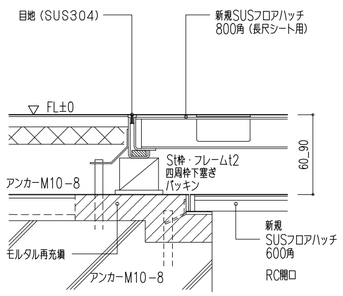

Ⓖ 腰壁ライニング 1:20

【現況】

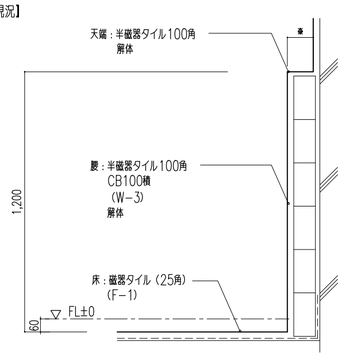

【改修】

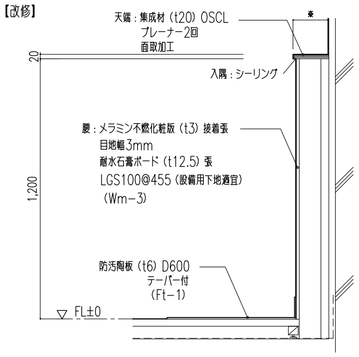

Ⓗ 和式トイレ周囲 1:10

【現況】

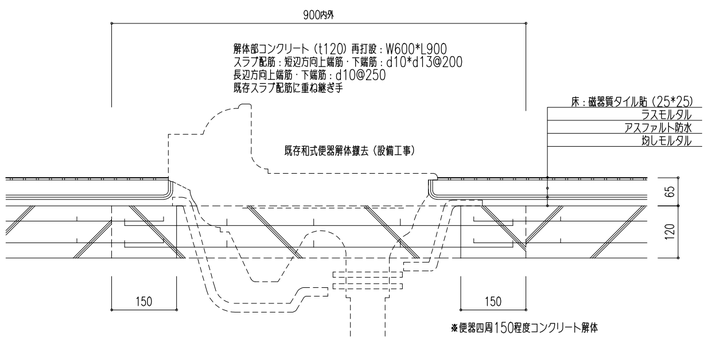

Ⓘ 人造石研出し手洗台 1:20

【現況】

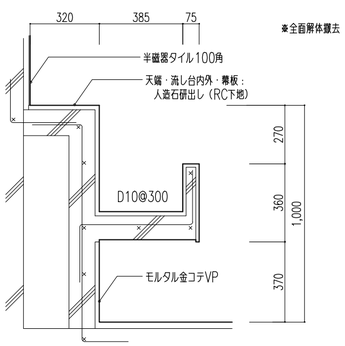

Ⓙ 壁小口見切枠 1:10

【現況】

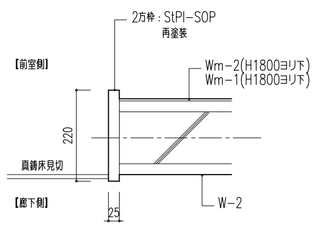

Ⓚ 壁出隅 （不燃メラミン化粧版） 1:5

【改修】

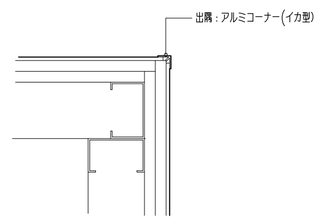

＊

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL：0547-77-2355
一級建築士登録 第 308615 号 荒井恵子
一級建築士事務所登録 第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

各部詳細図

製図	荒井	
検図	荒井	
日付	R6.10.18	

縮尺 1/5,10,20

A-16

【現況図】

：既存部解体範囲ヲ示ス

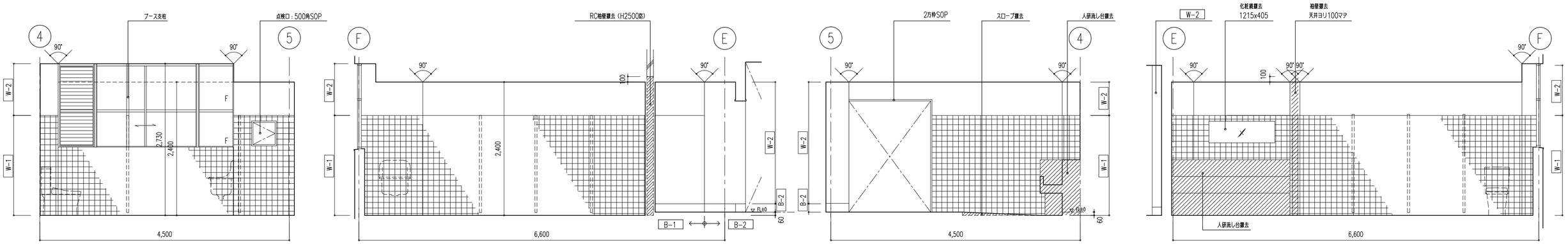

A 女子トイレ　B 女子トイレ　B 女子トイレ前室　C 女子トイレ　D 女子トイレ

【改修図】

：壁面補修範囲ヲ示ス

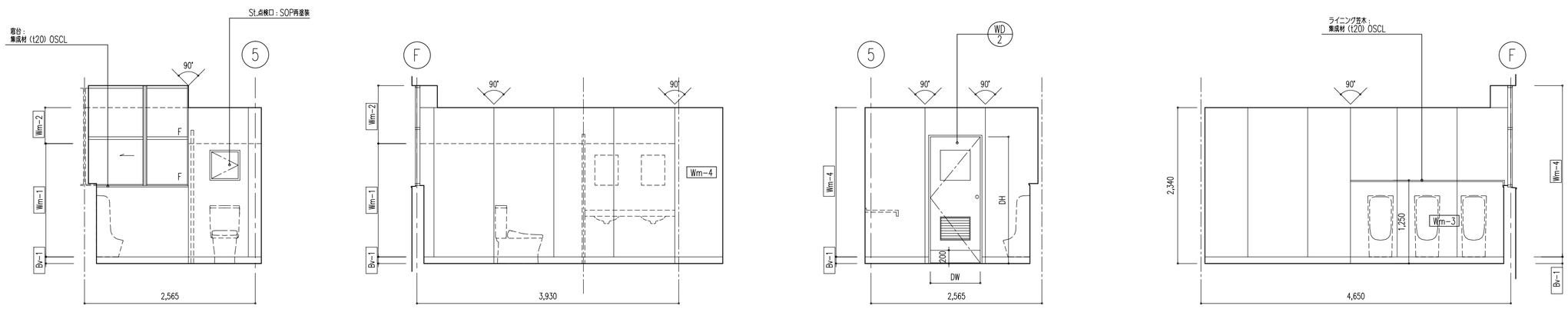

A 1F男子トイレ　B 1F男子トイレ　C 1F男子トイレ　D 1F男子トイレ

【現況・解体・改修　仕上表】			壁　下部：FL+1200ヨリ下　上部：FL+1200ヨリ上				巾木	
			部位	記号	仕上	下地	記号	仕上
1－3F	生徒用トイレ トイレ部	現況	RC壁下部	W－1	半磁器質100角タイル張	RC	なし	
			RC壁上部	W－2	プラスター塗	RC		
		解体	RC壁	W－1・2	存置	存置	なし	
		改修	RC壁下部	Wm－1	メラミン不燃化粧合板張_t3	オンタイル工法	Bv－1	ビニル巾木H100
			RC壁上部	Wm－2	メラミン不燃化粧合板張_t3	・下地調整		
			ライニング部	Wm－3	メラミン不燃化粧合板張_t3	耐水PBt_12.5/LGS－100@303		
			新設WC壁	Wm－4	メラミン不燃化粧合板張_t3	強化PBt_12.5x2/LGS－65@455		
						＊GW24kg/m3_t100充填		

【現況・解体・改修　仕上表】			壁				巾木	
			部位	記号	仕上	下地	記号	仕上
1－3F	生徒用トイレ 前室部	現況	RC壁	W－1	半磁器質100角タイル張	RC	B－1	モルタル金コテH120AEP
				W－2	プラスター塗	RC		
		解体	RC壁	W－1	一部タイル剥し（下地モルタルケレン清掃）	存置	B－1	存置
				W－2	存置	存置		
		改修	RC壁　下部	Wp－1	EP－G	・プラスター下地調整	Bv－1	ビニル巾木H100
			RC壁　上部	Wp－2	EP－G	・下地モルタル薄塗	Bp－2	EP－G・木下地
			新設前室壁	Wp－3	EP－G	強化PBt_12.5x2/LGS－65@455		

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL：0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

展開図１　（現況・改修）

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18
縮尺	1/50

A-17

【改修図】

：壁面補修範囲ラボス

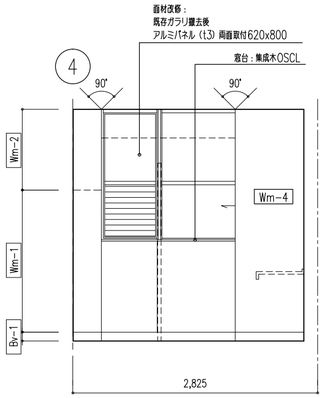

A 1F女子トイレ

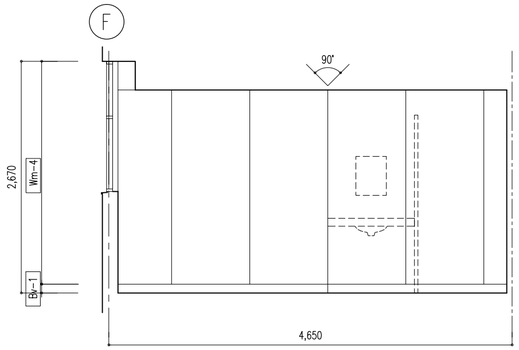

B 1F女子トイレ

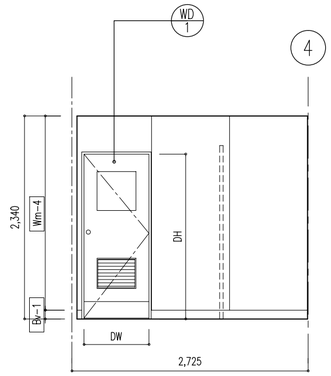

C 1F女子トイレ

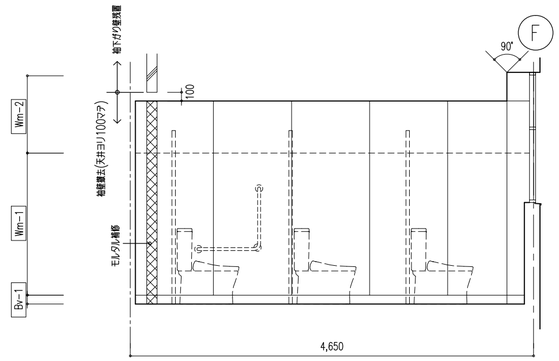

D 1F女子トイレ

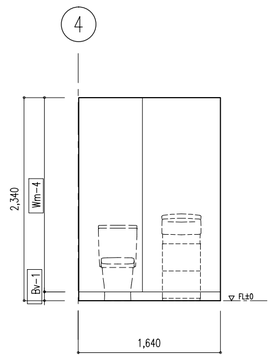

A 1F多目的トイレ

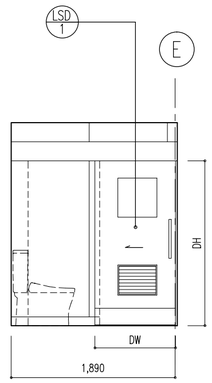

B 1F多目的トイレ

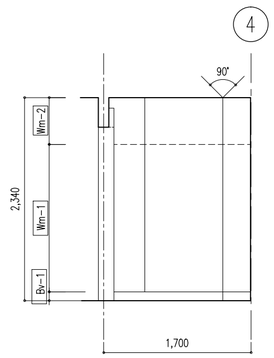

C 1F多目的トイレ

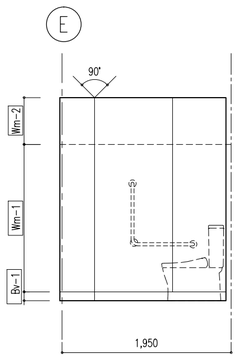

D 1F多目的トイレ

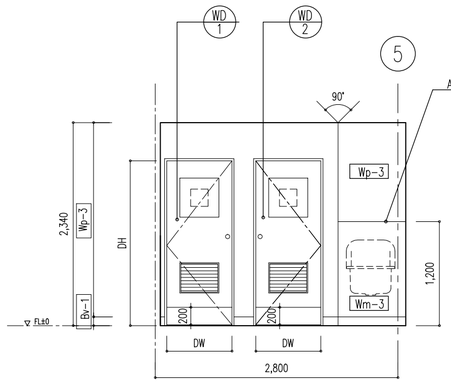

A 1Fトイレ前室

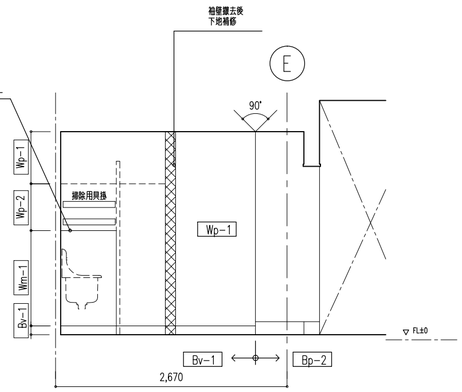

B 1Fトイレ前室

A 1F男子トイレ

B 1F男子トイレ

C 1F男子トイレ

D 1F男子トイレ

【現況・解体・改修　仕上表】			壁　下部：FL+1200ヨリ下　上部：FL+1200ヨリ上				巾木	
			部位	記号	仕上	下地	記号	仕上
1-3F	生徒用トイレ トイレ部	現況	RC壁下部	W-1	半磁器質100角タイル張	RC	なし	
			RC壁上部	W-2	プラスター塗	RC		
		解体	RC壁	W-1・2	存置	存置	なし	
		改修	RC壁下部	Wm-1	メラミン不燃化粧合板張_t3	オンタイル工法	Bv-1	ビニル巾木H100
			RC壁上部	Wm-2	メラミン不燃化粧合板張_t3	・下地調整		
			ライニング部	Wm-3	メラミン不燃化粧合板張_t3	耐水PBt_12.5/LGS-100@303		
			新設WC壁	Wm-4	メラミン不燃化粧合板張_t3	強化PBt_12.5x2/LGS-65@455		
						※GW24kg/m3_t100充填		

【現況・解体・改修　仕上表】			壁				巾木	
			部位	記号	仕上	下地	記号	仕上
1-3F	生徒用トイレ 前室部	現況	RC壁	W-1	半磁器質100角タイル張	RC	B-1	モルタル金コテH120AEP
				W-2	プラスター塗	RC		
		解体	RC壁	W-1	一部タイル剥し（下地モルタルケレン清掃）	存置	B-1	存置
				W-2	存置	存置		
		改修	RC壁　下部	Wp-1	EP-G	・プラスター下地調整	Bv-1	ビニル巾木H100
			RC壁　上部	Wp-2	EP-G	・下地モルタル薄塗	Bp-2	EP-G・木下地
			新設前室壁	Wp-3	EP-G	強化PBt_12.5x2/LGS-65@455		
			新設SK部	Wm-1	メラミン不燃化粧合板張_t3	オンタイル工法		
			新設SK部	Wm-3	メラミン不燃化粧合板張_t3	耐水PBt_12.5/LGS-100@303		

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL：0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

展開図2　（改修）

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18

縮尺 1/50

A-18

【現況図】

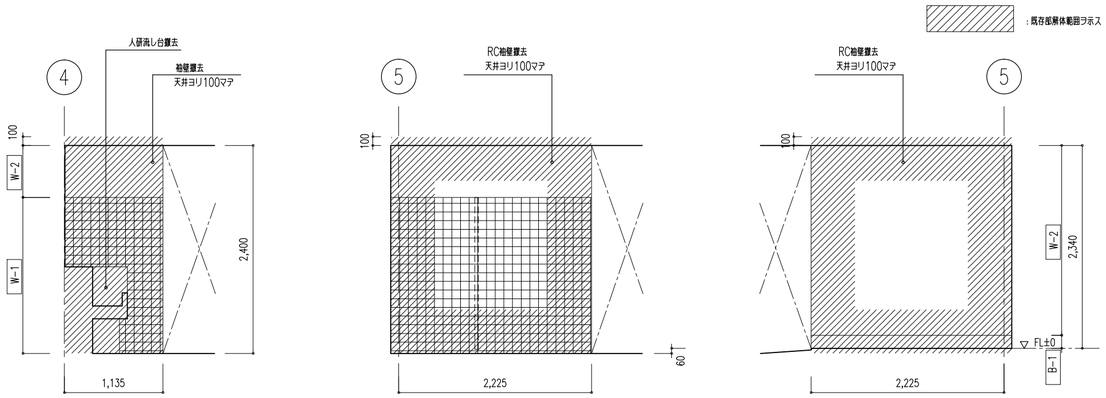

A 女子トイレ袖壁　　C 女子トイレ袖壁　　A 女子トイレ前室

【改修図】

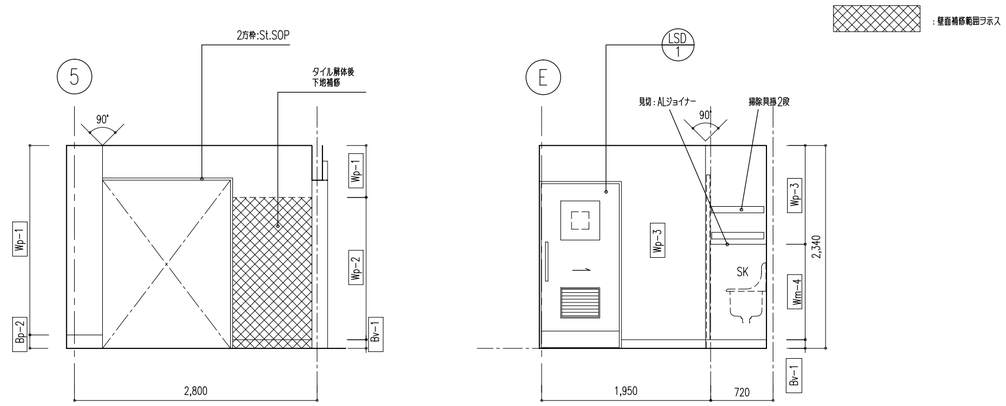

C 1Fトイレ前室　　D 1Fトイレ前室

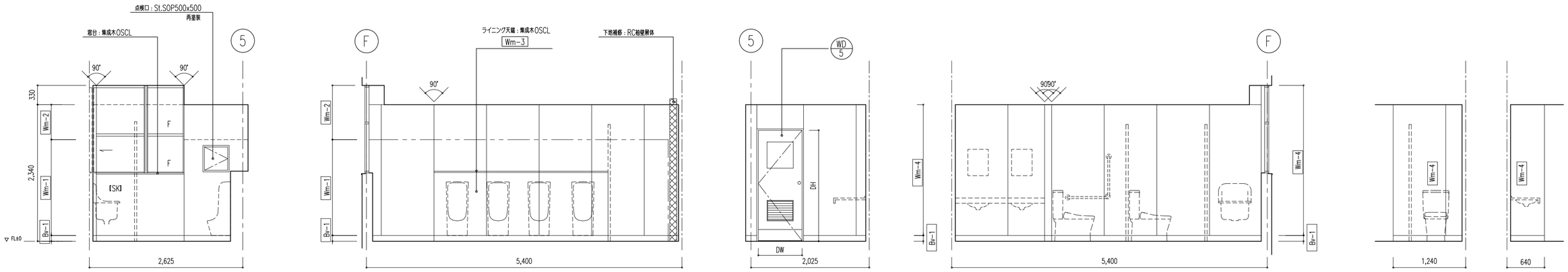

A 2,3F男子トイレ　　B 2,3F男子トイレ　　C 2,3F男子トイレ　　D 2,3F男子トイレ　　C 2,3F男子トイレ　　A 2,3F男子トイレ

A 1F男子トイレ　　B 1F男子トイレ　　C 1F男子トイレ　　D 1F男子トイレ

【現況・解体・改修　仕上表】			壁　下部：FL+1200ヨリ下　上部：FL+1200ヨリ上				巾木	
			部位	記号	仕上	下地	記号	仕上
1-3F	生徒用トイレ トイレ部	現況	RC壁下部	W-1	半磁器質100角タイル張	RC	なし	
			RC壁上部	W-2	プラスター塗	RC		
		解体	RC壁	W-1・2	存置	存置	なし	
		改修	RC壁下部	Wm-1	メラミン不燃化粧合板張_t3	オンタイル工法	Bv-1	ビニル巾木H100
			RC壁上部	Wm-2	メラミン不燃化粧合板張_t3	・下地調整		
			ライニング部	Wm-3	メラミン不燃化粧合板張_t3	耐水PBt_12.5/LGS-100@303		
			新設WC壁	Wm-4	メラミン不燃化粧合板張_t3	強化PBt_12.5x2/LGS-65@455(一部100@303)		
						※GW24kg/m3_t100充填		

【現況・解体・改修　仕上表】			壁				巾木	
			部位	記号	仕上	下地	記号	仕上
1-3F	生徒用トイレ 前室部	現況	RC壁	W-1	半磁器質100角タイル張	RC	B-1	モルタル金コテH120AEP
				W-2	プラスター塗	RC		
		解体	RC壁	W-1	一部タイル剥し（下地モルタルケレン清掃）	存置	B-1	存置
				W-2	存置	存置		
		改修	RC壁　下部	Wp-1	EP-G	・プラスター下地調整	Bv-1	ビニル巾木H100
			RC壁　上部	Wp-2	EP-G	・下地モルタル薄塗	Bp-2	EP-G・木下地
			新設前室壁	Wp-3	EP-G	強化PBt_12.5x2/LGS-65@455		
			SK壁	Wm-4	メラミン不燃化粧合板張_t3	強化PBt_12.5x2/LGS-65@455		

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL：0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

展開図3　（現況・改修）

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18

縮尺 1/50

A-19

【改修図】

：壁面補修範囲ラボス

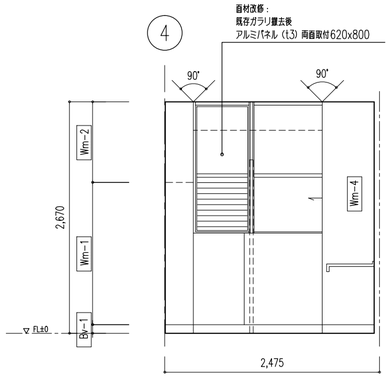

A 2,3F女子トイレ

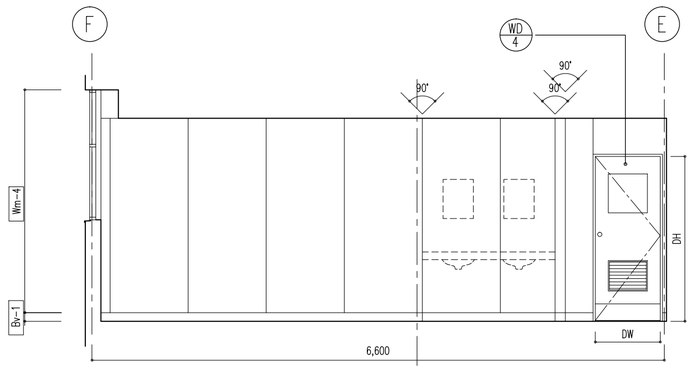

B 2,3F女子トイレ

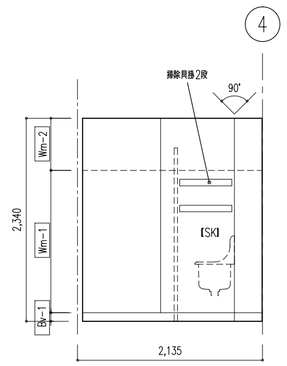

C 2,3F女子トイレ

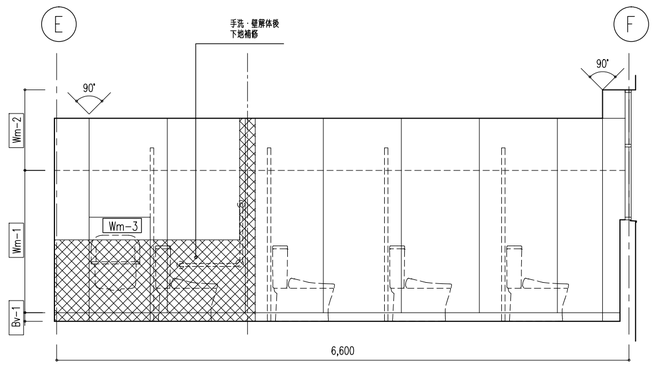

D 2,3F女子トイレ

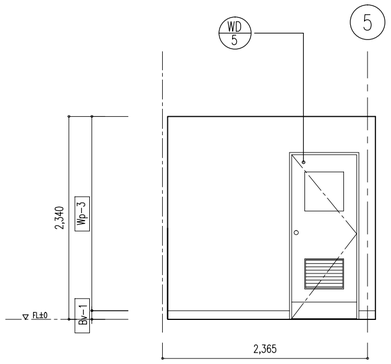

A 2,3Fトイレ前室

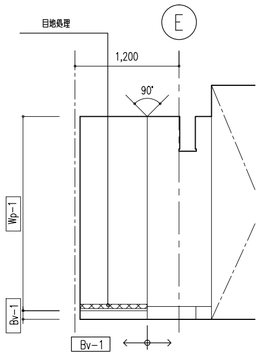

B 2,3Fトイレ前室

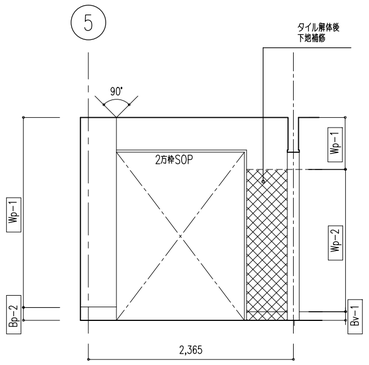

C 2,3Fトイレ前室

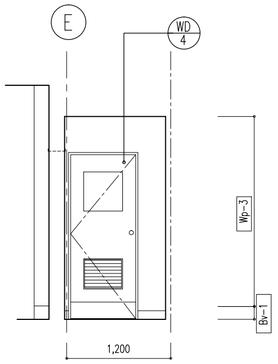

D 1Fトイレ前室

【現況・解体・改修　仕上表】

			壁 下部：FL+1200ヨリ下　上部：FL+1200ヨリ上				巾木	
			部位	記号	仕上	下地	記号	仕上
1－3F	生徒用トイレ トイレ部	現況	RC壁下部	W－1	半磁器質100角タイル張	RC	なし	
			RC壁上部	W－2	プラスター塗	RC		
		解体	RC壁	W－1・2	存置	存置	なし	
		改修	RC壁下部	Wm－1	メラミン不燃化粧合板張_t3	オンタイル工法	Bv－1	ビニル巾木H100
			RC壁上部	Wm－2	メラミン不燃化粧合板張_t3	・下地調整		
			ライニング部	Wm－3	メラミン不燃化粧合板張_t3	耐水PBt_12.5/LGS－100@303		
			新設WC壁	Wm－4	メラミン不燃化粧合板張_t3	強化PBt_12.5x2/LGS－65@455		
						※GW24kg/m3_t100充填		

【現況・解体・改修　仕上表】

			壁				巾木	
			部位	記号	仕上	下地	記号	仕上
1－3F	生徒用トイレ 前室部	現況	RC壁	W－1	半磁器質100角タイル張	RC	B－1	モルタル金コテH120AEP
				W－2	プラスター塗	RC		
		解体	RC壁	W－1	一部タイル剥し（下地モルタルケレン清掃）	存置	B－1	存置
				W－2	存置	存置		
		改修	RC壁　下部	Wp－1	EP－G	・プラスター下地調整	Bv－1	ビニル巾木H100
			RC壁　上部	Wp－2	EP－G	・下地モルタル薄塗	Bp－2	EP－G・木下地
			新設前室壁	Wp－3	EP－G	強化PBt_12.5x2/LGS－65@455		

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL：0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

展開図4　（改修）

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18

縮尺 1/50

A-20

【現況図】

記号					
名称	TB 1	トイレブース	見込	40	
室名		1～3階　女子トイレ	数量	3	
名称	TB 2	トイレブース	見込	40	
室名		1～3階　女子トイレ	数量	3	
名称	TB 3	掃除具ブース	見込	40	
室名		1～3階女子トイレ前室	数量	3	

姿図

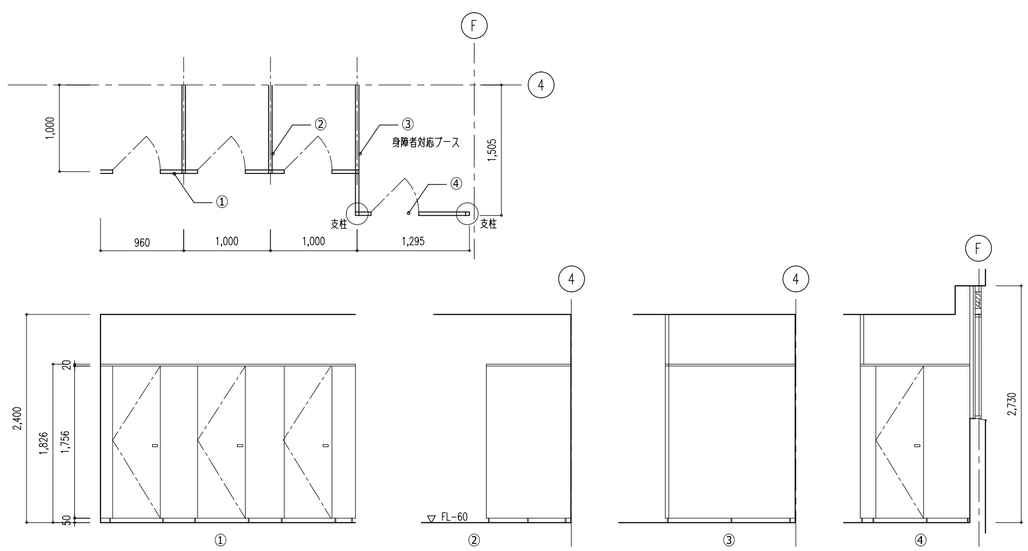

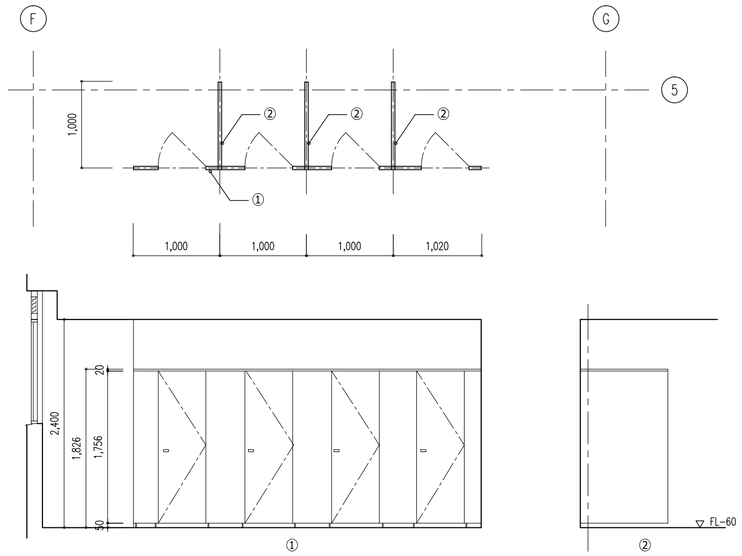

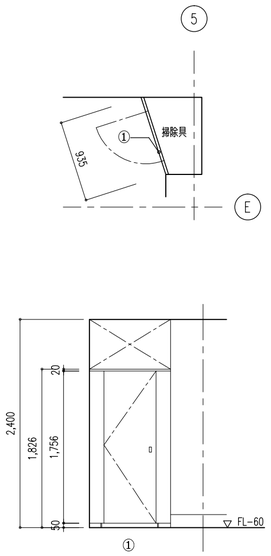

改修内容	・全撤去			
金物類	・SUS笠木、表示鋲、丁番、戸当り（帽子掛）、SUS脚支柱、身障者対応ブースサポート支柱（天井迄）			
仕上・ガラス	・扉材：ポリ合板フラッシュ			
特記	・ブースおよび金物フック類撤去後の補修はモルタルあるいはパテ等により適宜行うこと			

【改修図】

記号					
名称	TB 1	トイレブース	見込	40	
室名		1階　女子トイレ	数量	1	
名称	TB 2	トイレブース	見込	40	
室名		1階　男子トイレ	数量	1	
名称	TB 3 / TB 4	スクリーン/SKブース	見込	40	
室名		1階　女子トイレ、トイレ前室	数量	各1	

姿図

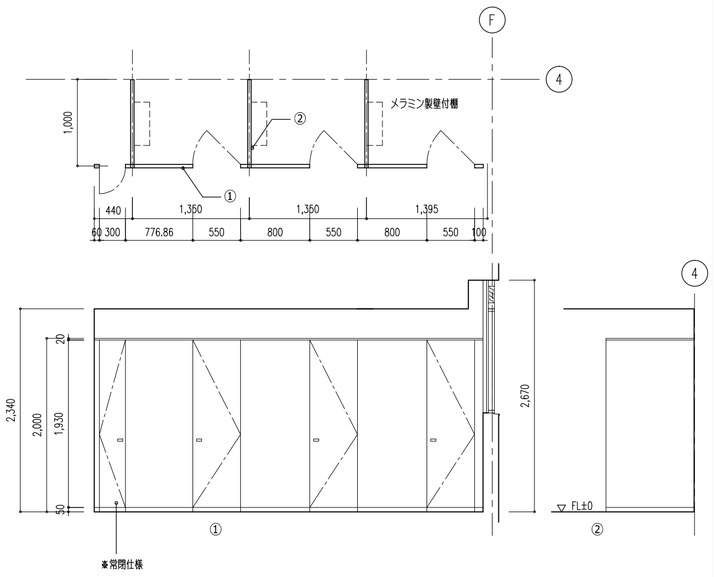

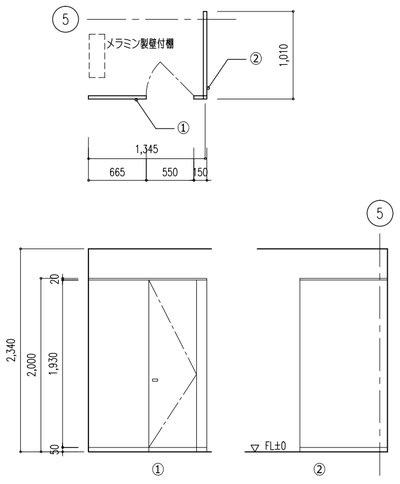

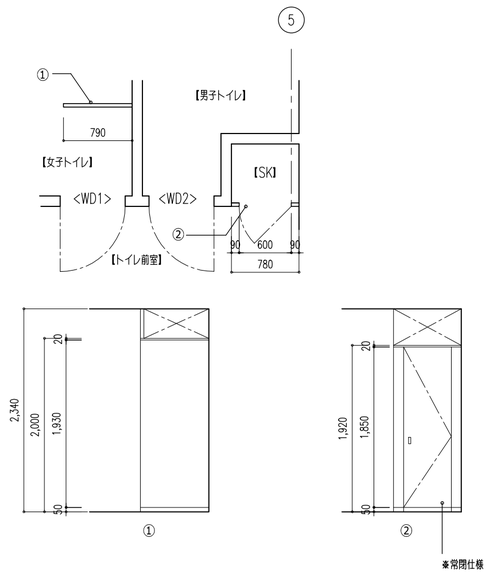

改修内容	・全改修（巾木仕様）　特記無き扉はすべて常開とする			
金物類	・SUSクラビティヒンジ、SUS表示付スライドラッチ、ALレール、AL笠木、AL幅木、戸当り（帽子掛）、掃除具扉：SUSツマミ、			
仕上・ガラス	・扉材：メラミン化粧板、AL（アールエッジ）			
特記	・トイレブース内にメラミン製壁付棚（L600,D180,T20）各1ヶ所設置のこと。AL製棚受2ケ「AL−1015（杉田）同等品」			
	・SK/物入扉は常開、その他は常開式とする。鍵前の取付高さは発注者との協議のうえ決定する。			

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

建具表１　（現況・改修）

製図	荒井	
検図	荒井	
日付	R6.10.18	

縮尺 1/50

A-21

【改修図】

記号					
名称	TB 5	トイレブース	見込	40	
室名		2、3階 女子トイレ	数量	2	

記号					
名称	TB 6	トイレブース	見込	40	
室名		2,3階 男子トイレ	数量	2	

記号					
名称	TB 7	スクリーン	見込	40	
室名		2,3階男子トイレ	数量	2	

姿図

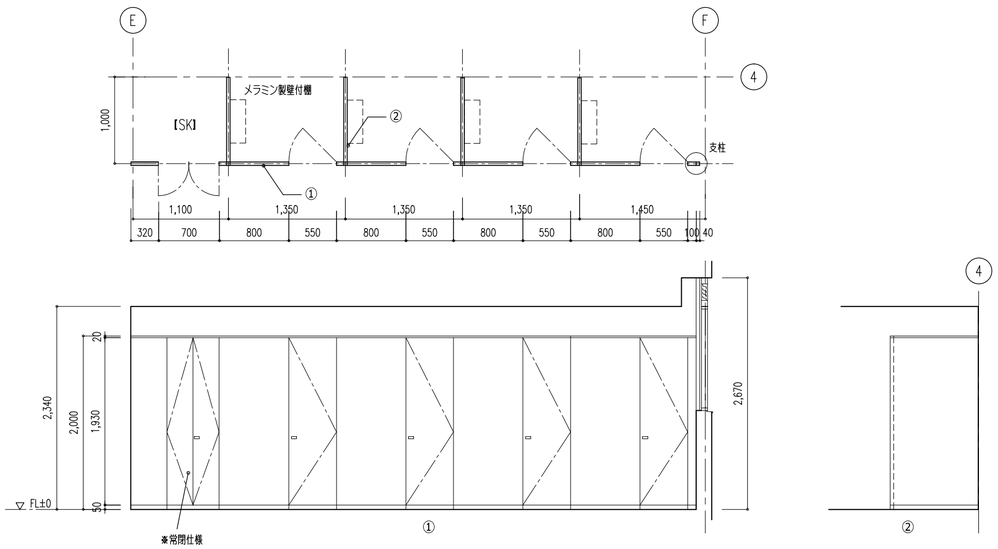

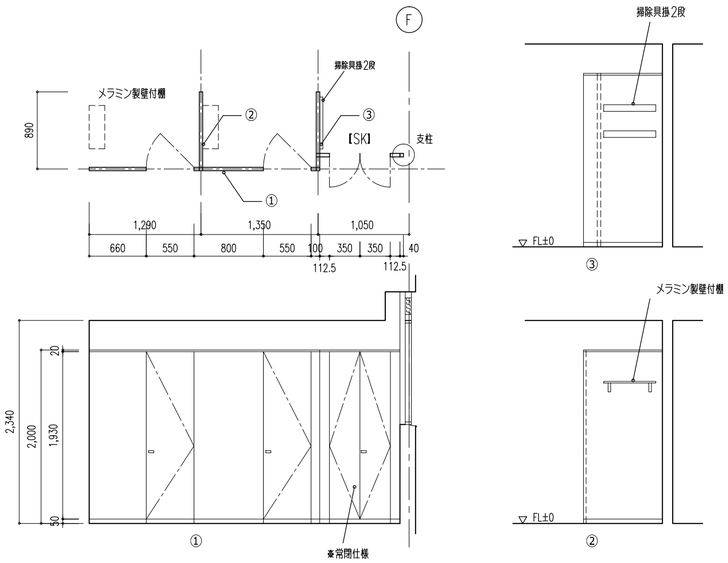

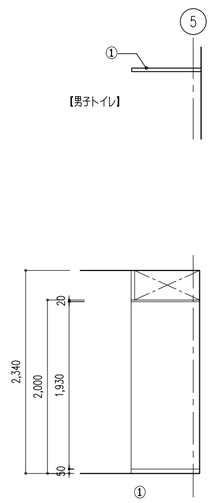

改修内容	・全改修（ID木仕様） 特記無き扉はすべて常開とする
金物類	・SUSグラビティヒンジ、SUS表示付スライドラッチ、ALレール、AL立木、AL組木、戸当り（帽子掛）、排除具扉：SUSツマミ、
仕上・ガラス	・面材：メラミン化粧板、AL（アールエッジ）
特記	・トイレブース内にメラミン製壁付棚（L600D180T20）各1ヶ所設置のこと。SUS製棚受2ケ
	・SK/物入扉は常閉、その他は常開式とする。鍵前の取付高さは発注者との協議のうえ決定する。

【改修図】

記号					
名称	WD 1 / WD 2 / WD 4 / WD 5	木製フラッシュ片開扉（窓・ガラリ付）	見込	36	
室名		1階 男子・女子トイレ 2、3階 男子・女子トイレ	数量	下表	

記号					
名称	LSD 1	窓ガラリ付鋼製ハンガー引戸	見込	40	
室名		1階 多目的トイレ	数量	1	

姿図・寸法

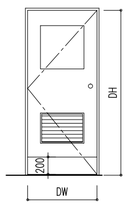

	数量	DW	DH
WD-1	1	750	1900
WD-2	1		
WD-4	2		
WD-5	2		

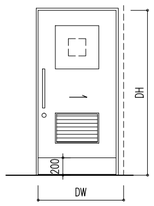

	DW	DH
LSD-1	965 (有効開口800) (枠内法W930)	1900 (有効開高1900) (枠内法H1900)

ピクトサイン：CS貼（200角程度）

詳細図

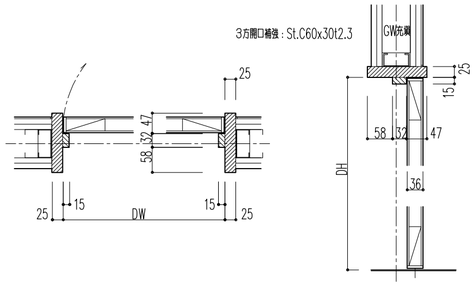

S=1/5

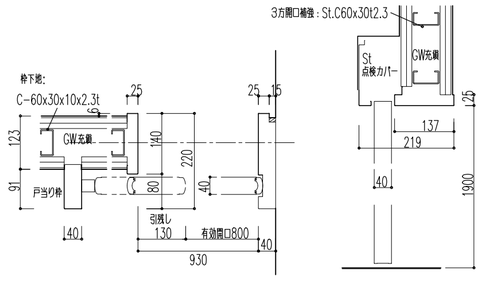

S=1/5

改修内容	・全改修	・全改修
金物類	・SUS握り玉、SUS旗丁番3点吊、DC（S付）、ALガラリ350x500、戸当り、キックプレート（SUS-HLt0.8）	・SUSハンドル、大型サムターン、エンドストッパー、ALガラリ350x500、キックプレート（SUS-HLt0.8）
仕上・ガラス	・面材：ポリ合板フラッシュ小口UP塗装、切窓（500x500）型板ガラス（飛散防止フィルム）	・面材：StPLt0.6_焼付塗装、切窓（500x500）型板ガラス（飛散防止フィルム）
特記	・枠材：樹 SOP	・枠材：StPL_t1.2_焼付塗装

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録 第 308615 号 荒井恵子
一級建築士事務所登録 第 6778 号

令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

建具表２ （現況・改修）

製図	荒井	
検図	荒井	
日付	R6.10.18	

縮尺 1/5,50

A-22

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1 建設工事名 令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

2 建設工事場所 藤枝市
音羽町一丁目地内

3 建物概要

建物（棟）名称	構造	階数	延床面積（㎡）	備考
校舎（校舎棟）	RC造	3	- m2	

4 工事科目（⊙印のあるもの）

⊙空気調和設備，換気設備	・給湯設備
・排煙設備	・消火設備
⊙衛生器具設備	・ガス設備
⊙屋内給水設備	・浄化槽設備
・屋外給水設備	・さく井設備
⊙屋内排水設備	⊙撤去工事
・屋外排水設備	・

Ⅱ 仕様

1 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書令和４年版による。
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
⊙公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）⊙公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
・建築物解体工事共通仕様書

2 標準図は以下の令和４年版による。
・建築工事標準詳細図
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

3 設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1) 質問回答書((2)～(5)に対するもの) (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書
(4) 図面 (5) 標準仕様書

4 特記仕様
(1) 項目は全て適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印のない場合は、※印を適用する。 ⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項目	特記事項

一般事項

① 法令その他
このエ事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。
官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

② 工事実績情報の登録
受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報ｻｰﾋﾞｽ(CORINS)に10営業日以内に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。なお、契約金額の変更登録は完成時のみとする。

③ 工事の一時中止
藤枝市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

④ 施工図等の権利
施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。

⑤ 工事写真
営繕工事写真撮影要領令和３年版及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示により撮影する。

6 監理事務所
※ 設けない ・ 設ける（・既存建物内の一部を使用する ・構内に新設する）

7 工事用水電力等
本工事に必要な工事用電力・水等は受注者の負担とする。

8 電気保安技術者
※ 要 ・ 不要

9 工事用仮設物
敷地内につくることが ※ できる ・ できない

⑩ 発生材の処理
(1) 引渡しを要するもの （・ ・ ）
(2) 特別管理産業廃棄物 （・ ・ ）
(3) 再資源化を図るもの （・ 塩ビ管 ・ 塩ビライニング鋼管）
（・ ・ ）

撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。引渡しを要する配管、ダクト等の保温は分離する。
配管、ダクトの支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。

⑪ 特定建設資材の再資源化等
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)の通知の有無
・通知を要しない（対象工事でない） ・通知を要する（対象工事である）
対象建設工事の場合は、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。
(1)分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・新築工事等	建築設備工事 ※有	※手作業 ・手作業・機械作業併用

(2)特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地
・コンクリート	・	・
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	・	・
・木材	・	・
・アスファルト・コンクリート	・	・

注)(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。
受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

⑫ 産業廃棄物管理票
(財)日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ(http://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理ｾﾝﾀｰ」への登録（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）により行うこと。これにより難い場合は監督職員と協議する。

⑬ 建設副産物情報交換システム
本工事の情報を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。
また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。

⑭ 環境性能等
使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。

⑮ 使用機材の選定
工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用材料（機器）報告書」を監督職員に提出して承諾を受ける。

16 地場産品
静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。受注者は工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。
「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。

⑰ 機材（工事材料）の検査等
使用する機材について、自主検査記録（任意様式）を作成すること。
ただし、別表１に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。
なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。
また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。

⑱ 技能士
・配管施工（建築配管作業） ・建築板金施工（ダクト板金作業）
・熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
・さく井施工（ﾊﾟｰｶｯｼｮﾝ式さく井工事作業又はﾛｰﾀﾘｰ式さく井工事作業）
・冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)
技能士は一級技能士の資格を有する者とする。

⑲ 排出ガス対策等
使用する建設機械は排出ｶﾞｽ対策及び低騒音型とする。

⑳ 検査
中間検査 ・対象工事（実施は中間検査実施基準による） ・対象外工事
工事施工途中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。

㉑ 完成図書
現場説明書による。

㉒ 電子納品
電子納品特記仕様書による。
貸与する設計図データの有無（ ※ 有り ・ 無し ）
貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

㉓ 公共事業労務費調査に対する協力
受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。
また、工期経過後においても同様とする。
（１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
（２）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
（３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
（４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

24 石綿含有建材の事前調査
特定建築物石綿含有建材調査者が石綿含有建材の事前調査を行う。
なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。
※石綿事前調査結果報告システムには「gBizID（https://gbiz-id.go.jp）」への登録が必要となる。

25 地下埋設物の事故防止
「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」に基づき、事故防止対策を行うこと。

総合試運転調整等

① 総合試運転調整
※行わない ⊙行う（行う場合は下記４項目を選択）
風量調整 ・行う ⊙行わない
水量調整 ※行う ・行わない
室内外空気の温湿度の測定 ・行う ⊙行わない
室内気流及びじんあいの測定 ・行う ※行わない

2 騒音の測定
・行う ※行わない

3 飲用水の水質の測定
※行わない ・行う（行う場合は下記３項目を選択）
・水道法施行規則第56条第2項による検査項目（臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素）
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第3項による28項目及び残留塩素
・水道法施行規則第10条による全項目及び残留塩素

4 雑用水の水質の測定
・行う（行う場合は下記による） ※行わない
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物環境衛生管理基準による

5 化学物質の濃度測定
※ 不要 ・ 要
測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等については、監督職員の指示による。

共通工事

1 屋外支持金物
配管及びダクトの屋外支持金物
※ ステンレス製 ・ 亜鉛メッキ ・

2 溶接部の検査
標準仕様書第2編2.5.17の溶接部の非破壊検査の適用
・ 要（ ） ※ 不要
なお、放射線透過検査の判定基準は監督職員との協議による。

3 地中埋設標
※ 設ける ・ 設けない

4 埋設標識テープ
※ 設ける ・ 設けない

5 管の防食
保温を施さない鋼管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、防食用ビニールテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。
ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。

6 建物導入部配管
変位吸収方法について図面に特記なき場合は、スリークッションにより施工する。（可とう性を有する管種は除く）
ポリエチレン管の異種管接続部における点検用桝（※設ける ・設けない）

⑦ 弁類の開閉表示
配管に設ける弁類には、開閉表示を（ ※ 行う ・ 行わない）
（土中埋設の弁類も同様）

⑧ 保温工事
図面に特記のない場合の保温材は下記によるほか標準仕様書第2編による。
一般 ※ グラスウール
屋外、多湿箇所(給水管)※ ポリスチレンフォーム
〃 (給水管以外)※ グラスウール ・ ロックウール
防火区画貫通部 ※ ロックウール
高温部 ※ ロックウール
図面に特記のない場合の保温箇所は下記によるほか標準仕様書第2編による。
・保温要（ ・消火管 ・ ）

⑨ 亜鉛めっき以外の鉄面のさび止め塗装
※鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K 5674)
・

10 養生
養生範囲（ ）養生方法（ ）

⑪ 足場その他
※別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。
・本工事で設置する。
内部足場の種別 ※脚立、足場板等 ・
外部足場の種別 ※Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・Ｅ種
Ａ種 ： 施工箇所面に枠組足場を設ける
Ｂ種 ： 施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける
Ｃ種 ： 施工箇所面に単管本足場を設ける
Ｄ種 ： 仮設ゴンドラを使用する
Ｅ種 ： 移動式足場を使用する
設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)における手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。
外部足場の防護シートによる養生
（ ※養生シート(※Ⅰ類 ・Ⅱ類) ・養生ネット ・ネット状養生シート(・Ⅰ類 ・Ⅱ類)）
（・防音シート ・防音パネル ・ ・ ・ ）

12 埋戻し土及び盛土
※ 根切り土の中の良質土(ただし、ｺﾝｸﾘｰﾄ管以外の管の周囲は山砂の類)
・ 山砂の類

13 残土処分
※構内敷きならし
・構外搬出 片道運搬距離（ ）km、DID区間（ ・ 有 ・ 無 ）
場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ搬出場所の受入を証明する資料を提出する。
搬出場所の名称及び所在地（ ）
受入条件（ ）
仮置場（ ）
受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。
・構内指示の場所にたい積

14 配管施工時の土留め
土留め工法は、（ ※ 軽量鋼矢板先行工法 ・ ）とする。

15 コンクリート圧縮強度試験
現場での試験（ ※ 行わない ・行う ）
工場での試験成績書の提出（ ※ 求める ・求めない ）

16 関連する工事との施工区分
図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

17 配管埋設深さ
一般敷地内では管の上端より（ ※300mm ・ mm)以上とし、構内道路は（ ※600mm ・ mm)以上とする。

18 凍結深度
凍結深度（ mm)以上とする。

⑲ 非破壊検査
改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を
・ 行う（床 ※ 放射線透過検査 ・ レーダー探査 ／ 壁 ※ レーダー探査 ・ 放射線透過検査） ・ 行わない

⑳ 既存インサート及びアンカー
原則として、再使用しない。やむを得ず再使用する場合は、引張強度の確認試験を行う。

㉑ 建築材料等
本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする。
（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用する。
（2）接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
（3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
（4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

22 ステンレス鋼管継手
呼び径60SU以下のステンレス鋼管の継手は下記による。
メカニカル形管継手（ ※ 拡管式 ・ プレス式 ・ ）

23 鋼管用伸縮管継手
※ ベローズ型 ・ スリーブ型

㉔ 絶縁継手・絶縁フランジ
異種金属間の接合箇所に取り付ける。

25 ポンプ
汚物用水中モーターポンプ電動機の極数は、（ ※ 4極・ 6極 ）とする。

26 電線保護物類
(1)合成樹脂製可とう電線管(PF管)及び付属品
※タイプ25を使用するものとする。
(2)金属製露出管路
次の管路は塗装を行う。溶融亜鉛めっき加工された電線管を除く。
（※屋外 ※機械室等を除く屋内の見えがかり部 ・ ）
(3)ケーブル配線の保護管は、標準仕様書(電気設備工事編)金属管配線、合成樹脂管配線の項による。
(4) 壁面配管等で人が容易に触れるおそれのある部分（２ｍ以下）の配管支持材には保護キャップ等の安全措置を施すものとする。

27 水槽類
水槽類のオーバーフロー管及びドレン管は配管用炭素鋼鋼管（白）とする。

28 耐震施工
設備機器の設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の質量を乗したものとする。
設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。

設置場所	設備耐震クラス分類		
	Ｓクラス	Ａクラス	Ｂクラス
上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中間階	1.5	1.0	0.72
地下階及び１階	1.0	0.6	0.48
地下階及び１階に設置する水槽	1.5	1.0	0.72

＊防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、Ｂクラスのときは Ａクラスを、Ａクラスのときは Ｓクラスを適用する。

本施設は（ ・防災上重要な機能を必要とする防災拠点等⊙ 防災上重要な施設・ 一般の施設 ）とする。

機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。

クラス	防災拠点等及び防災上重要な施設	一般の施設
Ｓクラス	・ タンク類 ・ 防災機器 ・ ポンプ類 ・ 無線室等の空調機類 ・	・ 防災機器 ・ ・
Ａクラス	・ 熱源機器 （・ ボイラー ・ 冷凍機 ・ 冷温水機 ・ ） ・ 冷却塔 ・ 空調機 ・ ガス機器 ・ 配管・ダクト ・	・ タンク類 ・ ポンプ類 ・ ガス機器 ・ ・
Ｂクラス	Ｓ、Ａクラス以外の機器等	Ｓ、Ａクラス以外の機器等

設備機器・配管等の支持、固定は別表２による。
ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。
※配管、ダクト、機器等の天井吊下げ用として金属拡張アンカーを用いる場合には、締付け方式のアンカーを使用すること。

空気調和設備・換気設備

1 設計条件

	屋外		屋内（調整目標値）	
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏期	℃	%	２６ ℃	%
冬期	℃	%	２２ ℃	%

2 ばい煙濃度計
※ 設ける(図示による) ・設けない

3 ばいじん量測定口
※ 設ける ・設けない
(口径80ｍｍ以上でフランジ付とし、機器ごとに煙道の直線部に設ける。)

4 チャンバー
(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
(2) 空気調和機の吸込側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm以上とする。なお、製作及び取付は標準仕様書のアングルフランジエ法ダクトの当該事項による。図示されたチャンバーには、450×600の点検口を設ける。
(3) 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

5 吹出口・吸込口
※ アルミニウム製 ・ 鋼製

6 ダンパー
(1) 防煙ダンパー
操作方式 瞬時通電式又は電動式（DC24V 0.7A以下）
復帰方式 ・ 遠隔 ・
定格入力は DC24V 0.7A以下とする。
(2) ピストンダンパー
復帰方式 ・ 遠隔 ・

7 矩形ダクト
低圧ダクト ・ コーナーボルト工法
（・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法）
・ アングルフランジ工法
コーナーボルト工法は長辺の長さ1,500mm以下のダクトに適用する。

8 冷媒ガス
冷媒ガスはメーカー標準とする。

9 配管材料
冷媒管 ※ 冷媒用断熱材被覆銅管
・ 銅管
冷温水管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（白）
・
冷却水管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（白）
・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VA）
・
排水管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（白）
・ 硬質塩化ビニル管（VP）
・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）
・ 排水･通気用耐火二層管（屋内に限る）
油管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
蒸気管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
・ 圧力配管用炭素鋼鋼管
・
ブライン管 ※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）

10 冷媒管保温外装
屋内露出 ※ 保温化粧ケース ・
屋外露出 ・ 保温化粧ケース ※ ステンレス鋼板 ・
なお、保温化粧ケースは塩化ビニル樹脂製とする。

機械設備工事特記仕様書

	11 機器類の落下防止措置	改修標準仕様書第３編２．２．７「既設ダクトの再利用」による。 吊り機器類の振れ止めは、「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）」による。 吊りボルトの規定長さが0.4m未満の場合は、設置状況に応じ適切な振れ止めを行うこと。
	12 パネル落下防止措置	天井カセット型空調屋内機にはパネル落下防止措置を行う。 「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）」による パネル落下防止措置を行う。
	13 既存ダクトの再利用	ダクト内清掃　※ 行わない　・ 行う
	14 ダクト保温の範囲	外気取入ダクト（ＯＡ）：保温する 外気ダクト（ＥＡ）：外壁から１m保温する 給気ダクト（ＳＡ）：保温する 還気ダクト（ＲＡ）：保温しない 排煙ダクト（ＳＭ）：保温しない
排煙設備	1 ダクト	※ 亜鉛鉄板　・ 普通鋼板（板厚　※ 1.6 mm　・　mm）
	2 排煙口の形式	・ 天井取付　（・ スリット形　・ パネル形　） ・ 壁取付　（・ スリット形　・　）
	3 排煙口開放装置	・ 電気式（ 遠隔復帰 ・ 要 ・不要 ） ・ ワイヤー式
	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書2016年版（(一財)日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
衛生器具設備	① 揚除流し	排水口形式　※ 目皿　・ 鎖付き共栓
	② 水栓	コマ形式　※ 節水コマ　・吊りコマ　・普通コマ
	3 洗浄水量	改修工事における大便器の洗浄水量の調整 調整を（※行う　・行わない） 大便器の洗浄水量の調整は次のとおりとする。 新設の場合:6.5リットル、既存利用の場合:便器の仕様に合わせる
屋内給水設備	① 配管材料	屋内一般　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB） ・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PB） 地中埋設　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD） ・ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PD）
	② 配管接合	ねじ接合　※ 100A 以下　・　A 以下 フランジ接合　※ 125A 以上　・　A 以上　（FVB、FVDとする）
屋外給水設備	1 上水道加入金	※ 不要　・ 要（※ 別途　・ 本工事）
	2 量水器	※ 貸与品　・ 本工事（水道事業者の認定品）
	3 量水器桝	※ 水道事業者の規格　・ 標準図　形
	4 配管材料	地中埋設　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）（40A 以下） ・ 水道用ポリエチレン二層管（40A 以下） ※ 水道配水用ポリエチレン管（50A 以上） 架空　※ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB） ・
	5 配管接合	ねじ接合　※ 100A 以下　・　A 以下 フランジ接合　※ 125A 以上　・　A 以上　（FVB、FVDとする） 水道配水用ポリエチレン管は電気融着接合とする
	6 緊急遮断弁装置	駆動方式　※電気式　・機械式
	7 水圧試験	水道配水用ポリエチレン管は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会が推奨する試験方法による。
屋内排水設備	① 配管材料	雑排水　※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ⊙ 硬質塩化ビニル管（VP） ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ⊙ 排水・通気用耐火二層管 汚水　※ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ⊙ 硬質塩化ビニル管(VP) ⊙ 排水・通気用耐火二層管 通気　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） ⊙ 硬質塩化ビニル管(VP) ⊙ 排水・通気用耐火二層管
	② 配管施工	(1)排水横主管に設ける90°曲管は原則として大曲管とする。 (2)排水縦管の下部曲がり管及び排水横枝管の水平曲がり管は大曲管とする。
	③ 試験	満水試験　・ 行わない　※ 行う 煙試験　※ 行わない　・ 行う 排水の通水試験は、桝への放流を確認し、報告書を作成すること。 （空調ドレン排水を含む）
	④ その他	流しの床上部分の配管を硬質塩化ビニル管（VP）とする場合は監督職員と協議する。（フレキシブルジョイントによる接続は不可） 耐火二層管は国土交通大臣認定及び（一財）日本消防設備安全センター性能評定に基づき、伸縮継手を設置すること。
屋外排水設備	1 放流納付金	※ 不要　・ 要（・ 別途工事　・ 本工事）
	2 配管材料	※ 硬質塩化ビニル管（VU） ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（RS-VU）
	3 桝類	マンホールは組立式とする。蓋には汚水、雨水等の文字を入れる。 蓋の鎖　鉄製蓋　※ 要　・ 不要 塩化ビニル製蓋　・ 要　※ 不要
	4 桝の深さ	※ 排水を接続する市町の指針、基準等の規定による。 ・ 以下による。（排水を接続する市町の指針、基準等がない場合） 汚水桝　小口径桝(150mm(流入口径75mm以下に限る))：深さ1,000mm以下 小口径桝(200mm)：深さ1,500mm以下 小口径桝(300mm)：深さ2,500mm以下 雨水桝(ﾊﾞｽｹｯﾄ付)　小口径桝(150mm)：深さ1,200mm以下 小口径桝(200mm)：深さ1,500mm以下 小口径桝(300mm)：深さ2,500mm以下

給湯設備	1 配管材料	※ 一般配管用ステンレス鋼管 ・ 銅管（硬質Ｍ） ・ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ 保温付被覆銅管（保温14mm以上）
	2 配管保温外装	屋内露出　※ 合成樹脂製カバー 屋外露出　・ 合成樹脂製カバー ※ ステンレス鋼板
消火設備	1 配管材料	屋内一般　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370 白管 sch40） ・ 原則としてハウジング形継手は使用しない。 地中埋設　※ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（VS） ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（STPG370VS 白管 sch40） ・
	2 屋内消火栓箱	※ 製造者標準仕様　・ 標準図（P －　）による。
ガス設備	1 ガスの種類	・ 都市ガス　Kcal/nm3 ・ 液化石油ガス　24,000Kcal/nm3
	2 配管材料	屋内一般　※ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 地中埋設　※ ポリエチレン被覆鋼管（PLP･PLS） ・ ガス用ポリエチレン管（PE）
	3 ガスメーター	※ 貸与品　・ 本工事
	4 ガス漏れ警報機	外部出力端子（ ※ 有　・ 無 ）
	5 緊急遮断弁	・ 設ける　・ 設けない
	6 その他	ガスボンベ転倒防止の鎖は本工事とする。
浄化槽設備	1 処理方式	合併処理　・ 建築基準法施行令第35条の認定品による ・ 建設省告示第1292号による。第（ ）（　方式）
	2 処理能力	処理対象人員　人 処理水量　m3/日
	3 本体構造	・ コンクリート製　・ ＦＲＰ製
	4 放流水質	BOD　ppm 以下
	5 配管材料	・ 一般配管用ステンレス鋼管（　） ・ 耐熱性硬質塩化ビニル管　（　） ・ 配管用炭素鋼鋼管(白)　（　） ・ ・
	6 土留め工法	
さく井設備	1 種別	・ 浅井戸　・深井戸
	2 掘削方式	・ ロータリー式　・ パーカッション式　・ ダウンザホールハンマ式
	3 ケーシング	※ 配管用炭素鋼鋼管（黒） ・
	4 ストレーナー	※ ステンレス製巻線型　・
	5 電気検層	※ 連続測定　・ スポット測定
	6 水質検査	※ 行う（原水全項目）　・ 行わない
撤去工事	1 冷媒（フロン系）の回収	※ 無　・ 有 （１）冷媒の回収にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に従って行うこと。 また、法に規定するものの他、次の書類を監督職員に提出すること。 （ア）第一種フロン類充填回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類の処理に関する証明書（充填証明書、引取証明書等） （２）行程管理票の様式は、監督職員の指示による。
	2 家庭用エアコンの処分	家庭用のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、本工事では撤去までとし、処分等については、施設管理者へ引き渡しを行う。
	3 吸収冷凍機、吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等	※ 無　・ 有 関係法令に従い、専門業者により適正に処理すること。
	4 石綿含有建材の除去工事	事前調査　※ 行う　・ 行わない 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。 分析による石綿含有建材の調査　※ 行わない　・ 行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿粉じん濃度測定　※ 行わない　・ 行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。 石綿含有品　・ フランジ用ガスケット（ ・ 配管　・ ダクト） ・ 配管用成形保温材 ・ 天井材 ・ 外壁（ ・塗材　・スレート　・　） 撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。 石綿含有塗材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。

その他	1 ステンレス材を酸洗いした場合、その廃液は産業廃棄物として適切に処理を行なうこと。 2 舗装版切断時の濁水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。

別表１

名称
配管類
⊙給水管
⊙排水管
・冷温水管
・冷媒管
・
弁類
⊙仕切弁
・バタフライ弁
・逆止弁
・緊急遮断弁
・
ポンプ類
・給水用ポンプ
・空調用ポンプ
・消火ポンプ
・
・
タンク類
・受水槽
・高架水槽
・貯湯槽
・膨張水槽
・
空気調和設備工事用機材
・パッケージエアコン
・空気調和機（AHU）
・冷却塔
・ヘッダー
・
自動制御機器類
・中央監視盤
・リモート盤
・
・
・
給排水衛生設備工事用機材
⊙衛生器具
⊙水栓
・組立てマンホール
・
・
浄化槽
・ＦＲＰ浄化槽
・動力盤、制御盤
・ブロワー
・
・
さく井
・スクリーン
・
・
・
・
その他
・スリーブ（つば付鋼管）
・
・
・
・

⊙ 印の付いたものを適用する。

別表２
設備機器・配管の支持、固定は、以下の図書を適用する。
ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成２５年度）
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン＊	ガイドライン＊
防災上重要な施設	ガイドライン＊	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

＊ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録 第 308615 号 荒井恵子
一級建築士事務所登録 第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

機械設備工事特記仕様書（２）

製図 荒井
検図 荒井
日付 R6.10.18

－

M-02

器具表（新設）

器具名	仕様	参考品番（TOTO）	参考品番（LIXIL）	１階			２階		３階		合計
				男子トイレ	女子トイレ	多目的トイレ	男子トイレ	女子トイレ	男子トイレ	女子トイレ	
腰掛式タンク密閉式防露便器 （床排水・床給水）	コンパクト便器 手洗無防露式ロータンク（ふた固定有） 温水洗浄便座（蓋なし） 紙巻器	CS597BMS,SH596BAYR TCF5831P,YH702	BC-P20SU DT-PA250UNCHTK CW-PB21-NE CF-AA64	1	3	1	2	4	2	4	17
壁掛小形ストール小便器	小便器自動フラッシュバルブ（乾電池式）	UFH500,TEA62ADS	U-406RU OKU-AT131SD	3			4		4		11
コンパクト手洗器	自動水栓（発電式）　Ｐトラップ　壁給水	LSW870ASR	L-A74TMA			1					1
カウンター式洗面器１連セット	自動水栓（発電式）　Ｐトラップ　壁給水 奥行500mmカウンター　Ｌ＝1,400 ブラケット形	MC50C1400マPA13W , TLE26SS1W, T7W41,M9P40A	MB-501KAWS(1400) AM-300C EFH-CB3 LF-105PAL-H LF-3VK EFH-6 EHPN-CA12S4		1						1
カウンター式洗面器２連セット	自動水栓（発電式）　Ｐトラップ　壁給水 奥行500mmカウンター　Ｌ＝1,450 ブラケット形	MC50C1450ミPA13W, TLE26SS1W, T7W41,M9P40A	MB-501KD5WS(1450) AM-300C EFH-CB3 LF-105PAL-H LF-3VK EFH-6 EHPN-CA12S4	1							1
カウンター式洗面器２連セット	自動水栓（発電式）　Ｐトラップ　壁給水 奥行500mmカウンター　Ｌ＝1,700 ブラケット形	MC50C1700ミPA13W, TLE26SS1W, T7W41,M9P40A	MB-501KD5WS(1700) AM-300C EFH-CB3 LF-105PAL-H LF-3VK EFH-6 EHPN-CA12S4 MBF-50A				1	1	1	1	4
バック付掃除用流し （給水ホース形）	共栓無し　Ｓトラップ　20mm横水栓 給水ホース式　バックハンガ	SK22A,T23AEQ20C T37SGEP,TN114,T9R,TK22	S-202A LF-7E-19-U SF-202 SF-20SAF-P SF-10E	1			1	1	1	1	5
L型手すり	樹脂被覆タイプ	T112CL10	KF-920AE70D12J	1	1	1	1	1	1	1	7
はね上げ手すり	樹脂被覆タイプ	T112HK7R	KF-471EH70JU			1					1
小便器用手すり	樹脂被覆タイプ	T112CU22	KF-701AEJ	1			1		1		3
化粧鏡	350×450（耐食鏡）	YM3545F	KF-3045A	2	1		2	2	2	2	11

器具表（撤去）

器具名	仕様	１階	2階	3階	合計
		女子トイレ	女子トイレ	女子トイレ	
和風便器	フラッシュ弁　付属金具一式　紙巻器	7	7	7	21
洋風便器	タンク式　付属金具一式　紙巻器	1	1	1	3
小便器	床置形　ブラッシュ弁　付属金具一式				0
横水栓		3	3	3	9
掃除用流し	バック付形　付属金具一式	1	1	1	3
化粧鏡	450×350程度	1	1	1	3

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13　TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

衛生設備　器具リスト
現況・改修

製図　荒井
検図　荒井
日付　R6.10.18

—

M-03

凡例
・・・撤去配管
・・・残置配管
・・・切断箇所
を示す

【現況】

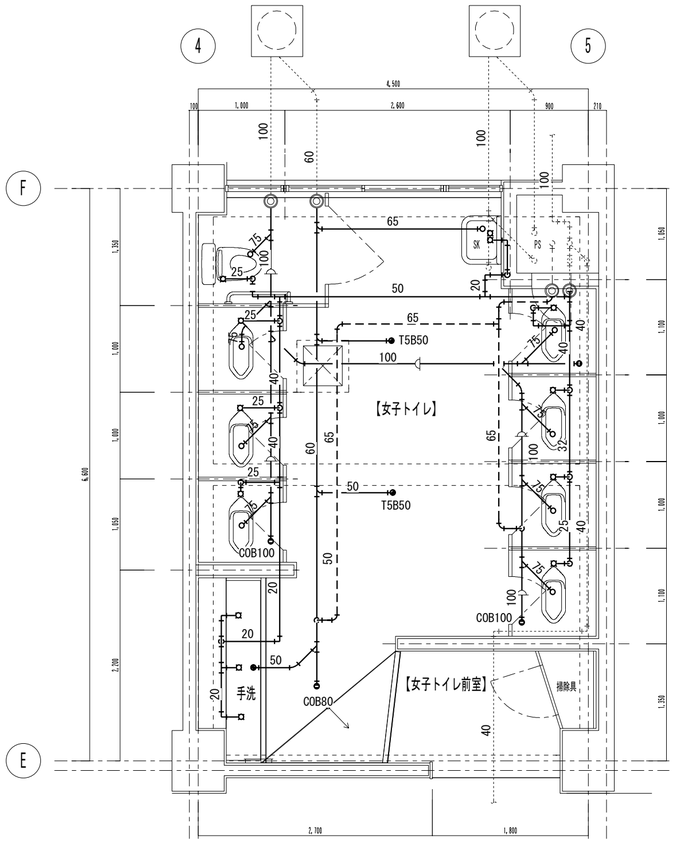

凡例
・・・新設配管
・・・既設配管（再利用）
・・・接続箇所
を示す

【改修】

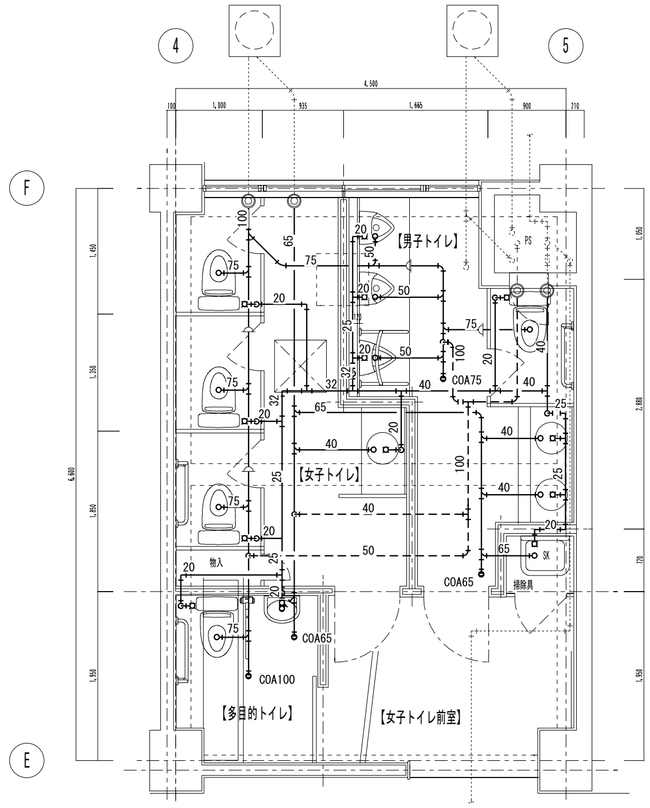

衛生設備(現況管種) 凡例

記　号	名　称	材料・保温	
―・―・―	給水管	SGP-VB(屋内一般・ピット内)	GW
―┤├―	汚水管	CIP(屋内一般・ピット内)、LP(器具接続部)	アスファルトジュート GW
―――	排水管	SGPW(屋内一般・ピット内)	アスファルトジュート GW
- - - -	通気管	SGPW(屋内一般・ピット内)	

特記事項
※撤去工事の前に事前調査を密に行い、関係者と打ち合せの上、施設に支障が出ない様な工事とする事。
※既設管は現場と違う場合があるので、現調の上各種再検討する事。
※スラブ貫通配管の撤去あとは穴埋め補修を行う事。
※原則既設給排水竪管は改修を行わない。

衛生設備(改修管種) 凡例

記　号	名　称	材料・保温	
―・―・―	給水管	SGP-VB(屋内一般・ピット内)	ALGC(GW)
―┤├―	汚水管	VP(ピット内・器具接続部)	―
		耐火二重構造(屋内一般)	―
―――	排水管	VP(ピット内・器具接続部)	―
		耐火二層管(屋内一般)	―
- - - -	通気管	VP(屋内一般・ピット内)	―
		耐火二層管(PSから1m以内)	―

特記事項
※建築構造物、仕上げ等の撤去(復旧共)は建築工事とする。
※新設配管に必要な躯体穴明は本工事とし、配管後はモルタル埋め補修をすること。
※原則既設給排水竪管は改修を行わない。

荒井建築計画事務所　1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13　TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

衛生設備　１階平面詳細図
現況・改修

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18

1/50

M-04

凡例
——— ・・・撤去配管
…… ・・・残置配管
◎ ・・・切断箇所
を示す

【現況】

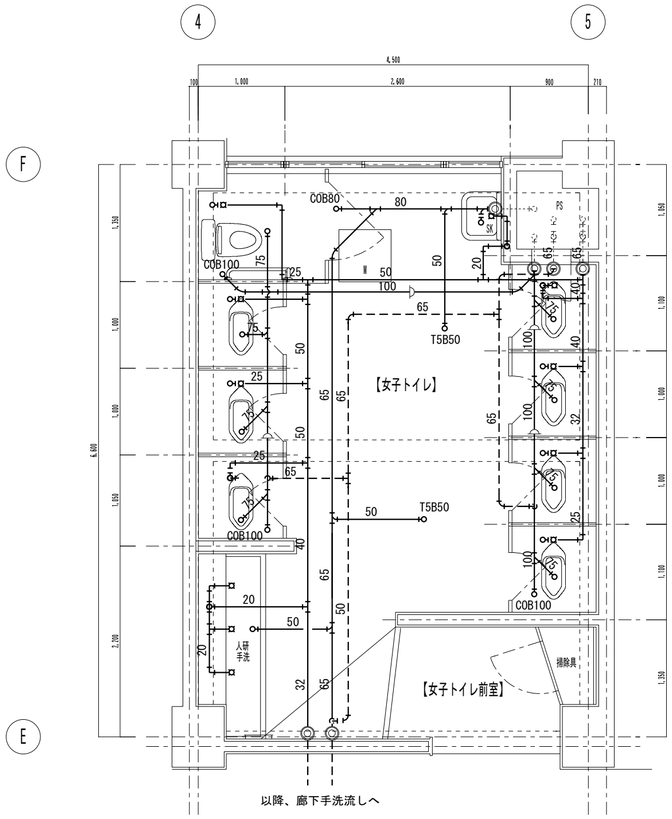

凡例
——— ・・・新設配管
…… ・・・既設配管（再利用）
◎ ・・・接続箇所
を示す

【改修】

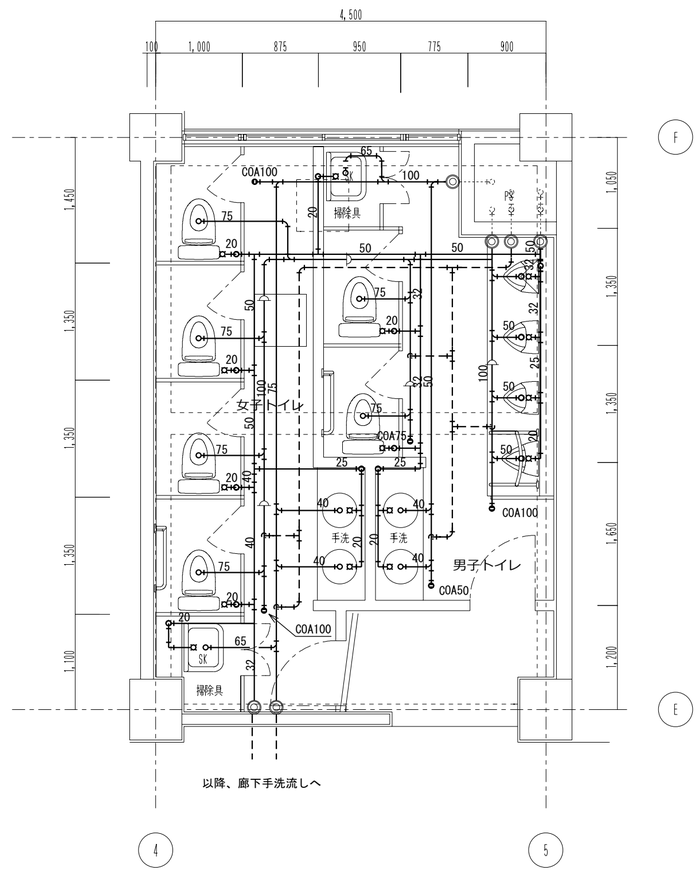

衛生設備(現況管種) 凡例

記　号	名　称	材料・保温	
———	給水管	SGP-VB(屋内一般・ピット内)	GW
—⊣—	汚水管	CIP(屋内一般・ピット内)、LP(器具接続部)	アスファルトジュート GW
———	排水管	SGPW(屋内一般・ピット内)	アスファルトジュート GW
- - - -	通気管	SGPW(屋内一般・ピット内)	

特記事項
※撤去工事の前に事前調査を密に行い、関係者と打ち合せの上、施設に支障が出ない様な工事とする事。
※既設管は現場と違う場合があるので、現調の上各種再検討する事。
※スラブ貫通配管の撤去あとは穴埋め補修を行う事。
※原則既設給排水竪管は改修を行わない。

衛生設備(改修管種) 凡例

記　号	名　称	材料・保温	
———	給水管	SGP-VB(屋内一般・ピット内)	ALGC(GW)
—⊣—	汚水管	VP(ピット内・器具接続部)	—
		耐火二重構造(屋内一般)	—
———	排水管	VP(ピット内・器具接続部)	—
		耐火二層管(屋内一般)	—
- - - -	通気管	VP(屋内一般・ピット内)	—
		耐火二層管(PSから1m以内)	—

特記事項
※建築構造物、仕上げ等の撤去(復旧共)は建築工事とする。
※新設配管に必要な躯体穴明は本工事とし、配管後はモルタル埋め補修をすること。
※原則既設給排水竪管は改修を行わない。

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録 第 308615 号 荒井恵子
一級建築士事務所登録 第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

衛生設備　２階平面詳細図
現況・改修

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18

1/50

M-05

凡例
——— ・・・撤去配管
…… ・・・残置配管
◎ ・・・切断箇所
を示す

【現況】

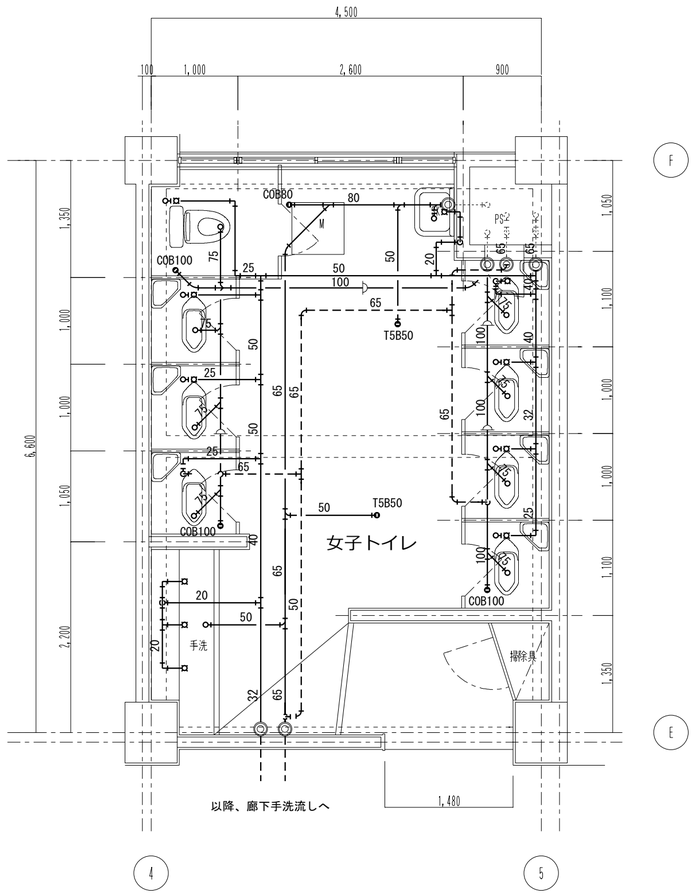

凡例
——— ・・・新設配管
…… ・・・既設配管（再利用）
◎ ・・・接続箇所
を示す

【改修】

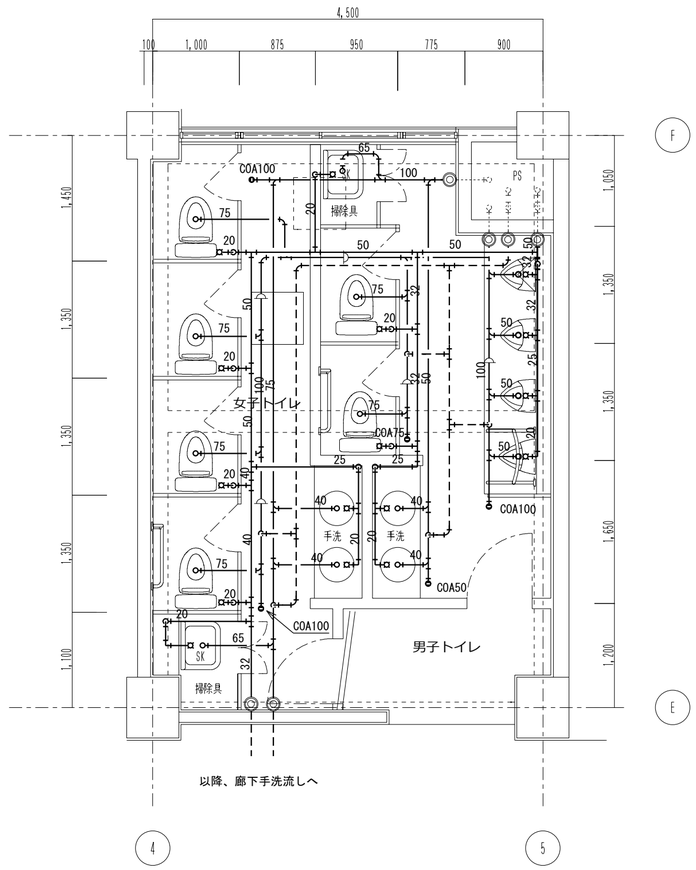

衛生設備(現況管種) 凡例

記　号	名　称	材料・保温	
———	給水管	SGP-VB(屋内一般・ピット内)	GW
—⊣⊢—	汚水管	CIP(屋内一般・ピット内)、LP(器具接続部)	アスファルトジュート GW
———	排水管	SGPW(屋内一般・ピット内)	アスファルトジュート GW
- - - -	通気管	SGPW(屋内一般・ピット内)	

特記事項
※撤去工事の前に事前調査を密に行い、関係者と打ち合せの上、施設に支障が出ない様な工事とする事。
※既設管は現場と違う場合があるので、現調の上各種再検討する事。
※スラブ貫通配管の撤去あとは穴埋め補修を行う事。
※原則既設給排水竪管は改修を行わない。

衛生設備(改修管種) 凡例

記　号	名　称	材料・保温	
———	給水管	SGP-VB(屋内一般・ピット内)	ALGC(GW)
—⊣⊢—	汚水管	VP(ピット内・器具接続部)	—
		耐火二重構造(屋内一般)	—
———	排水管	VP(ピット内・器具接続部)	—
		耐火二層管(屋内一般)	—
- - - -	通気管	VP(屋内一般・ピット内)	—
		耐火二層管(PSから1m以内)	—

特記事項
※建築構造物、仕上げ等の撤去(復旧共)は建築工事とする。
※新設配管に必要な躯体穴明は本工事とし、配管後はモルタル埋め補修をすること。
※原則既設給排水竪管は改修を行わない。

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録 第 308615 号 荒井恵子
一級建築士事務所登録 第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

衛生設備　３階平面詳細図
現況・改修

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18

1/50

M-06

換気機器表（新設）

機器番号	形式	仕様		電源			設置場所	台数	備考
				60Hz					
		風量・能力	機外静圧	相	電圧	動力			
		[m3/h]	[Pa]	[Φ]	[V]	[kW]			
EF-1-1	ストレートシロッコファン	470	100	1	100	0.0875	1F女子トイレ	1	
EF-1-2	ストレートシロッコファン	300	100	1	100	0.065	1F男子トイレ	1	
EF-2-1	ストレートシロッコファン	470	100	1	100	0.0875	2F女子トイレ	1	
EF-2-2	ストレートシロッコファン	430	100	1	100	0.0875	2F男子トイレ	1	
EF-3-1	ストレートシロッコファン	470	100	1	100	0.0875	3F女子トイレ	1	
EF-3-2	ストレートシロッコファン	430	100	1	100	0.0875	3F男子トイレ	1	

注記：電気容量は参考値とする。

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13 TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録 第 308615 号 荒井恵子
一級建築士事務所登録 第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

換気設備 機器表
現況・改修

製図 荒井
検図 荒井
日付 R6.10.18

－

M-07

【現況】

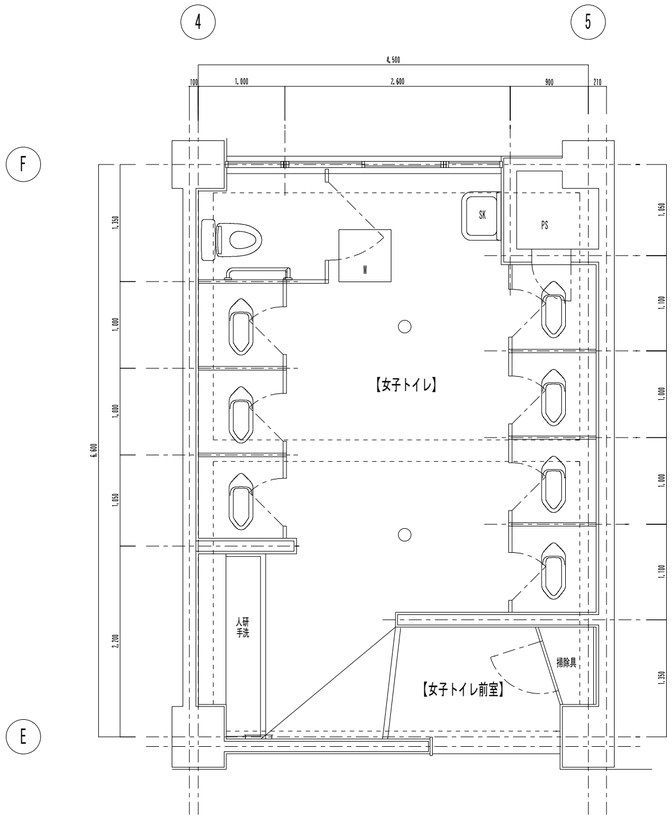

【改修】

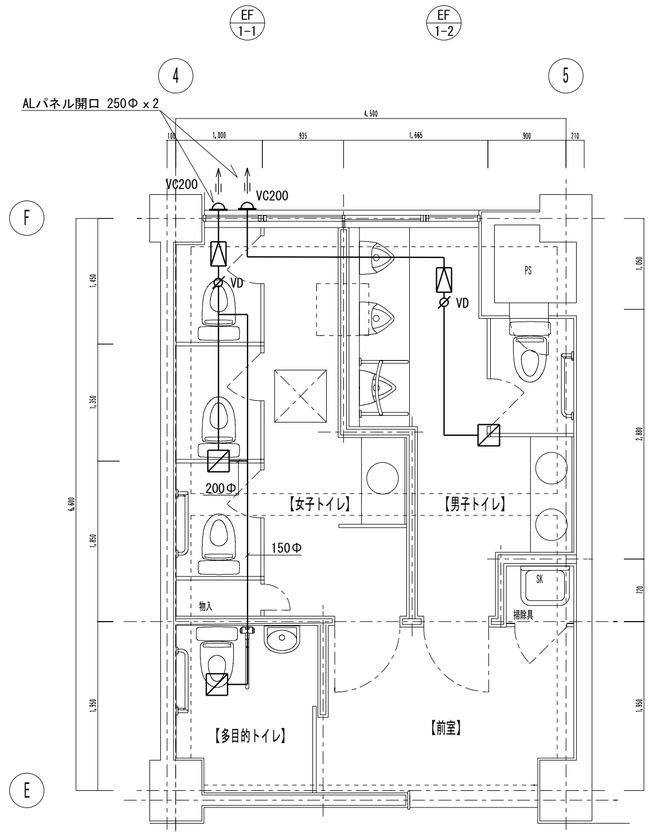

制気口リスト

室　名	タイプ	風量	サイズ	BOX
男子トイレ	HS	300㎥/h	200×200	400×400
女子トイレ	HS	360㎥/h	250×250	450×450
多目的トイレ	HS	110㎥/h	150×150	350×350

荒井建築計画事務所　1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13　TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

換気設備　１階平面詳細図
現況・改修

製図　荒井
検図　荒井
日付　R6.10.18

1/50

M-08

【現況】

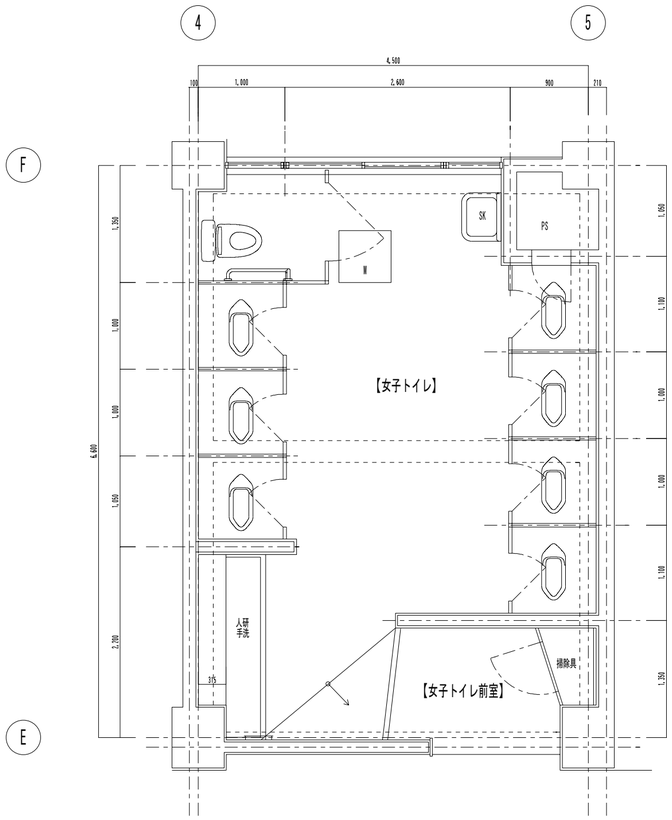

【改修】

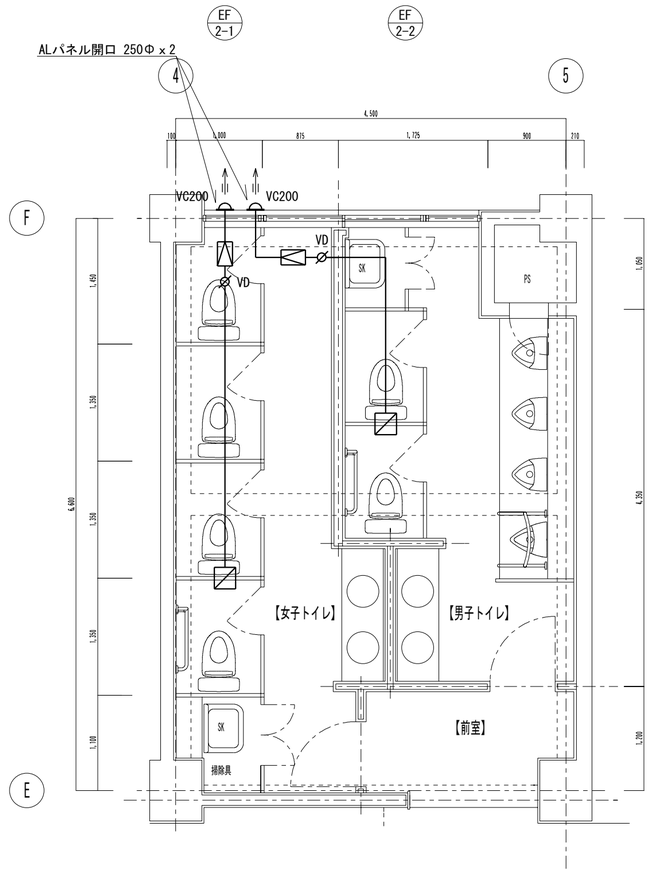

制気口リスト

室　名	タイプ	風量	サイズ	BOX
男子トイレ	HS	430㎥/h	250×250	450×450
女子トイレ	HS	470㎥/h	250×250	450×450

荒井建築計画事務所　1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13　TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

換気設備　２階平面詳細図
現況・改修

製図　荒井
検図　荒井
日付　R6.10.18

1/50

M-09

【現況】

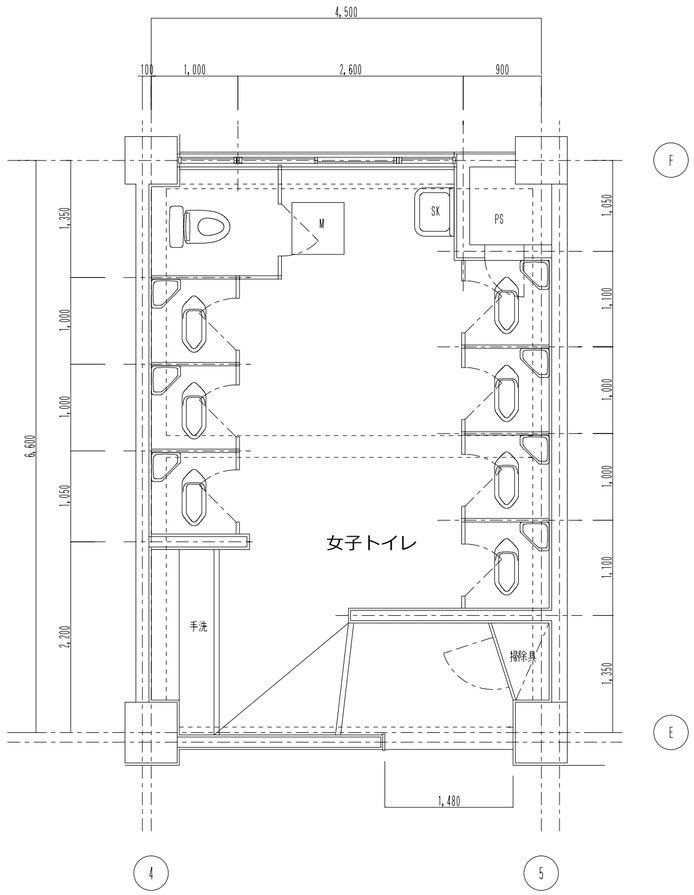

【改修】

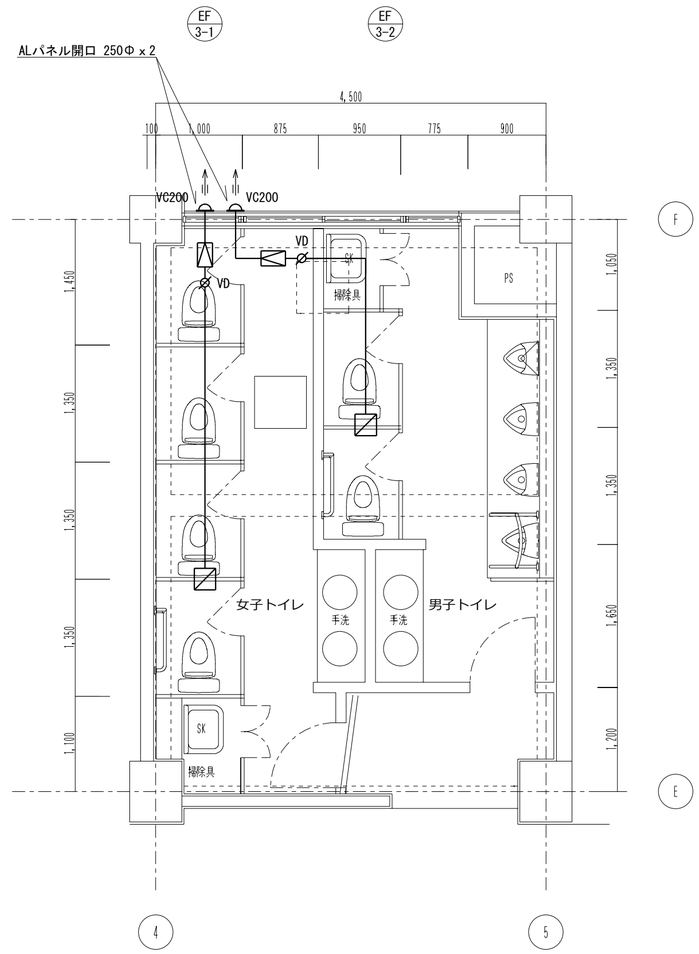

制気口リスト

室　名	タイプ	風量	サイズ	BOX
男子トイレ	HS	430㎥/h	250×250	450×450
女子トイレ	HS	470㎥/h	250×250	450×450

荒井建築計画事務所　1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13　TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 138615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

換気設備　３階平面詳細図
現況・改修

製図	荒井
検図	荒井
日付	R6.10.18

1/50

M-10

電気設備工事特記仕様書（1）

Ⅰ　工事概要

1　建設工事名　令和7年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

2　建設工事場所　藤枝 市（~~郡~~）　音羽 ~~区~~ 町　一丁目　地内

3　建物概要

建物（棟）名称	構造	階数	延床面積（㎡）	備考
藤枝中学校校舎	RC	3	4190.489	

4　工事科目（ ⊙ 印のあるもの）

⊙電灯設備（電灯幹線、電灯分岐、コンセント分岐）	・誘導支援設備（音声誘導装置、インターホン、トイレ呼出）
・動力設備（動力幹線、動力分岐）	・テレビ共同受信設備
・電熱設備	・監視カメラ設備
・雷保護設備	・駐車場管制設備
・受変電設備	・防犯・入退室管理設備
・電力貯蔵設備（直流電源、交流無停電電源）	・火災報知設備（自動火災報知、自動閉鎖、非常警報、ガス漏れ）
・発電設備	・中央監視制御設備
・構内情報通信網設備	・屋外構内配電線路
・構内交換設備	・屋外構内通信線路
・情報表示設備（出退・情報表示、電気時計）	・テレビ電波障害防除
・映像・音響設備	・昇降機設備
・拡声設備	・電気自動車用充電設備

Ⅱ　仕　様

1　特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書（令和 4 年版）による。
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　⊙公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・建築物解体工事共通仕様書

2　標準図は以下の令和 4 年版による。
- ・建築工事標準詳細図
- ⊙公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

3　設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1)質疑回答書（(2)～(5)に対するもの）　(2)現場説明書　(3)特記仕様書　(4)図面　(5)標準仕様書

4　特記仕様
(1)項目は全て適用する。
(2)特記事項のうち選択する事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印のない場合は、※印を適用する。　⊙印と㊟印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項目	特記事項

一般工事

①法令その他
この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。

②工事実績情報の登録
受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に10営業日以内に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。
なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。

③工事の一時中止
藤枝市建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。_なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

④施工図等の権利
施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。

⑤工事写真
営繕工事写真撮影要領令和3年版及び　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編平成30年版」によるほか、監督職員の指示により撮影する。

⑥監理事務所
※設けない　・設ける（・既存建物内の一部を使用する　・構内に新設する ）

⑦工事用水電力等
本工事に必要な工事用電力・水等は受注者の負担とする。

⑧工事用仮設物
敷地内につくることが　※できる　・できない

9　電気工事士
最大電力５００ｋW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。

⑩電気保安技術者
電気保安技術者の選定については、標準仕様書のほか監督職員が認める者とする。

⑪発生材の処理
(1)引渡しを要するもの　（・ＰＣＢ使用機器　）
(2)特別管理産業廃棄物　（・水銀灯　・蓄電池　）
(3)再資源化を図るもの　（・蛍光ランプ　・白熱灯　・ＨＩＤ灯　）
(4)発生材保管、集積場所が必要なもの（　）
照明器具安定器にＰＣＢが使用されている場合は、安定器を本体より分離し保管ボックス（鋼板製）に収納して建物管理者に引き渡す。また、変圧器・コンデンサ等を廃棄しようとする場合は、ＰＣＢ混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が判定・確認できない場合は、ＰＣＢ廃棄物として保管受皿に入れ指定された場所に保管する。
建設廃棄物の処理にあたっては建設廃棄物処理計画書を提出すること。

⑫産業廃棄物管理票
（財）日本産業廃棄物処理振興センター（http://www.jwnet.or.jp）が運営する「情報処理センター」の登録（電子マニフェスト）により行うこと。
これにより難い場合は監督職員と協議する。

⑬建設副産物情報交換システム
本工事の情報を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。
また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。

⑭特定建設資材の再資源化等
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）の通知の有無
・通知を要しない（対象工事でない）　・通知を要する（対象工事である）
対象建設工事の場合は、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。

(1)分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・新築工事等	建築設備工事 ※有	※手作業 ・手作業・機械作業併用

(2)特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地
・コンクリート	・	・
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	・	・
・木材	・	・
・アスファルト・コンクリート	・	・

注）(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。
受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても設計変更の対象としない。

⑮環境性能等
使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。

⑯使用機材の選定
工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用材料（機器）報告書」を監督職員に提出して承諾を受けること。

⑰地場産品
静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
受注者は、工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。
「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。
「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。
「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。

⑱機材の検査等
使用する機材について、自主検査記録（任意様式）を作成すること。
ただし、別表に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。
なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。
また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。

⑲排出ガス対策等
使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。

⑳検査
中間検査　・対象工事（実施は中間検査実施基準による）　・対象外工事
工事施工中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。

㉑完成図書
現場説明書による。

㉒電子納品
電子納品特記仕様書による。
貸与する設計図データの有無（※有り　・無し ）
貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

㉓公共事業労務費調査に対する協力
受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
(1)調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
(2)調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
(3)正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
(4)対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

24 石綿含有建材の事前調査
特定建築物石綿含有建材調査者は石綿含有建材の事前調査を行う。
なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。
※石綿事前調査結果報告システムには「gBizID（https://gbiz-id.go.jp）」への登録が必要となる。

25 地下埋設物の事故防止
「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」に基づき、事故防止対策を行うこと。

共通工事

1　仮設備
仮設備項目（・受変電　・発電　・　）
仮設備期間（・図示　・　）

②足場その他
※別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。
・本工事で設置する。
内部足場の種別　※脚立、足場板等　・
外部足場の種別　・A種　※B種　・C種　・D種　・E種
（A種 ： 施工箇所面に枠組足場を設ける
B種 ： 施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける
C種 ： 施工箇所面に単管本足場を設ける
D種 ： 仮設ゴンドラを使用する
E種 ： 移動式足場を使用する）
設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）における手すり据置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。
外部足場の防護シートによる養生
・養生ネット　※養生シート（※Ⅰ類　・Ⅱ 類 ）
・ネット状養生シート（・Ⅰ類　・Ⅱ 類 ）
・防音シート　・防音パネル　・　・　）

3　養生
養生範囲（※図示による　・　）
養生方法（※図示による　・　）

4　土工事
標準仕様書によるほか次による。
(1)管路を敷設する掘削床は平坦に突き固める。
(2)埋戻し及び盛り土（O印があるもの）
※根切り土　・持込み土（　）
(3)残土処分
※構内敷きならし
・構外搬出　片道運搬距離（　）km、ＤＩＤ区間（・有　・無 ）
場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ提出場所の受入を証明する資料を提出する。
搬出場所の名称及び所在地（　）
受入条件（　）
仮置場（　）
受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。
・構内指示の場所に堆積

5　コンクリート工事
コンクリート圧縮強度試験
現場での試験　（※行わない　・行う　）
工場での試験成績書の提出（※求める　・求めない ）

6　接地工事
(1)接地工事の接地抵抗は、原則として規定値の90パーセント以下の値とする。
(2)板状の接地極は900mm×900mm、厚さ1.5mm以上の厚板とし、
管状又は棒状の接地極は銅又は銅被覆鋼製接地棒もしくは炭素鋼棒とする。
(3)その他、図面に特記なき場合は、表1「接地極一覧表」による。

⑦関連する工事との施工区分
図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

⑧機器等の取付高さ
図面に特記なき場合は、表2「機器標準取付高さ」を標準とし、監督職員との協議の上決定する。

9　耐震施工
設備機器の設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の重量を乗じたものとする。設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。

設置場所・・・・	設備耐震クラス分類		
	Sクラス	Aクラス	Bクラス
上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中間階・・・・・・・・	1.5	1.0	0.72
地下階及び1階・・・・	1.0	0.6	0.48

※防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、BクラスのときはAクラスを
AクラスのときはSクラスを適用する。
本施設は（・防災上重要な機能を必要とする防災拠点等・防災上重要な施設・一般の施設）とする。
機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。

クラス	防災拠点等及び防災上重要な施設	一般の施設
Sクラス	・受変電設備 ・発電設備 ・非常用蓄電池設備 ・交換機、無線装置等 ・防災用情報通信設備 ・アンテナ、統制台等 ・	・ ・ ・
Aクラス	・電話設備 ・中央監視設備 ・非常放送設備 ・幹線設備（盤類を含む） ・	・受変電設備 ・発電設備 ・非常蓄電池設備 ・電話設備 ・非常放送設備 ・
Bクラス	S、Aクラス以外の機器等	S、Aクラス以外の機器等

設備機器・配管等の支持、固定は、表3「耐震施工の基準」による。
ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
配管、ダクト、機器等の天井吊下げ用として金属拡張アンカーを用いる場合には、締付け方式のアンカーを使用すること。
あと施工アンカーの引き抜き試験　・行う　※行わない

⑩非破壊検査
改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を
※行う（床　※放射線透過検査　・レーダー探査
壁　※レーダー探査　・放射線透過検査）
・行わない

⑪分電盤、制御盤、配電盤等
標準仕様書によるほか次による。
(1)扉の幅が、端子盤及び機器収納箱にあっては600mm、制御盤にあっては800mmをこえる場合は扉は原則として両開きとする。
(2)蝶番は、寸法・重量等を考慮した丈夫なものとし十分な耐久性を保つ構造とする。
(3)屋外用の盤類は水が浸入しない構造とし、計器窓は網入りガラスとする。
(4)盤類の塗色は次による。
※マンセル2.5Y9/1　・塗色なし　・指定色（　）
(5)屋外形の開閉器箱及びプルボックスは、次による。
開閉器箱：　※鋼製　・樹脂製　・ステンレス製　・図示による
プルボックス：　・鋼製　・樹脂製　※ステンレス製　・図示による
(6)ＯＡ盤の端子盤部に通気口又は冷却ファンを設ける。仕様はメーカー仕様に準ずる。

12 電線類
6kVEM-CE,CETケーブルは次による。
※E−Eタイプ（外部半導電層が押出成形）　・E−Tタイプ（外部半導電層がテープ巻き）

13 架空電線
特記なき電柱の、腕金、がいし、支線その他の装柱材は、電力会社仕様による。

14 電力・電話の引込み
電力及び電話線引込線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打合わせの上監督職員との協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に対し速やかに行う。申請書類作成を行い、申請手続に要する費用は受注者の負担とする。

15 最上階の埋込配管
最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。

⑯位置ボックス等
ケーブル送り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知器の位置ボックスは不要とする。

17 防護柵
屋外キュービクルの周囲に防護柵を設置する場合は、高さ1.8m以上とする。
建築工事に含まれる場合には協議を要する。

18 地中電線
(1)ハンドホールの蓋
地中配線路の鉄蓋には、破壊荷重と次の事項を鋳込みとする。
・地中配線路の用途（「電気」、「通信」等）
(2)地中配線の埋設深さ等
地中配線で特記なき埋設深さは0.6m以上とする。
(3)次の箇所には原則として埋設標を設ける。
ア建物及びハンドホールへの引込口及び引出口付近
イ地中線路の曲折箇所
ウ直線部分では30mごとに1個（30mに満たない場合はその中間に1個）
エ道路横断箇所

19 自立型アンテナマストのベースアンカー
自立型アンテナマスト及び自立型避雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。

⑳電線保護物類
(1)合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管）及び付属品
タイプ25を使用するものとする。
電力用位置ボックス類は、合成樹脂製又は鋼製とする。鋼板製とした場合は管内に接地線を付加し、当該ボックスにボンディングを施すものとする。
ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
(2)金属製露出管路
次の管路は、塗装を行う。ただし、溶融亜鉛めっき加工された電線管を除く。
（※屋外　※配線室を除く屋内で見えがかり部分　・　）
(3)ケーブル配線の保護管は、標準仕様書金属管配線、合成樹脂管配線の項による。
(4)弱電設備の管の敷設
ケーブルを収容する管路の1区間の屈曲箇所は3箇所以内で曲げ角度の合計は180°?E?aとする。ただし、通線及び管内の電線の引き替えが容易に行えるように施工する場合はこの限りでない。
(5)壁面配管等で人が容易に触れるおそれのある部分（2ｍ以下）の配管支持材には保護キャップ等の安全措置を施すものとする。

21 照明用ポール
照明用ポールは、次による。
※配線用遮断器又はカットアウトスイッチを設ける。仕様についてはメーカー仕様に準ずる。
・配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。

㉒配線器具
(1)スイッチは原則としてネーム付きとし、器具の場所を表示する。
(2)フラッシュプレート
※新金属　・ステンレス　・合成樹脂
(3)フロアプレートは水平高低調整付（空転防止形または工具締付形）とする。
※アルミ製　・黄銅製
(4) 発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。
(5)コンセントには回路番号を表示する。

23 屋外の支持金物
電線管等の屋外支持金物は、原則として次による。
※ステンレス製　・亜鉛メッキ

㉔機器姿図
姿図の形状及び寸法は概略を示す。

荒井建築計画事務所一級建築士事務所				検図	作図
藤枝市教育部教育政策課					
令和７年度　藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事				図番	E-01
日付	R6.10.18	縮尺	-	図名	電気設備工事特記仕様書 (R6.4) 1/2

電気設備工事特記仕様書（2）

㉕照度測定
照明器具を新設、改修した部屋の照度
※測定する　・測定しない
測定箇所等は監督職員の指示による

26 建築材料等
本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用する。
(2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3)接着材は、可塑剤（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑材を除く）が添加されていない材料を使用する。
(4)(1)の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

㉗化学物質の濃度測定
・要　※不要
測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等については、監督職員の指示による。

㉘設備機器容量
本工事及び関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。

撤去工事

①撤去
・撤去前に内容物（発電設備燃料等）の回収を要する機器、配管等の処置（　　　　　）
・撤去後の補修、復旧（　　　　　）

2 石綿含有建材の除去工事
事前調査　※行う　・行わない
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。
分析による石綿含有建材の調査　※行わない　・行う（　　箇所）
測定箇所等は監督職員の指示による。
石綿粉じん濃度測定　※行わない　・行う（　　箇所）
測定箇所等は監督職員の指示による。
石綿作業主任者
石綿作業主任者技能講習修了者又は平成１８年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。
石綿含有品　・フランジ用ガスケット（・配管　・ダクト）
・天井材　・
・外壁（・塗材　・スレート　・　　）
撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。
石綿含有塗材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。

電力・発電設備工事

1 防災用照明器具・・・
建築基準法の規定による非常用照明器具は次による。（○で囲むもの）
・電池内蔵形　・電源別置形（・バッテリー　・発電機）

2 電動機等の接地・・・
金属管配線において、電動機容量7.5KW以下は金属管を接地線とする。

3 受変電設備・・・・・
受変電キュービクル本体の耐震性は、JEM－TR144「配電盤・制御盤の耐震設計指針2003年版」（一般社団法人日本電機工業協会）における耐震機能クラス1とする。

4 雷保護設備・・・・・
(1)保護レベル　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　※Ⅳ
(2)受雷部システムの配置　・保護角法　・回転球体法　・メッシュ法

5 主燃料槽・・・・・・
主燃料槽は満油渡しとする。

6 太陽光発電設備・・・
太陽電池アレイ用支持物の荷重計算は、JIS C 8955:2011「太陽電池アレイ用支持物設計標準」による。
太陽光発電システムの用途
※極めて重要な太陽光発電システム　・通常の太陽光発電システム

通信・情報設備工事

1 構内情報通信網設備・
学校については校内LAN工事特記仕様書による。

2 テレビ共同受信装置・
(1)テレビ機器収容箱
ブースターを収容する収納箱は、露出コンセント（2P15A2口）を内蔵し、扉には放熱に有効なガラリ等を備えたものとする。
(2)アンテナマスト　・自立形　・壁面形
・標準図のAの寸法（　　　）mm

防災設備工事

1 自動火災報知装置
(1)受信機
・R型　・P型（　　）級（　　）回路
予備電源付（・壁掛形　・自立形）
複合盤の場合は図示する。
(2)副受信機　表示窓数（　）窓（・壁掛形　・自立形）
(3)発信機　・R型　・P型（　　）級（　　）形
(4)機器収納箱　・埋込形　・露出形　・消火栓箱組込形
(5)消火栓ポンプ始動用表示灯　・専用　※火報と兼用

2 自動閉鎖装置
(1)連動制御器　（　）回線（複合盤の場合は図示する。）
(2)動作仕様
ア作動方式　・多回線順次作動　・単独作動
イ防煙ダンパ　・手動復帰　・遠方復帰

3 非常警報装置
(1)非常警報装置　・埋込形　・露出形
(2)起動装置（押しボタン）　・埋込形　・露出形

4 ガス漏れ火災警報装置
(1)受信機　（　）回線　予備電源付（・壁掛形　・自立形）
複合盤の場合は図示する
(2)検知器　・都市ガス　・液化ガス
電　源　・AC100V　・DC24V
(3)中継器　確認表示灯　・あり　・なし

その他

舗装版切断時の濁水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。

表1　接地極一覧表

接地の種類	記号	接地抵抗	接地極の規格・数量
・共同接地	EA・B・C・D	Ω以下	EB(D=14又はW=40)x3連-組
・共同接地	EA・C・D	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)x3連-組
・A種	EA	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)x3連-2組
・B種	EB	Ω以下	EB(D=14又はW=40)x3連-組
・B種	EB	37.5~75Ω以下	EB(D=14又はW=30)x3連
・C種	EC	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)x3連-2組
・D種	ED	100Ω以下	EB(D=10又はW=30)x1
・D種	EELCB	100Ω以下	EB(D=10又はW=30)x1
・雷保護用	ELA	Ω以下	EB(D=14又はW=40)x連-組 又はEPx0.6-2
・高圧避雷器	ELH	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)x3連-2組
・低圧避雷器	ELL	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)x3連-2組
・交換機用	Et	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)x3連-組
・通信機器用	EAt	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)x3連-2組
・通信機器用	EDt	100Ω以下	EB(D=10又はW=30)x1
・測定用	Eo	100Ω以下	EB(D=10又はW=30)x1
・構造体接地		Ω以下	
・等電位接地		Ω以下	

注1）EBでD=14の場合はL=1500とし、W=40の場合はL=1200、W=30の場合はL=900とする。
注2）図中に記載がある場合は、それを優先する。

表2　機器標準取付高さ

区分	名称		測定	取付高さ(mm)
電力共通	取引用計器		地上~窓中心	1,800~2,000
	引込開閉器		地上~中心	1,800~2,200
電灯	分電盤		床上~中心	1,500
			(上端1,900以下)	
	スイッチ		床上~中心	1,100
	人感センサー用切替スイッチ		床上~中心	1,800
	コンセント	(一般)	床上~中心	400
		(和室)	床上~中心	200
		(台上)	台上~中心	150~200
		(土間)	床上~中心	500
		(外壁・屋外)	地上~中心	800
	ブラケット	(一般)	床上~中心	2,100~2,300
		(踊場)	床上~中心	2,000~2,500
		(鏡上)	鏡上端~中心	150
動力	壁掛制御盤		床上~中心	1,500
			(上端1,900以下)	
	手元開閉器		床上~中心	1,500
	操作スイッチ		床上~中心	1,300
電話	室内端子盤		床上~下端	300
	集合保安器箱		天井下~上端	200
	壁付・アウトレット	(一般)	床上~中心	400
		(和室)	床上~中心	200
時計・拡声	壁付形親時計		床上~中心	1,500
			(上端1,900以下)	
	子時計		床上~中心	天井高x0.9
	壁掛形スピーカ		床上~中心	天井高x0.9
	壁付アッテネータ		床上~中心	1,100

区分	名称	測定	取付高さ(mm)
表示	表示盤	床上~中心	天井高x0.9
	壁付発信器	床上~中心	1,100
	ベル・ブザー・チャイム	床上~中心	2,300
	壁付押し釦(一般)	床上~中心	1,100
誘導支援	壁付インターホン	床上~中心	1,100
	壁付アウトレット(一般)	床上~中心	400
	壁付アウトレット(和室)	床上~中心	200
	押し釦（トイレ呼出用）	床上~中心	900又は400
	復帰釦	床上~中心	1,800
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下~上端	200
	直列ユニット(一般)	床上~中心	400
	直列ユニット(和室)	床上~中心	200
火災報知	受信器・副受信器	床上~中心	800~1,500
	機器収容箱・受信器	床上~中心	800~1,500
	ベル	床上~中心	2,300
	表示灯	床上~中心	2,100
	LPガス用検知器	床上~上端	300

備考
注）
1.天井高3,000以上の場合は、監督職員と協議する。
2.意匠に関係する部分（正面玄関・玄関ホール・EVホール・上級室・会議室）の取付位置は、監督職員と十分協議する。
3.表は原則とし、施工前に監督職員の承諾を受ける。

表3　耐震施工の基準
設備機器・配管等の支持、固定は、以下の図書を適用する。
ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成25年度）
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

*ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

別表

名　称
◯配電盤、分電盤、制御盤、警報盤等
◯照明器具
・電熱装置
・高圧機器類
・特別高圧機器類
・直流電源装置
・交流無停電電源装置（UPS）
・ディーゼル発電装置
・ガスエンジン発電装置
・マイクロガスタービン発電装置
・燃料電池発電装置
・熱併給発電装置
・太陽光発電装置
・風力発電装置
・構内情報通信網装置
・構内交換装置
・情報表示装置
・映像・音響装置
・誘導支援装置
・テレビ共同受信設備
・監視カメラ装置
・駐車場管制装置
・防犯・入退室管理装置
・監視制御装置

◯印の付いたものを適用する。

荒井建築計画事務所一級建築士事務所		検図	作図
藤枝市教育部教育政策課			
令和７年度　藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事			図番 E-02
日付 R6.10.18	縮尺 -	図名 電気設備工事特記仕様書 (R6.4) 2/2	

【1階　改修前平面詳細図】

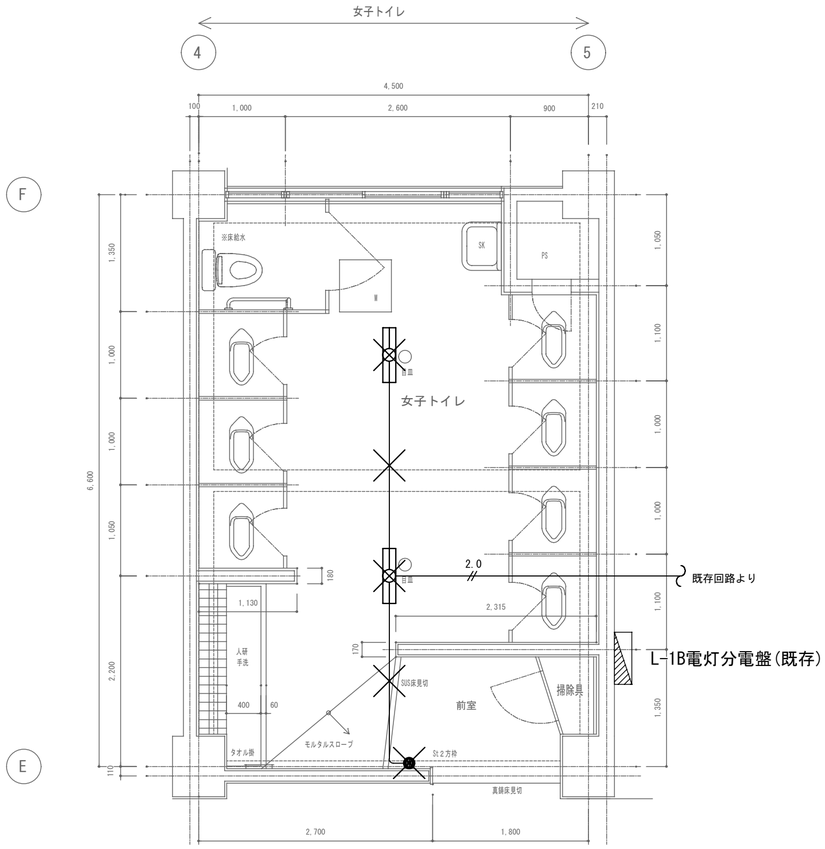

【1階　改修後平面詳細図】

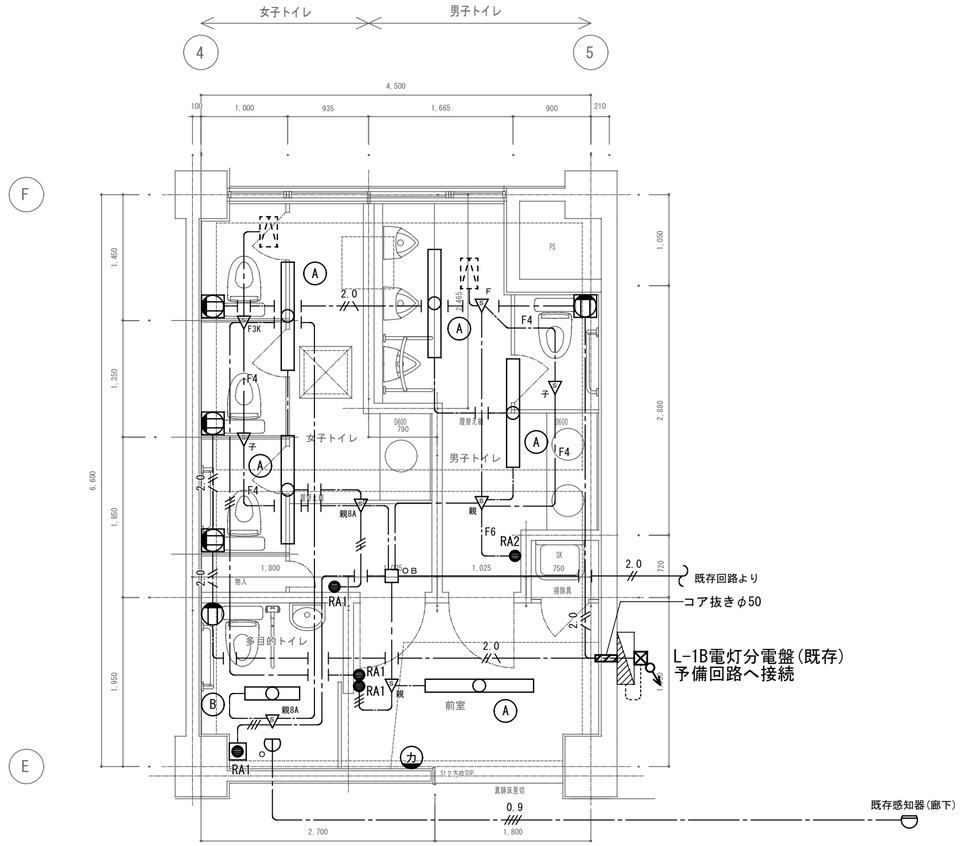

【凡例】

2.0	IV2.0x2 (E19)
	IV1.6x2 (E19)
2.0	EM-EEF2.0-3C
F6	EM-EEF1.6-3Cx2
F4	EM-EEF1.6-2Cx2
	EM-EEF1.6-3C
	EM-EEF1.6-2C
0.9	EM-AE0.9-4C
	MM1-B型内配線
	プルボックス取付 鋼板製　非防水 200x200x150 (分電盤へ立下げ)

	既存照明器具　FL20Wx1灯型　逆富士型
	埋込スイッチ　1P15A
力	カバープレート　新金属プレート

	新設定温式スポット型感知器　特種　防水型
	埋込コンセント　2P15A　EET付き　新金属プレート
	埋込コンセント　2P15A　EET付き　新金属プレート　1種金属線ぴ用スイッチボックス取付(立下げMM1-A)
OB	新設アウトレットボックス　樹脂製
親	熱線センサー付き自動スイッチ　親機　3A
親8A	熱線センサー付き自動スイッチ　親機　8A
子	熱線センサー付き自動スイッチ　子機
F	熱線センサー付き自動スイッチ　子機　換気扇連動型
F3K	熱線センサー付き自動スイッチ　子機　換気扇接続端子付・親機3系統連動型
RA1	熱線式自動スイッチ(センサー別置)OFF・自動・連続切替スイッチ付き 1回路用（照明用）FL+2,000　1種金属線ぴ用スイッチボックス取付(立下げMM1-A)　ガードプレート付き
RA1	熱線式自動スイッチ(センサー別置)OFF・自動・連続切替スイッチ付き 1回路用（照明用）FL+2,000　ガードプレート付き
RA2	熱線式自動スイッチ(センサー別置)OFF・自動・連続切替スイッチ付き 2回路用（照明と換気扇用）FL+2,000　ガードプレート付き
	換気扇(機械設備工事)

照明器具姿図

A	LED照明器具　直付天井灯	LSS9-4-30
B	LED照明器具　直付天井灯	LSS9-2-15

・上記図面で、×印個所は撤去・処分とする。
　ただし、コンクリート打ち込み配管は残置し配線のみ撤去とする。
　又、上記凡例において既存再利用品は処分対象外とする。

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13　TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

電気設備　1階平面詳細図
現況・改修

製図	荒井
検図	荒井
縮尺	R6.10.18

1/50

E-03

【2・3階　改修前平面詳細図】

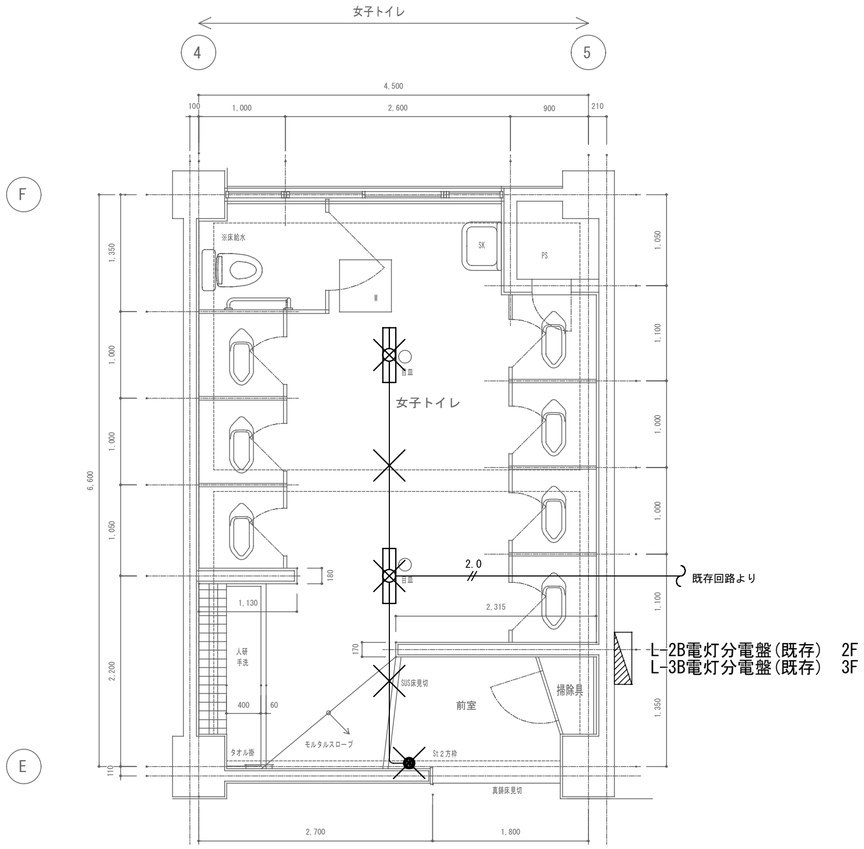

【2・3階　改修後平面詳細図】

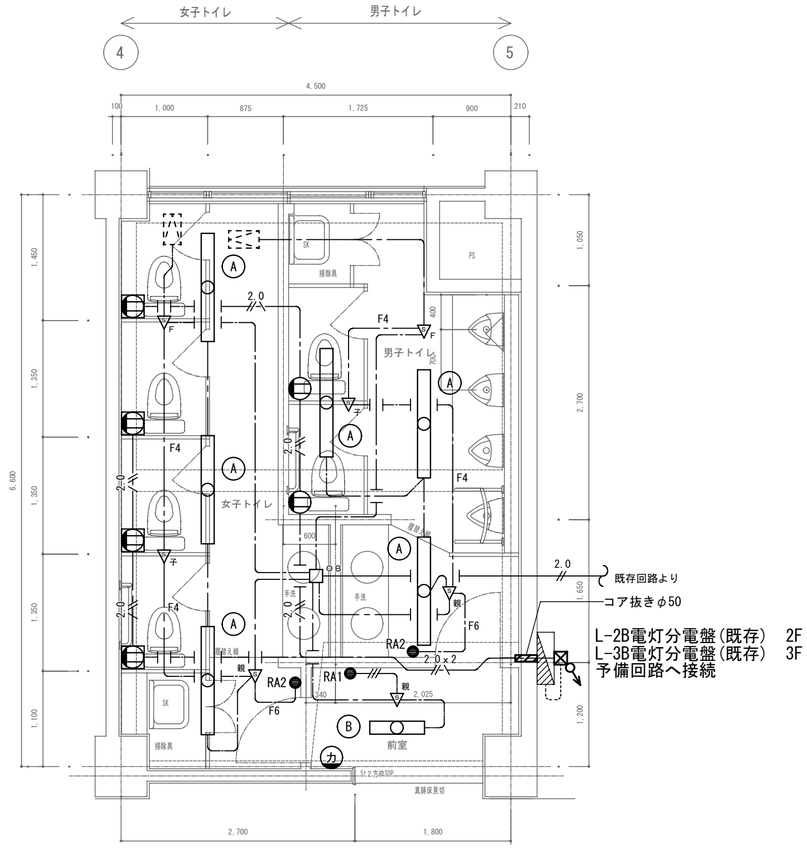

【凡例】

2.0	IV2.0x2 (E19)
	IV1.6x2 (E19)
2.0	EM-EEF2.0-3C
F6	EM-EEF1.6-3Cｘ2
F4	EM-EEF1.6-2Cｘ2
	EM-EEF1.6-3C
	EM-EEF1.6-2C
0.9	EM-AE0.9-4C
	MM1-B型内配線
	プルボックス取付 鋼板製　非防水 200ｘ200ｘ150 (分電盤へ立下げ)

	既存照明器具　FL20Wx1灯型　逆富士型
	埋込スイッチ　1P15A
力	カバープレート　新金属プレート

	新設定温式スポット型感知器　特種　防水型
	埋込コンセント　2P15A　EET付き　新金属プレート
	埋込コンセント　2P15A　EET付き　新金属プレート　1種金属線ぴ用スイッチボックス取付(立下げMM1-A)
OB	新設アウトレットボックス　樹脂製
親	熱線センサー付き自動スイッチ　親機　3A
親8A	熱線センサー付き自動スイッチ　親機　8A
子	熱線センサー付き自動スイッチ　子機
F	熱線センサー付き自動スイッチ　子機　換気扇連動型
F3K	熱線センサー付き自動スイッチ　子機　換気扇接続端子付・親機3系統連動型
RA1	熱線式自動スイッチ(センサー別置)OFF・自動・連続切替スイッチ付き 1回路用（照明用）FL+2,000　1種金属線ぴ用スイッチボックス取付(立下げMM1-A)　ガードプレート付き
RA1	熱線式自動スイッチ(センサー別置)OFF・自動・連続切替スイッチ付き 1回路用（照明用）FL+2,000　ガードプレート付き
RA2	熱線式自動スイッチ(センサー別置)OFF・自動・連続切替スイッチ付き 2回路用（照明と換気扇用）FL+2,000　ガードプレート付き
	換気扇(機械設備工事)

照明器具姿図

A	LED照明器具　直付天井灯	LSS9-4-30
B	LED照明器具　直付天井灯	LSS9-2-15

・上記図面で、×印個所は撤去・処分とする。
ただし、コンクリート打ち込み配管は残置し配線のみ撤去とする。
又、上記凡例において既存再利用品は処分対象外とする。

荒井建築計画事務所 1級建築士事務所
静岡県島田市大津通11-13　TEL: 0547-77-2355
一級建築士登録　第 308615 号　荒井恵子
一級建築士事務所登録　第 6778 号

令和７年度
藤枝中学校トイレ洋式化等改修工事

電気設備　2・3階平面詳細図
現況・改修

製図　荒井
検図　荒井
縮尺　R6.10.18

1/50

E-04